

令和 7 年10月 8 日（水）
午前 8 時45分～ 9 時15分
庁議室

令和 7 年度 第17回庁議次第

議題

○ 協議事項

- ① 「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）に関するパブリック・コメントの実施について

（環境対策課）

- ② 「国分寺市立第二・第三西町学童保育所」指定管理者の募集について

（子ども子育て支援課）

○ その他

庁 議 付 議 事 案 申 請 書

令和 7 年 10 月 8 日

付議番号	7 — 21 号	提出者	建設環境 部長	島崎 進一
1. 件名	「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）に関するパブリック・コメントの実施について			
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。		
		(2)重要施策に関すること。		
		(3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。		
		○ (4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。		
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容	令和3年12月に策定した「国分寺市災害廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）について、処理計画改定（案）として決定し、その改定（案）に関するパブリック・コメントの実施について決定していただきたい。			
4. 提案理由	処理計画の改定にあたり、処理計画改定（案）をあらかじめ公表し、市民等から意見の提出を受け、その意見を考慮した上で、処理計画の改定を決定する必要があるため。			
5. 提案までの経過	・ 令和7年9月10日 令和7年度第3回定例会建設環境委員会において、処理計画改定（素案）について報告 ・ 令和7年9月30日 国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会において、処理計画改定（素案）について意見聴取（意見の集約及び検討中）			
6. 現状と問題点	現在、本計画策定後、国での「災害廃棄物対策指針」の技術資料の改定、東京都での「東京都災害廃棄物処理計画」の改定及び当市の「国分寺市地域防災計画」の修正が行われており、これらと整合を図るため処理計画を改定する必要がある。			
7. 関係資料	資料1「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）への意見募集			
	資料2「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）			
	資料3「国分寺市災害廃棄物処理計画」改定スケジュール			

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A・・・高 B・・・中 C・・・低）		採択基準
緊急性	「東京都災害廃棄物処理計画」の改定や「国分寺市地域防災計画」の修正が行われており、地震による建物倒壊等の想定被害が大幅に変更となっていることから緊急性は高いと考えられる。	A
公共性	全市民が排出する災害廃棄物を対象としていることから公共性は高い。	A
重要性	災害時において発生する、廃棄物処理体制を確保し、適正かつ迅速に処理を行うことにより、市民の生活環境の保全を図ることは重要性は高い。	A
公平性	全市民が排出する災害廃棄物を対象としていることから公平性は高い。	A
総合性	災害廃棄物の処理に特化した計画であることから、総合性は低いと考えられる。	C
将来性	将来、起こりうる地震や風水害などの自然災害の発生について、予測することが困難であるが、想定される災害廃棄物について、適正かつ迅速に処理を行うための計画であることから将来性は高いと考えられる。	A
経済性	災害時における、大量に発生する災害廃棄物について、処理計画に基づき計画的に処理を行うことから経済性は高いと考えられる。	A
継続性		
関連性	廃棄物や防災に関する諸計画（国分寺市一般廃棄物処理基本計画、（仮称）国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画、国分寺市国土強靱化計画、国分寺市地域防災計画）との関連性がある。	A
連携性	国での「災害廃棄物対策指針」や都での「東京都災害廃棄物処理計画」を基に、処理計画を改定することから連携性は高いと考えられる。	A
地域性	災害時における廃棄物は市域全体に係るため、地域性は高いと考えられる。	A
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	個人情報は収集しない。
	市民参加の機会確保	・国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会（9/30） ・国分寺市民防災委員会（五役会10/9、代表者会議10/23）（予定） ・市民説明会（11/6、11/15）（予定）
	パブリックコメント	令和7年11月4日（火）から令和7年12月4日（木）
	法務の対応	

《パブリック・コメント（意見提出手続）》

「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）への意見募集

1. 件名

「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）

2. 意見の募集期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月4日（木）まで（必着）

3. 公表場所

①市政情報コーナー（市役所1階） ②ひかりプラザ ③各市民サービスコーナー ④各公民館
⑤恋ヶ窪図書館 ⑥光図書館 ⑦各地域センター ⑧福祉センター ⑨市ホームページ

4. 意見の提出方法及び提出先

- ・ 郵送・窓口：〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号
国分寺市 建設環境部 環境対策課（市役所3階）
- ・ FAX：042-325-1380
- ・ メール：kankyoutaisaku@city.kokubunji.tokyo.jp
※「意見」のほか「件名」、「氏名・住所」（団体にあつては、「名称・代表者名・事務所等の所在地」）と下記「5」のいずれかに該当することを明記してください。
※市外在住の方は市内の勤務先・通学先または事業もしくは公益的な活動内容等を併記してください。

5. 意見を提出できる方

- ①市内に在住の方
- ②市内に在勤又は在学の方
- ③市内で事業活動又は公益的な活動をされている方や団体
- ④本市に納税義務のある方や団体
- ⑤当該案件に利害関係のある方や団体

6. 結果の公表予定

令和8年3月（「3」と同じ場所で公表します。）

7. 問合せ先

建設環境部環境対策課庶務係 電話 042-312-8679

8. その他

- ・ いただいたご意見の概要とそれに対する考え方を後日公表します。直接、回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ 収集した個人情報につきましては、関係法令に基づき適切に取り扱います。

令和7年10月8日
庁議付議資料 No. 2
環境対策課

国分寺市災害廃棄物処理計画 (案)

令和〇年〇月改定

国分寺市

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
1 計画策定の背景	1
2 計画改定の背景	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 本市の概況	3
1 自然的状況	3
2 社会的状況	6
第4節 計画の対象	7
1 対象とする災害	7
2 対象とする廃棄物の種類	8
3 想定される災害廃棄物の特徴	8
第5節 被害想定に基づく災害廃棄物発生量(推計)	12
1 災害廃棄物	12
2 廃家電	13
3 生活ごみ	14
4 避難所ごみ	14
5 仮設トイレ等し尿	15
第6節 市民・事業者・市・一部事務組合の役割	16
1 市民の役割	16
2 事業者の役割	16
3 市の役割	16
4 一部事務組合の役割	16
第7節 災害廃棄物対策の基本的な考え方	17
1 実施主体	17
2 基本方針	17
第8節 災害廃棄物処理の流れ	18
1 災害廃棄物処理フロー	18
2 処理体制及び処理可能量の推計	22
第9節 災害廃棄物処理の進め方	25
第2章 災害廃棄物対策	26
第1節 平時の備え	26
1 組織体制の検討	26
2 情報収集・連絡体制	27
3 協力・支援体制	28
4 処理体制の整備	30

5 仮置場の検討	31
6 市民・ボランティアとの連携	34
7 対応マニュアルの整備	34
第2節 初動期	35
1 初動対応	35
2 情報収集・連絡	35
3 協力・支援体制	35
4 発生量、処理量、処理可能量（暫定値）の算定	38
5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営	38
6 収集運搬体制の確立	40
7 市民・ボランティアへの広報の実施	41
8 中間処理の方針及び体制の確認	41
9 進行管理の実施	41
10 災害廃棄物処理実行計画の策定	42
第3節 応急対応期（発災から6か月）	43
1 発生量、処理量、処理可能量（暫定値）の見直し	43
2 損壊家屋等の撤去	43
3 貴重品・思い出の品等の取り扱い	44
4 市民・ボランティアへの広報	44
5 進行管理	44
6 国庫補助金等の事務処理	44
第4節 復旧・復興期（発災から3年程度）	45
1 災害廃棄物処理実行計画の見直し	45
2 進行管理	45
3 仮置場の原状復旧の検討・実施	45
4 復興資材の有効活用	45
第3章 教育、訓練、計画の見直し	46
1 教育・訓練	46
2 計画の見直し	46
おわりに	46
巻末資料	47
1 第1章 第5節 1 災害廃棄物	47
2 第1章 第5節 2 廃家電	49
3 第1章 第5節 3 生活ごみ	50
4 第1章 第5節 4 避難所ごみ発生量の推計	51
5 第1章 第5節 5 仮設トイレ等し尿	51

6	第1章 第8節 1 (1)片付けごみ.....	52
7	第1章 第8節 2 (2)処理可能量の推計	55
8	第2章 第1節 1 組織体制の検討	56
9	第2章 第1節 5 仮置場の検討	57
10	第2章 第2節 5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営	61
11	再生利用の方法や活用例	61
12	環境モニタリングの実施.....	63
13	用語集.....	66

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の背景及び目的

1 計画策定の背景

令和 6 年能登半島地震、平成 28 年熊本地震、東日本大震災（平成 23 年）といった地震災害や、令和 2 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、平成 30 年 7 月豪雨と近年頻発している風水害においては、平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物が一時に発生し、その処理が自治体の大きな課題となっています。

地方公共団体が発災前に準備するための国の指針として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年 3 月）」（以下「指針」という。）が策定されました。指針は、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものです。指針は、平成 30 年 3 月に、①近年の法改正を受けた計画や指針の位置付けの変化等への対応、②近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③前記②を受けた平時の備えの充実をポイントに改定されました。

一方、東京都（以下「都」という。）では、首都直下型地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興に資すること等を目的とした「東京都災害廃棄物処理計画」（以下「都計画」という。）を平成 29 年 6 月に策定しました。都計画では、都や各主体の果たすべき役割を明確化し、計画策定後も計画の見直しや訓練、演習を通じて計画の実効性を高めるとともに、継続的な計画の見直しを進めていくこととしています。

国分寺市（以下「本市」という。）においても、今後発生が予想される大規模災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施するための体制構築に資することを目的に、指針等を参考として、「国分寺市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を令和 3 年 12 月に策定しました。

2 計画改定の背景

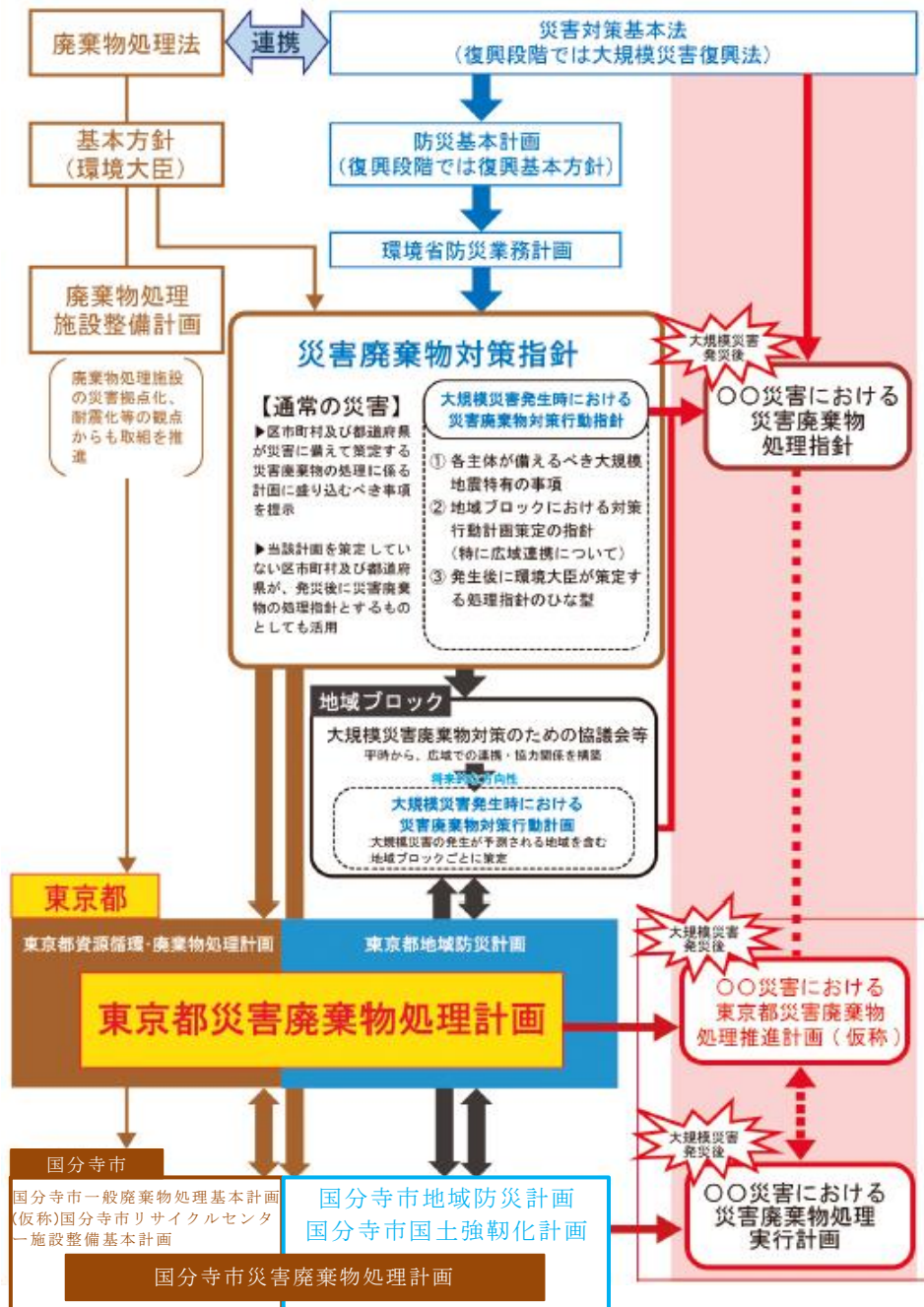
国では指針の改定後、指針の技術資料の改定が行われており、都では、令和 5 年 9 月に、最新の科学的知見や都のこれまでの支援で得られた知見を踏まえ、風水害に伴い発生する災害廃棄物への対応強化や、処理の円滑化に向けて連携強化などにより、都計画を改定しました。都では、引き続き計画改定後も、被災地への職員派遣による知見の積み重ねや、他自治体における災害廃棄物処理に係る情報収集、都内自治体向け訓練、演習等を通じて、災害対応力の強化に努めていくとしています。

本市においても、国分寺市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）が令和 6 年 12 月に修正され、地震被害想定が大幅に変更となったこと等を鑑み、また、指針技術資料や都計画の改定によりこれらと整合を図るため本計画を改定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、指針に基づき、都計画との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方と具体的な対応方策を定めるものであり、災害廃棄物処理に係る本市の基本計画として位置付けられます。

また、本市の災害対策全般にわたる基本的な計画である地域防災計画及び本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「国分寺市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものです。本計画の位置付けは図1-1に示すとおりです。



出典:災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月改定版）を基に作成

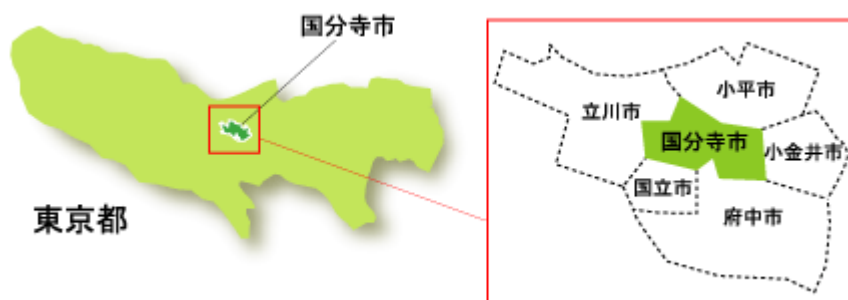
図1-1 本計画の位置付け

第3節 本市の概況

1 自然的状況

(1) 位置と面積

本市は、武蔵野台地の南縁部、都心から30kmの所に位置します。市の面積は11.46km²で東西約5.7km、南北約3.9kmでやや東西に細長い形状を示しています。東は小金井市、北は小平市、北西から西にかけて立川市、西から南西にかけては国立市、南は府中市に接しています。



出典: 国分寺市ホームページ

図1-2 本市の位置

表1-1 本市の位置と面積

位 置 (市役所)	面 積	海 抜	広 ば う	
			東 西	南 北
東経 139 度 28 分 北緯 35 度 42 分	11.46km ²	92m (最高) 55m (最低)	5.68 km	3.86 km

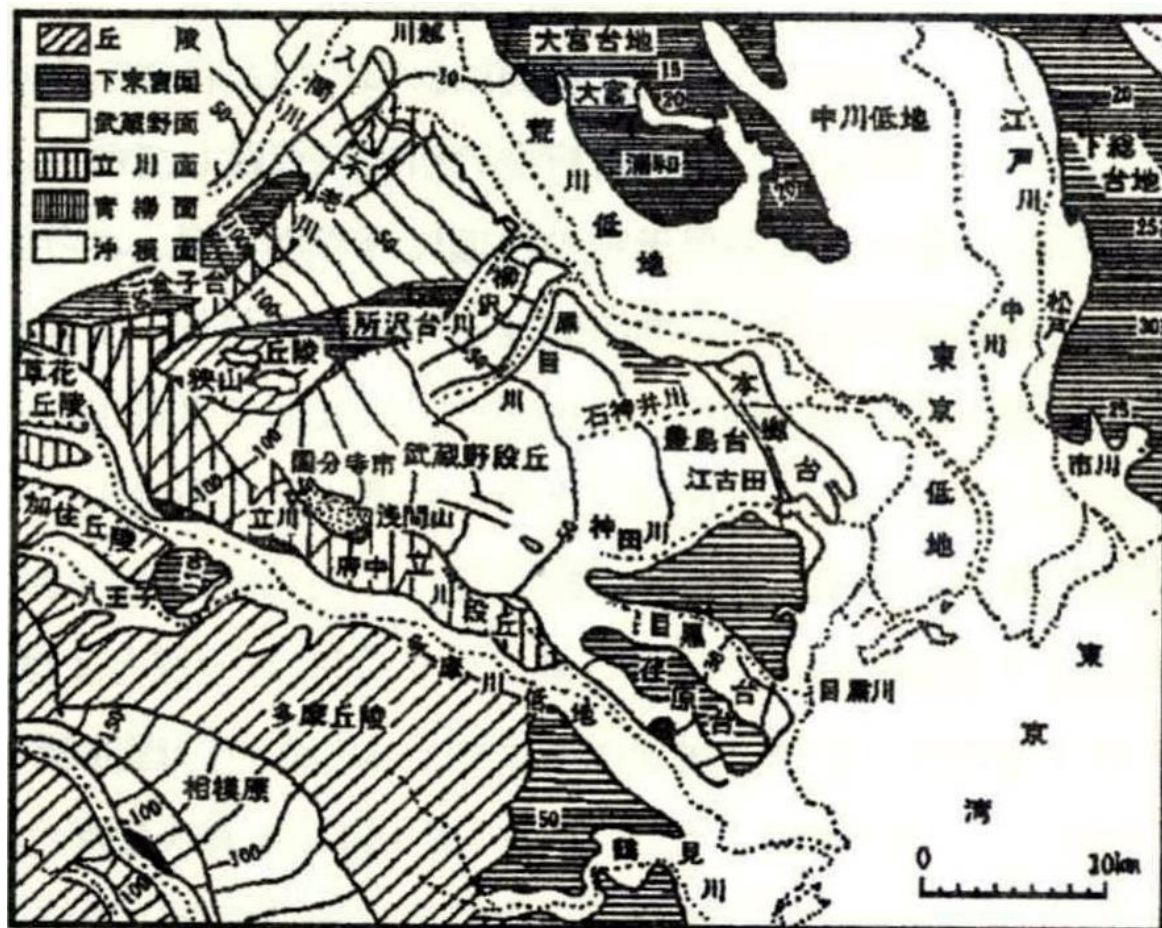
(2) 地形

本市は、武蔵野台地の一部をなす高台と、それより急崖を境にして一段と低い平坦地及び高台を刻む野川上流の谷で構成されています。市内で最も高い所は、西町五丁目のけやき台付近で海拔約92mで、低い所は東元町一丁目の鞍尾根橋付近で海拔約55mです。市域の大部分を占める高台の上の平坦地（台地面または段丘面）は、武蔵野面（武蔵野台地の台地面）と呼ばれています。武蔵野面は狭山丘陵の西端付近から東方へ次第に低下し、荒川低地、東京下町低地及び東京湾まで続く広大な台地面です。

一方、西町一から五丁目、光町二丁目、西元町及び東元町などの、高台より一段と低い平坦地は、立川面と呼ばれています。立川面は、市内の高台から見れば低地のように見えますが、立川駅西方の多摩川低地に面する急な崖、谷保天神の社域にみられる崖、更に府中競馬場南方の急崖を境にして、多摩川低地にのぞんでおり、やはり高台の表面となっています。この高台は立川段丘と呼ばれ、立川面はその表面の平坦地に対して付けられた名称です。立川面は、青梅市付近から多摩川及び不老川に沿って、武蔵野台地の南北両縁に帯状に発達しています。

多摩川沿いの立川面と武蔵野面との境は急崖であり、国分寺崖線と呼ばれています。これは、本市内では西町五丁目（崖の高さは約5m）から、国立駅東方（約11m）、武蔵国分寺（約12m）、東元町一丁目と南町の境（約16m）へと続く崖であり、更に野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近（約22m）まで続き、下流に行くほど崖の高さが大きくなっています。一方、西町五丁目から北西方向では、崖高は上流へ行くほど小さくなり、武蔵村山市中央（原山）付近では立川面と武蔵野面の高さがほとんど同じになります。このように、国分寺崖線の崖高が上流から下流へと大きくなるのは、立川面が武蔵野面よりも急傾斜であることに起因しています。市内東半部の高台には、いくつかの谷で刻まれ、急傾斜の立川面へと続いています。これらの谷は、下流部では高台より十数メートルも深い谷をなし、幅の狭い谷底低地となっていますが、上流に行くほど浅くなり、谷底も広がって、ついには谷底と台地面との区別がつきにくくなります。

以上のように、本市の地形は武蔵野台地に属する高台とそれを刻む谷及び武蔵野台地より一段と低いが高台の立川段丘でできており、野川に沿った谷底にのみ低湿な低地が発達しています。



出典:国分寺市地域防災計画(令和6年12月修正)

図1-3 武蔵野付近の地形区分と本市の位置

(3) 地盤

また、本市の大部分は、ローム層を主体とする洪積層台地上にあります。野川の谷の部分には旧多摩川の本流の堆積によって出口を閉塞されて発達したと思われる軟弱な沖積層を含む地盤があります。しかし、本市の地盤は、自然状態で見る限り大部分は良質の地盤で占められており、震災に対して決して弱いものではありません。

※表層地盤増幅率…地表から深さ 30m までの平均 S 波速度 (AVS30) から算出される地盤増幅率 (最大速度増幅率)。数値が高いほど揺れやすい。



図1-4 多摩川に沿う武蔵野面・立川面の投影横断面図

(4) 気象

(5) 河川

5

2 社会的状況

(1) 人口

市の総人口は 129,500 人（令和 7 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳）であり、長期的には増加傾向が続いていますが、国分寺市人口ビジョン（令和 5 年 12 月）においては、令和 23 年以降は減少傾向に転じるとしています。

(2) 交通

①道路

市内の道路の総延長は、令和 6 年 4 月 1 日現在 240,922m であり（令和 6 年度国分寺市統計）、このうち市道は 223,377m となっています。市道において幅員 5.5m 未満の道路が 196,976m で、市道全体の約 8 割を占めています。また、市道総延長の約 6 割が未改良道路となっています。

②鉄道

鉄道は、市の中心部を J R 中央線が東西に貫通しており、西から順に西国分寺駅、国分寺駅の 2 つの駅があります。国分寺駅からは西武国分寺線及び多摩湖線が走っており、恋ヶ窪駅があります。東京都統計年鑑によると、令和 4 年度における乗車人員は J R 中央線 32 駅のうち、国分寺駅は新宿駅、東京駅、立川駅、中野駅、吉祥寺駅に次ぐ 6 番目となっており、西国分寺駅は 27 番目となっています。

第4節 計画の対象

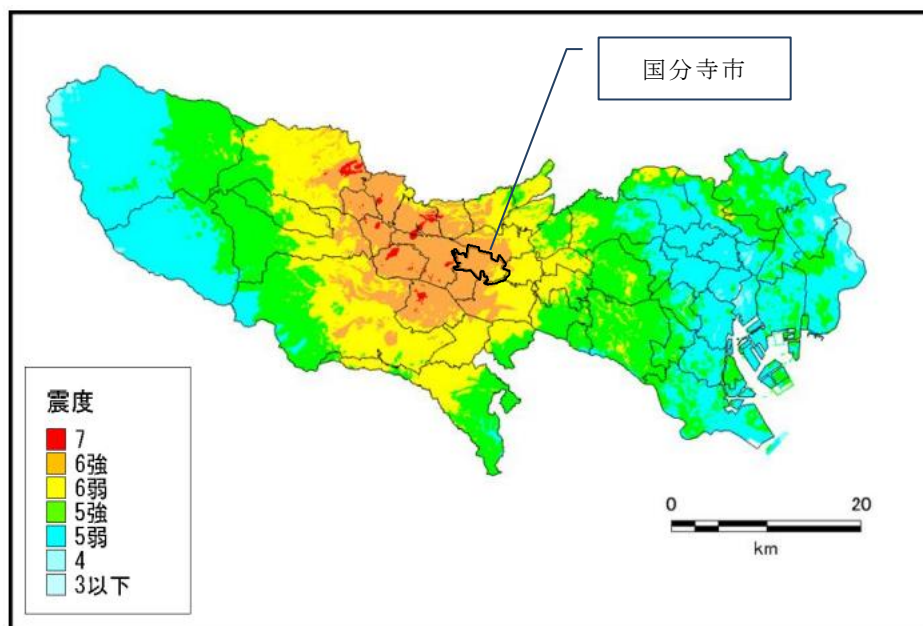
1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び台風、豪雨等による風水害、その他自然災害とします。なお、災害廃棄物の発生量については、地域防災計画で前提条件となっている「立川断層帯地震」を想定する災害とし、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行います。想定する条件は、表1-2に示すとおりです。

表1-2 想定する条件(冬の18時発生、風速8m/s)

項 目	内 容
想定地震	立川断層帯地震
震 源	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード7.4
市内全壊棟数	869 棟
市内半壊棟数	2,086 棟
市内焼失棟数	2,627 棟

出典:国分寺市地域防災計画(令和6年12月修正)



出典:首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月)

図1-5 立川断層帯地震における震度予想図

2 対象とする廃棄物の種類

災害時に発生する廃棄物は、表 1-3 及び表 1-4 に示すとおりであり、災害廃棄物の他に通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや、仮設トイレ等のし尿を処理する必要があります。災害廃棄物には、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物があります。

なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

3 想定される災害廃棄物の特徴

災害の種類により、発生する廃棄物はさまざまに変化します。表 1-3 に災害種類別の廃棄物の特徴と留意点を示します。

表 1-3 災害種類別の廃棄物の特徴

災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
地震災害	・ 損壊家屋の解体時に災害廃棄物量が多くなり、長期にわたって排出される傾向にある。 ・ 片付けごみは、余震が落ち着いてから一斉に排出される。	・ 損壊家屋の解体に伴うごみは、個々の家屋等の解体時に順次排出される。
風水害	・ 夏から秋を中心に発生する（梅雨時期の集中豪雨や台風時期）。 ・ 発災後、水が引き、片付けが始まると一斉に排出され、土砂が付着していることがある。 ・ 水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い。 ・ 片付けごみ（水に浸かった家財類（布団、畳、ソファ等）を中心に、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物なども多くなる。 ・ 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったも	・ 水に浸かり搬出し難いため、被災場所の近隣に、混合状態で排出されることが多い。 ・ 廃棄物の性状としては、水分を含み重量が増したもの（例：畳、布団等）も排出される。 ・ 畳、布団等は腐敗することもあるので、これ以上水に濡れないように保管し、積込み、積降ろしに必要な作業員や重機などを多めに準備する。 ・ 水没した家電製品は、漏電の危険性が高いため、原則、災害廃棄物として排出する。 ・ 災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。

災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
	のが多く排出される。 ・ 家屋内を片付ける際などに、泥を土のう袋に入れて排出する場合がある。	なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分した上で、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。
土砂災害	・ 土砂、流木等が発生し、災害廃棄物が土砂等と混合する。 ・ 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったのが多く排出される。	・ 廃棄物の性状としては、土砂や水分を含み重量が増したもの（例：畳、布団等）も排出される。 ・ 畳、布団等は腐敗することもあるので、これ以上水に濡れないように保管し、積込み、積降ろしに必要な作業員や重機などを多めに準備する。 ・ がれき混じり土砂等については、バックホウのつかみ装置やスケルトンバケット、振動ふるい機や回転式ふるい機、手選別等により、自然物である土砂、流木等と、廃棄物であるがれき等に分別する。 ・ 災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。 なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分した上で、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。 ・ 水没した家電製品は、漏電の危険性が高いので、原則、災害廃棄物として排出する。
竜巻	・ 屋根が吹き飛ばされたり、窓が割れたりすることにより、屋外にあるものや、屋内にあるものが散乱することで、災害廃棄物が発生する。 ・ 屋根が割れた家屋では、雨に濡れたりして、混合廃棄物となり散乱する。 ・ 発生場所が局地的であり、また、地震災害に比べて早い段階から災害廃棄物が排	・ 屋根が破壊され吹き飛ばされた際に、降雨が発生した場合、水害時に似た性状の廃棄物が発生する可能性がある。

災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
	出される。	
火山災害	降灰により屋外にある電気・電子機器などの故障や火山灰の重みによる建物被害などが発生する。	火山灰と混合状態となった廃棄物については、バックホウのつかみ装置やスケルトンバケット、振動ふるい機や回転式ふるい機、手選別等により、自然物である火山灰と、廃棄物であるがれき等に分別する。

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）を基に作成

表1-4 対象とする廃棄物

区分	種類	内容	写真
災害廃棄物	①コンクリート系混合物	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	 
	②木質系混合物	柱、はり、壁材等の廃木材	 
	③金属系混合物	鉄骨、鉄筋、アルミサッシ、廃家電、小型家電等	 
	④可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック、畳、布団、腐敗性廃棄物等が混在した可燃系廃棄物	 
	⑤不燃系混合物	分別することができない細やかなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス等が混在した不燃系廃棄物	 
	⑥燃えがら	火災により焼失した建物の燃えた後に残る灰や燃えかすのようなもの	
	⑦土砂混じり廃棄物（土砂付着廃棄物・汚泥）	自然物である土砂と廃棄物であるがれき等が混合したもの	

区分	種類	内容	写真
	⑧その他 (有害廃棄物、 適正処理が困 難な廃棄物)	・石綿、PCB、フロン類等を含むもの、医薬品類、農薬等の有害廃棄物 ・蓄電池や消火器等の危険品 ・ピアノ、マットレス等の処理困難物	
生活ごみ 在宅世帯及び避難所 から発生するごみ・ 資源物含む	・もやせるごみ	・生ごみ、衛生上焼却するもの等	
	・もやせないごみ	・金物、ガラス製品、電気製品等	
	・粗大ごみ	・家具類、布団等	
	・資源物	・資源プラスチック、ビン、カン等	
し尿		在宅世帯及び仮設トイレから発生するし尿及び浄化槽汚泥	

第5節 被害想定に基づく災害廃棄物発生量（推計）

1 災害廃棄物

（1）地震災害

地域防災計画における被害想定となっている「立川断層帯地震」における被害想定に基づき災害廃棄物の発生量を試算すると、最大で約 50 万トンにも上ると推計されます。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものです。

〈地域防災計画が想定する首都直下型地震〉

○立川断層帯地震（M7.4） 冬 18 時、風速 8m/s

表1-5 立川断層帯地震における被害の様相

被害原因	ゆれ・液状化		火災による建物被害
被害状況	全 壊	半 壊	焼 失
棟数(棟)	869	2,086	2,627

出典:国分寺市地域防災計画(令和6年12月修正)

表1-6 災害廃棄物の発生量

項 目	ゆれ・液状化	火災による建物被害	合 計
コンクリート系混合物(t)	103,265	157,482	260,747
木質系混合物(t)	32,576	6,733	39,309
金属系混合物(t)	1,703	12,001	13,705
可燃系混合物(t)	11,498	1,171	12,668
不燃系混合物(t)	63,875	—	63,875
燃えがら(t)	—	115,038	115,038
合計(t)	212,917	292,425	505,342

巻末資料 P47～49 により推計

※四捨五入の関係により、合計の数値が合わない場合があります。

表1-7 片付けごみの発生量

項 目	ゆれ・液状化
コンクリート系混合物(t)	3,585
木質系混合物(t)	1,130
金属系混合物(t)	59
可燃系混合物(t)	399
不燃系混合物(t)	2,216
合計(t)	7,388

巻末資料 P47～49 により推計

※四捨五入の関係により、合計の数値が合わない場合があります。

(2) 水害

「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」が氾濫すると、浸水予想区域図の浸水エリアを中心に、市内でも被害を受ける可能性があります（参考：図1-6 野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（改定））。

大規模な水害のほかに、支川の氾濫、内水による氾濫等が発生した場合には、浸水予測区域図に指定されていない区域においても浸水が発生し得るので、市は対策を進めておくことが重要です。

なお、発生量推計値は、今後の国や都の動向を踏まえ推計を検討していきます。



出典：東京都下水道局ホームページ

図1-6 野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（改定）

2 廃家電

本市のような大都市災害の特徴として、廃家電の大量発生・大量仮置きが想定されます。廃家電は、災害廃棄物の金属系混合物に含まれますが、個別に仮置きスペースを確保することから特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象品目を対象に発生量（台数）を予測します。

推計式

各品目の発生量（台数）＝被害棟数（全壊＋半壊／2）×市区町村別の1棟当たり世帯数×1世帯当たりの品目ごとの所有数

表1-8 災害時に発生する廃家電推計台数

項 目		数 量	単 位	計 算 式
総建物数の内、住宅数の割合		92.39	%	31,152 棟/33,719 棟 × 100
住宅1棟当たりの世帯数		2.15	世帯/棟	67,040 世帯/31,152 棟
想定災害による被害棟数 (全壊+半壊/2)		1,912	棟	全壊 869 棟 + (半壊 2,086 棟)/2
被害棟数の内、住宅数		1,766	棟	1,912 棟 × 92.39%
被害住宅建物に居住する 世帯数		3,797	世帯	1,766 棟 × 2.15 世帯/棟
対象 家電 4品 目 サイ クル 法	廃冷蔵庫数	3,736	台	3,797 世帯 × (984 台/1,000 世帯)
	廃洗濯機数	3,729		3,797 世帯 × (982 台/1,000 世帯)
	廃エアコン数	11,213		3,797 世帯 × (2,953 台/1,000 世帯)
	廃テレビ数	7,089		3,797 世帯 × (1,867 台/1,000 世帯)

巻末資料 P49～50 により推計

3 生活ごみ

生活ごみのもやせるごみ、もやせないごみ及び粗大ごみについては、阪神・淡路大震災時の神戸市におけるごみの発生状況の増減を参考に、平時の収集実績に基づくごみ発生量に増加率を乗じることで推計します。

廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の稼働状況等により排出制限する場合があります。

推計式

生活ごみ発生量＝平時の発生量（収集実績に基づく）×増加率

表1-9 災害時の生活ごみ発生量推計値(t/年)

生活ごみの種類	平時の発生量※1	災害時の発生量推計値
もやせるごみ	12,174	11,590
もやせないごみ	1,498	2,586
粗大ごみ	939	1,621

巻末資料 P50～51 により推計

※1 令和6年度実績値

4 避難所ごみ

避難所ごみについては、「都計画」で示された発生量の推計式に基づき推計します。

推計式

避難所ごみ発生量＝避難者数×発生原単位（g/人・日）

（粗大ごみ以外の生活系ごみの収集実績※2に基づく）

※2 一般廃棄物処理実態調査における生活系ごみ搬入量の「収集量」と「直接搬入量」の合計

出典：東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)

避難所ごみ発生量＝16,228人×(23,456t/129,548人/365日)＝8.05t/日
 令和6年度の各ごみ実績値の比率で按分し、各ごみ発生量を試算します。結果は表1-10のとおりです。

表1-10 避難所ごみ発生量試算結果

避難所ごみ発生量（t/日）				避難者数 （人）
もやせるごみ	もやせないごみ	資源物	その他のごみ	
4.18	0.51	3.34	0.01	16,228
8.05				

巻末資料 P51 により推計

5 仮設トイレ等し尿

指針の技術資料に示された推計式を用い、立川断層帯地震発災時のし尿収集必要量及び、仮設トイレの必要基数を推計します。

地域防災計画では、立川断層帯地震時の避難生活者数は16,228人と想定しており、し尿収集必要量は1日当たり49,933ℓ、仮設トイレの必要基数は374基が算出されます。以下に、推計に用いた推計式及び各パラメータを示します。

表1-11 し尿収集必要量

項 目	単 位	設定値	項 目	単 位	推 計 値
総人口	人	129,548	1人1日平均排出量	ℓ/人・日	1.70
水洗化人口	人	129,476	断水による 仮設トイレ必要人数	人	13,081
上水道支障率	%	23.1%	仮設トイレ必要人数	人	29,309
汲取人口	人	72	災害時における し尿収集必要人数	人	29,372
避難者数	人	16,228	仮設トイレ必要基数	基	374
非水洗化区域 し尿収集人口	人	63	し尿収集必要量	ℓ/日	49,933

巻末資料 P51～52 により推計

第6節 市民・事業者・市・一部事務組合の役割

市民、事業者、市、一部事務組合における、各主体の役割分担に関する基本的な考え方を以下に示します。

1 市民の役割

市民は、廃棄物の排出者であり、かつ、被災者でもあります。まずは、自らの生命と安全な生活とを確保することが第一です。一方で、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たす必要があります。そのため、平時から自宅内にある使用意思のない家電製品や粗大ごみといった退蔵品等の処分を実施するとともに、災害廃棄物への理解を深めるために、行政が発信する広報紙等の確認・保管に努めます。

2 事業者の役割

事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、都及び本市が実施する災害廃棄物処理に協力する必要があります。平時において、事業所内にある使用予定のない機器類や粗大ごみの処分を実施し、災害廃棄物の発生抑制に努めます。有害廃棄物を扱う事業者は、厳正な管理、保管を行い、各種法令に基づいた対応をします。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、都及び本市が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たす必要があります。

3 市の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っています。市が一部事務組合を構成している場合は、平時より一部事務組合との間で災害廃棄物を合同で処理するために、発災時、自区内で発生した災害廃棄物について、一部事務組合と連携を図りながら、市が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用し、主体的に災害廃棄物処理を行うものとします。

また、各市区町村が自区内で発生した廃棄物を単独で処理しきれない場合など、必要に応じて、地域が一体となって災害廃棄物処理を実施します。

4 一部事務組合の役割

一部事務組合は、家庭ごみの性状と同様の片付けごみや、あらかじめ構成市と受入条件（種類・性状(前処理)を含む。）の取決めをした廃棄物等について、災害時においても、構成市と連携を図りながら、災害廃棄物の処理を実施します。

第7節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1 実施主体

市は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区内において災害廃棄物処理に努めます。本市は、平時の廃棄物処理において一部事務組合を構成しているため、災害時においても一部事務組合と連携して災害廃棄物処理に努めます。自区内での処理が困難と判断される場合は、他市区町村等の施設での処理に向けた調整を都に要請します。

2 基本方針

災害廃棄物の処理を進めるに当たって、法令を遵守することはもちろんですが、被災者となる市民の目線に立った処理の在り方を考えなくてはなりません。そこで、本計画では生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧、復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即して処理を推進していく立場においては、次の7つを基本方針として踏まえ、具体的な取組を進めていきます。

（１）計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を適宜把握した上で、計画的に処理を推進します。

（２）リサイクルの推進

膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。

（３）迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。

（４）環境に配慮した処理

混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。

（５）衛生的な処理

悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。また、感染症対策を徹底した災害廃棄物の収集・運搬・処理に努めます。

（６）安全の確保

住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。

（７）経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。

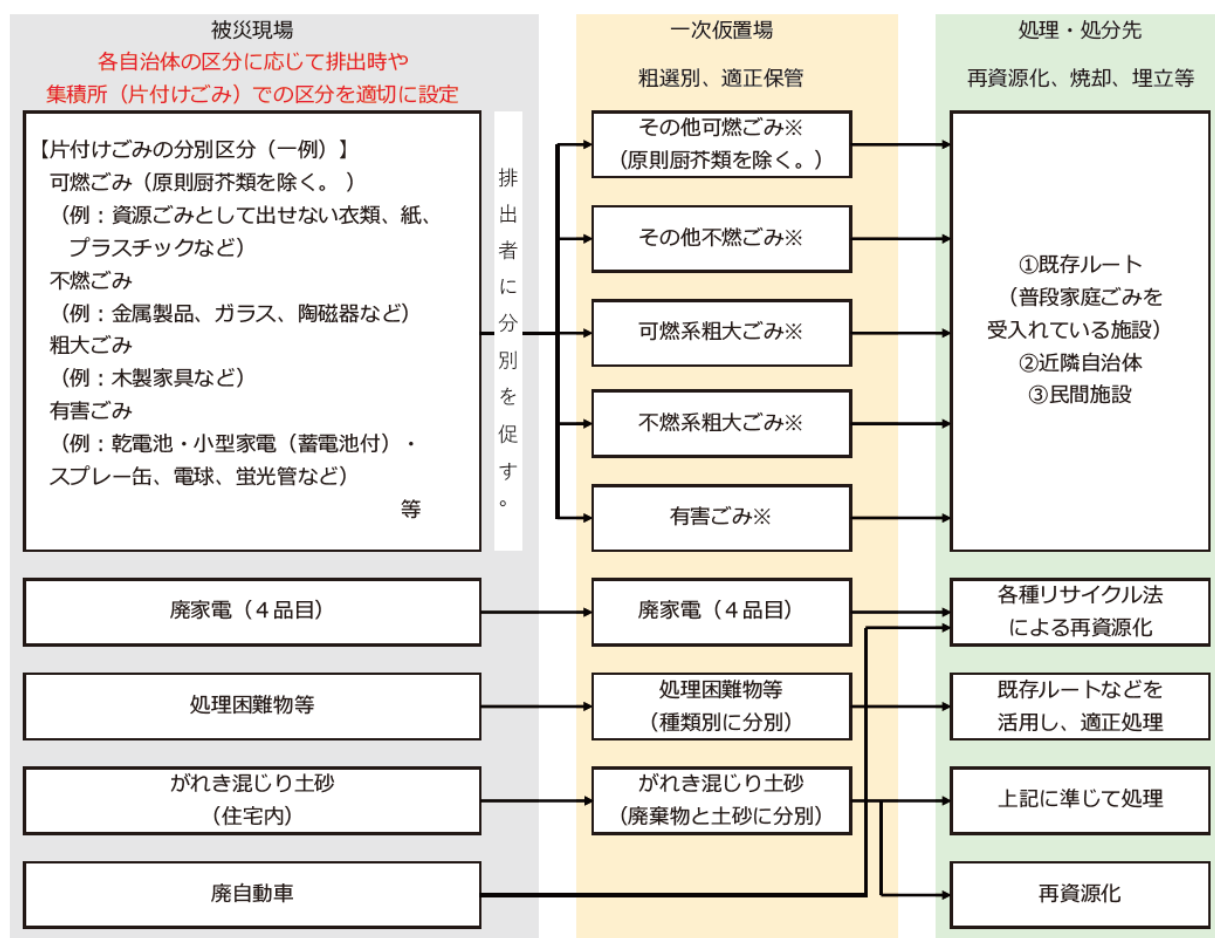
第8節 災害廃棄物処理の流れ

1 災害廃棄物処理フロー

損壊家屋からの片付けごみ及び解体廃棄物等は、一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減します。

片付けごみ、解体廃棄物等の処理フローについては、本市の地域特性等に応じて、適切な処理フローを整理します（本計画では一例を提示）。

（１）片付けごみ



出典：東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)

図1-7 片づけごみの処理フロー例

<留意事項>

- 風水害等においては、地震災害に比べて比較的早い段階で片付けごみの排出が始まり、路上、公園等を集積される可能性が高いため、平時の既存ルートで速やかに処理できるよう、処理体制等を構築し対応する。
- 被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法の対象品目）は、可能な限り分別を行い、家電リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。
- 処理困難物等は、適正に保管し、確実な処理を行う（処理困難物等（廃畳など）については、巻末資料を参照）。
- がれき混じり土砂については、分別した上で、廃棄物と土砂に分けて処理する。また、被災現場及び仮置場搬入時に分別を徹底し、混合廃棄物となるものの量を減らす。
- 被災自動車については、自動車リサイクル法にのっとり処理を行うため、撤去・移動し、所有者又は引取業者（自動車販売業者等）へ引き渡す。
- 地域集積所は、開設後すぐに片付けごみで埋まり、積み上げられるなどして、生活環境の保全上の支障が生じやすいことから、迅速に一次仮置場や直接処理処分先に運搬する必要がある。
- 可燃系や不燃系の片付けごみなど既存ルートで処理が可能な種類の災害廃棄物は、被災現場から、直接、処理・処分先への搬入も可能となるように検討する。
- 被災現場から仮置場への搬入に当たって戸別収集や一時的な集積を行う場合は、排出秩序（地域特性を考慮しながら分別区分や集積・回収時間の設定、集積場所の夜間使用禁止等）や収集運搬体制を考慮する。
- 処理が終了しない廃棄物や一次仮置場を閉鎖した後の廃棄物などは、二次仮置場に移行する。

（２）生活ごみ・避難所ごみ等

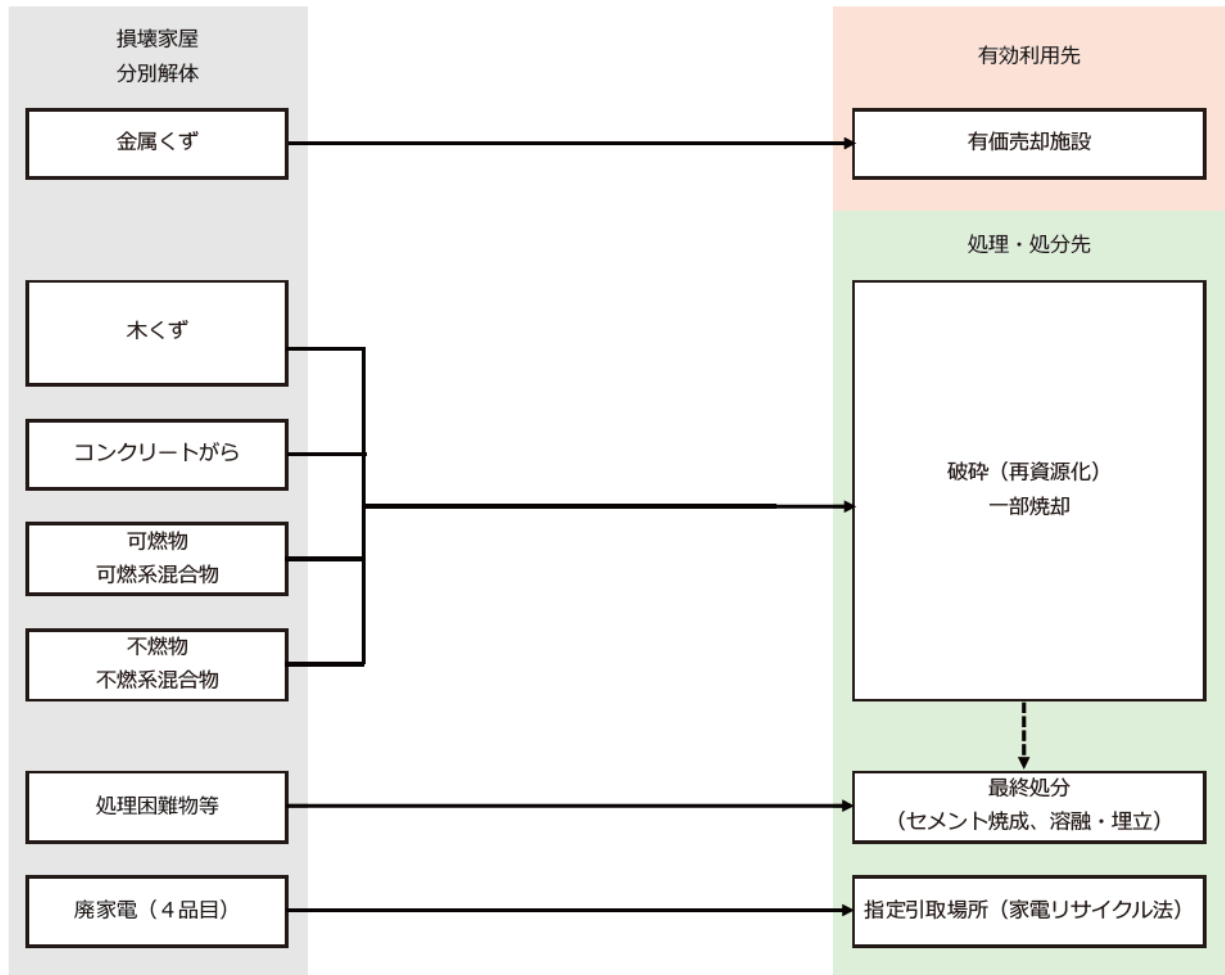
市は、平時と同様に生活ごみを収集し、平時にごみ処理を行う焼却施設等へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行います。仮設トイレを設置する場合にはし尿のくみ取り・処理等が必要となります。

なお、断水等による携帯トイレ・簡易トイレの使用が見込まれることから、これら使用済みの携帯トイレ等の収集運搬・処理等は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の観点から速やかに実施する必要があります。

(3) 解体廃棄物等

解体廃棄物は、できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とします。
また、効率的な収集運搬のために、被災現場やその近傍に積替え保管場を設置することもあります。

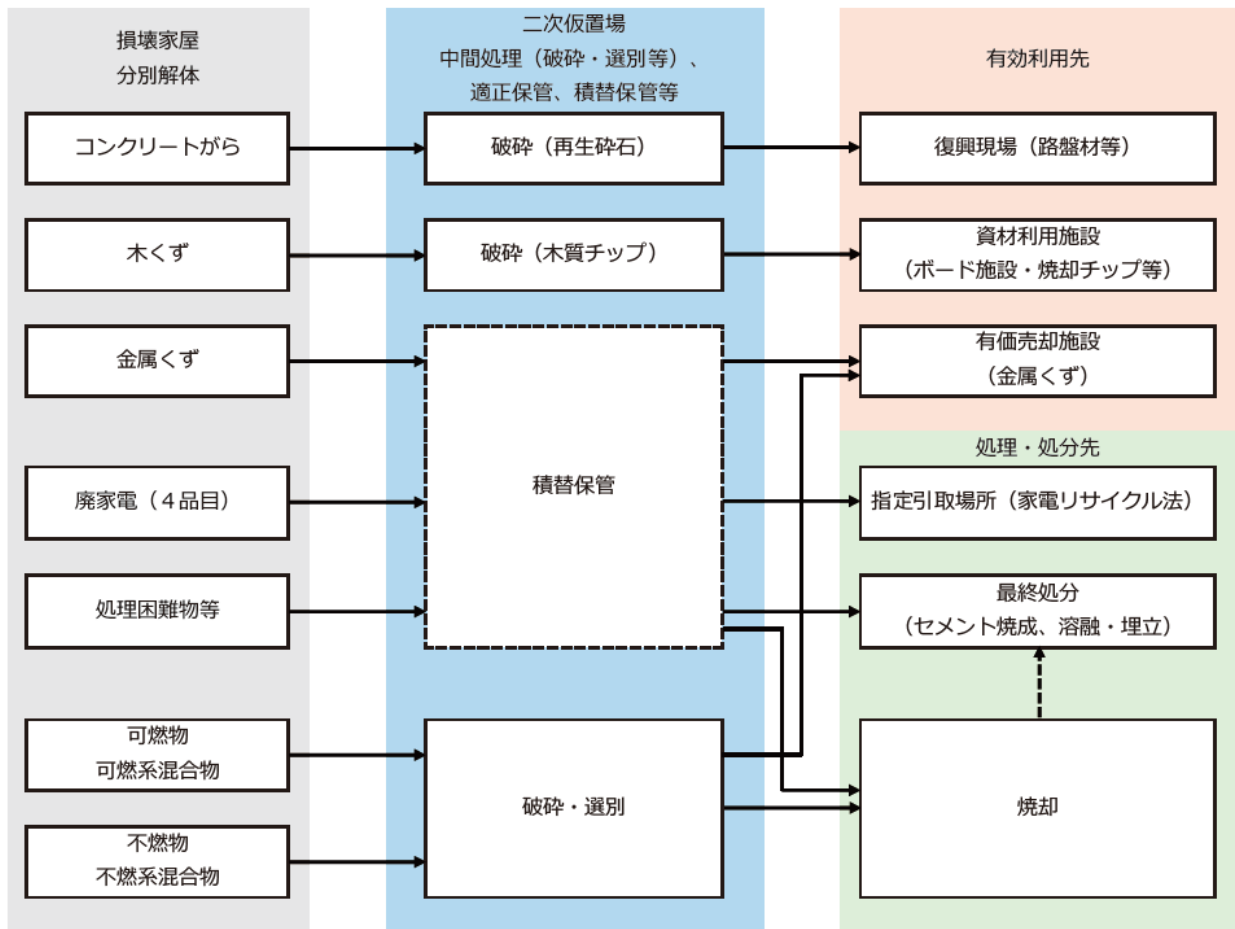
【直接被災現場から排出する場合】



出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)

図1-8 解体廃棄物等（一部片付けごみを含む。）の処理フロー例
（直接被災現場から排出する場合）

【二次仮置場等を経由する場合】



出典：東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)

図1-9 解体廃棄物等（一部片付けごみを含む。）の処理フロー例
（二次仮置場等を経由する場合）

<留意事項>

- 焼失した建築物からは、石綿含有廃棄物など再資源化が困難な災害廃棄物の発生が想定されるため、別途保管して処理するなどの留意が必要である。
- 既に所有者等によって全壊家屋等の撤去を行った場合の費用償還に関する手続（自費解体）を活用した迅速な処理も検討する。

2 処理体制及び処理可能量の推計

(1) 処理施設の概要

本市に係る処理施設の概要は、以下のとおりです。

表1-12 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設

区 分	内 容
所 在 地	東京都日野市石田一丁目 210 番地の2
建設面積・延床面積	約 5,180 m ² ・約 14,920 m ²
建 設 年 月	着工：平成 29 年 11 月 竣工：令和2年3月
処 理 方 法	全連続燃焼式（ストーカ炉）
処 理 能 力	114t/日 × 2 基
処 理 対 象	もやせるごみ
備 考	可燃ごみ処理施設の設置・運営等を共同で行うため、日野市、国分寺市、小金井市の3市で組織された浅川清流環境組合にて運営

表1-13 清掃センター

区 分	内 容
所 在 地	東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目9番地8
敷 地 面 積	11,310 m ²
建設面積・延床面積	2,454 m ² （工場棟）・5,605 m ²
建 設 年 月	着工：昭和 58 年7月 竣工：昭和 60 年 10 月
処 理 方 法	破碎処理施設：剪断式
処 理 能 力	破碎処理施設：30t/5H × 1 基
処 理 対 象	もやせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ

*（仮称）リサイクルセンター施設整備のため令和8年度解体（予定）

表1-14 清掃センター仮設処理施設（積替え保管）

区 分	内 容
処 理 能 力	破碎処理 4.8t/5H × 1 基
処 理 対 象	もやせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、ビン

* 令和8年度から令和 13 年度稼働（予定）

表1-15 し尿希釈施設(湖南衛生組合)

区 分	内 容
所 在 地	東京都武蔵村山市大南5丁目1番地
敷 地 面 積	12,752.47 m ²
処 理 能 力	7.0kl/日
処 理 対 象	し尿及び浄化槽汚泥
備 考	し尿処理施設の設置・運営を共同で行うため、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市の7市で組織された湖南衛生組合にて運営

(2) 処理可能量の推計

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設については、令和2年度より本格稼働を開始した処理施設であり、災害時に避難施設となる病院や学校等と同等の耐震性を有し、電力が供給されない場合においても自家発電により施設内の電力が賄える構造となっていることから、年間稼働率には影響を及ぼさないものとして、処理可能量を推計(表1-16)しました。清掃センター、し尿希釈施設(湖南衛生組合)については、一定の供用年数が経過していることから、処理施設に支障が生じるものと予測し、都計画を参考に年間稼働率を設定し、処理可能量を推計(表1-17から表1-19)しました。

表1-16 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設処理可能量推計

年間処理量(t/年)		57,090(令和6年度実績)
稼働年数(年)		5
日処理能力(t/日)		228 (114t/日×2炉)
年間処理能力(t/年)		65,720 日平均処理量(65,720t/年÷365日) ÷実稼働率(0.822:年間稼働日数300日/年)÷調整稼働率(0.96)
余力(t/年)		8,630 (=65,720t/年-57,090t/年)
上震 度 6 強 以	地震発生時の支障期間	なし
	被災年の年間稼働率	100%
	被災年の災害廃棄物処理可能量(t/年)	8,630
	被災後2年間の災害廃棄物処理可能量(t)	17,260

巻末資料 P56～57 により推計

表1-17 清掃センター(破碎処理施設)処理可能量推計

年間処理量(t/年)		2,956(令和6年度実績)
稼働年数(年)		40
日処理能力(t/日)		30
年間処理能力(t/年)		8,070 (=30t/日×269日)
余力(t/年)		5,114 (=8,070t/年-2,956t/年)

震度 6 強 以上	地震発生時の支障期間	4か月
	被災年の年間稼働率	79%
	被災年の災害廃棄物処理可能量(t/年)	3,419.3(=30t/日×269日×79%-2,956t/年)
	被災後2年間の災害廃棄物処理可能量(t)	8,533.3(=3,419.3t/年+5,114t/年)

巻末資料 P56～57 により推計

※破碎処理設備の処理可能量推計であり、処理対象については、被災状況による優先順位や再資源化方法等を示す中間処理の方針に基づき処理を進めます。

表1-18 清掃センター仮設処理施設(積替え保管)処理可能量推計

年間処理量(t/年)		457.3(=1.7t/日×269日)
稼働年数(年)		—
日処理能力(t/日)		4.8
年間処理能力(t/年)		1,291.2(=4.8t/日×269日)
余力(t/年)		833.9(1,291.2t/年-457.3t/年)
震度 6 強 以上	地震発生時の支障期間	4か月
	被災年の年間稼働率	79%
	被災年の災害廃棄物処理可能量(t/年)	562.7(=4.8t/日×269日×79%-457.3t/年)
	被災後2年間の災害廃棄物処理可能量(t)	1,396.6(=562.7t/年+833.9t/年)

* 令和8年度から令和13年度稼働(予定)

巻末資料 P56～57 により推計

表1-19 し尿希釈施設(湖南衛生組合)処理可能量推計

年間処理量(kℓ/年)		1,206.6(令和6年度実績)
稼働年数(年)		9
日処理能力(kℓ/日)		7
希釈能力(kℓ/年)		1,708(=7kℓ/日×244日)
余力(kℓ/年)		501.4(=1,708kℓ/年-1,206.6kℓ/年)
震度 6 強 以上	地震発生時の支障期間	4か月
	被災年の年間稼働率	79%
	被災年の希釈可能量(kℓ/年)	142.72(7kℓ/日×244日×79%-1,206.6kℓ/年)
	被災後2年間の希釈可能量(kℓ)	644.12(142.72kℓ/年+501.4kℓ/年)

巻末資料 P56～57 により推計

第9節 災害廃棄物処理の進め方

本計画では、表1-20に示すとおり、発災後の時期区分を初動期、応急対応期、復旧・復興期に区分し、それぞれの時期に取り組むべき主な事項を取りまとめます。

なお、災害廃棄物の処理は、都計画での市区町村の処理方針に定める、発災後3年以内に処理を完了することを目標とします。

表1-20 発災後の時期区分と取り組むべき主な事

時期区分	時間の目安	取組事項
初動期	発災から1時間後	・庁内体制の整備
	発災後1時間から24時間	・ごみ収集、集積計画の策定 ・し尿処理計画の策定
	発災後24時間から72時間	・ごみ・がれき地域集積所、仮置場の確保 ・がれき処理計画策定
	発災後約1週間	・自区内における関係主体との連携 ・都外自治体との連携 ・関係機関との連携 ・地域集積所の設置 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理実施 ・仮置場の設置・運営 ・自区内における被災状況の集約 ・災害廃棄物の発生量、処理量、処理可能量（暫定値）の算定 ・市民・ボランティアへの広報 ・緊急的に実施する道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物の対応 ・環境モニタリングの実施 ・廃棄物処理施設の点検 ・受援体制の整備
	発災から約1か月	・公費解体の受付に向けた準備 ・処理の進行管理 ・災害廃棄物の基本方針の策定 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・一次仮置場の運営
応急対応期	発災から6か月	・自区内における被災状況の集約 ・災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し ・市民・ボランティアへの広報 ・公費解体の受付、解体工事 ・建物損壊に伴う廃棄物の処理 ・環境モニタリングの実施 ・処理の進行管理 ・国庫補助金対応 ・一次仮置場の運営
復旧・復興期	発災から3年程度	・自区内における被災状況の集約 ・災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し ・市民・ボランティアへの広報 ・公費解体 ・建物損壊に伴う廃棄物の処理 ・一次仮置場の運営 ・環境モニタリングの実施 ・処理の進行管理 ・国庫補助金対応 ・災害廃棄物処理実行計画の見直し ・復興資材の有効活用

第2章 災害廃棄物対策

第1節 平時の備え

1 組織体制の検討

発災後、市と都が緊密に連携し、災害廃棄物処理を実行していくために、同一の機能を持った組織体制を作り、各担当が共通認識のもとで、災害廃棄物の適正な処理の実行を目指します。

災害廃棄物処理体制のイメージは図2-1のとおりとします。

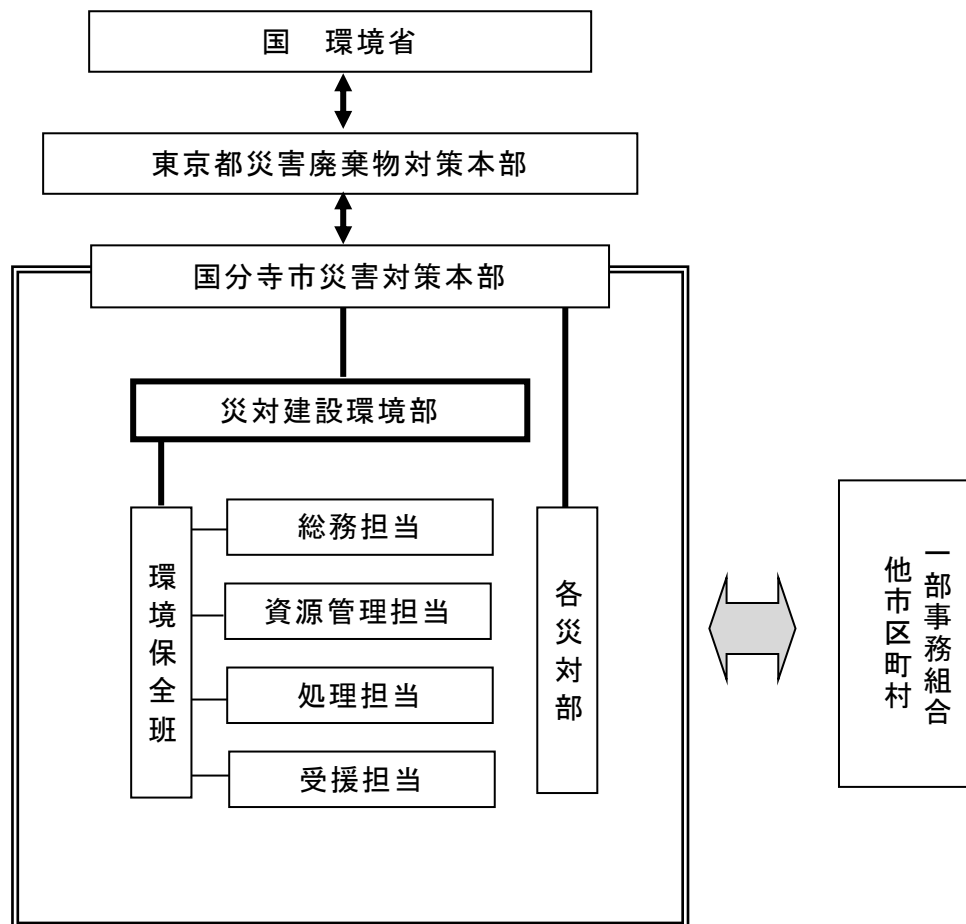


図2-1 災害廃棄物対策における内部組織体制（イメージ図）

表2-1 環境保全班での担当ごとの業務内容

担当	業務区分	業務内容
総務担当	総合調整	全体の進行管理
		指揮命令、統括、調整会議の運営管理
		市災対本部、各係、担当との連絡調整
		職員の安否・参集状況の集約、人員配置
		災害廃棄物対策関連情報の集約
		災害廃棄物発生量の把握、要処理量の推計
		収集運搬車両、施設処理能力の算定
		災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し
	財務	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助金のための災害報告書の作成
	渉外	他行政機関（国、都、他市区町村等）との連絡調整、協議、支援要請
	広報	市民・ボランティア等への広報
		市民等からの問い合わせ対応
	許認可	廃棄物処理業の許可、指導
資源管理担当	仮置場	必要箇所・面積の算定、確保
		運営管理、撤去
		仮置場の環境モニタリング
	施設	処理施設の被災情報の把握
		処理施設の復旧
		代替処理施設の確保
処理担当	処理・処分（ごみ・資源物）	ごみ収集運搬の管理
		処理に関する進行管理
	処理・処分（し尿）	し尿収集運搬の管理
	環境・指導	処理困難物、有害廃棄物処理の指導
		不法投棄、不適正排出防止
受援担当	受入	支援の受入管理、受援内容の記録
	配置	受入れた支援の配置先管理

2 情報収集・連絡体制

災害廃棄物処理にあたって市が収集すべき情報を事前に把握し、関係機関との情報連絡体制を構築します。発災時は通常の連絡手段が利用できない場合を想定し、複数の通信手段（電話、FAX、メール、携帯電話、防災行政無線、衛星電話等）を確保します。

3 協力・支援体制

(1) 広域連携体制の構築

大規模災害時は、広域かつ甚大な被害の発生が予測されるため、国や都道府県・市区町村間における広域体制が重要になります。

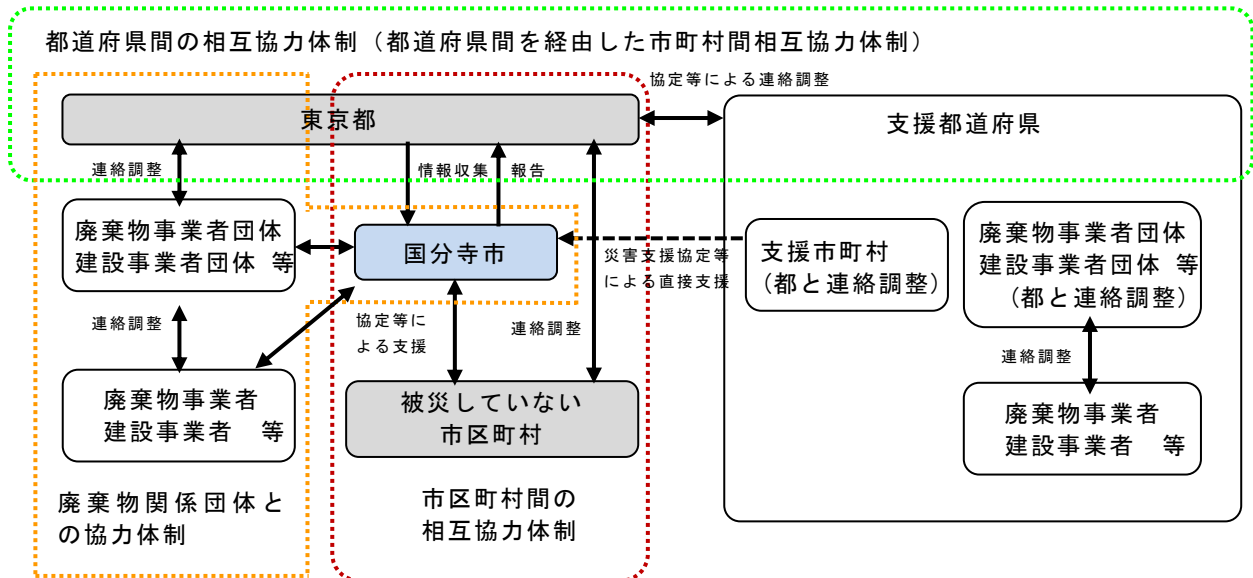


図2-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

(2) 都との連携

平時から都と密に情報交換を行い、災害廃棄物処理に対する共通認識を深めていきます。また、本計画が機能的なものとなるよう、今後計画の見直しを行う際には情報共有等を行います。

なお、市は都と以下の協定及び覚書を締結しています。

表2-2 都との協定

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部	し尿の搬入及び受入れ	環境保全班
東京都及び市区町村相互間の災害時等協力協定書	東京都 23 区、26 市、13 町村	災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援等	全般

(3) 他市町村との連携

発災時の処理体制強化に向け、他市町村との連携体制の強化を図っていきます。

なお、市は他市区町村との相互協力が円滑に行われるよう、以下の市町村と協定を締結しています。

表2-3 他自治体との協定

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
震災時等の相互応援に関する協定	東京都 26 市3町1村	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
姉妹都市災害相互応援協定	新潟県佐渡市	応急復旧時等に必要な役務及び物資の提供	本部班
災害時相互応援に関する協定書	宮城県多賀城市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定書	福岡県太宰府市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定書	長野県飯山市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定	奈良県奈良市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	中越大震災ネットワークおぢや協議会	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定	富山県魚津市	救援物資、資機材その他の提供、職員の派遣	本部班

(4) 民間事業者との連携

災害時に発生するがれき等は産業廃棄物に類似した廃棄物の発生量が多いことが想定されることから、処理方法に精通した民間の建設業者や廃棄物処理業者も含めた連携体制を構築していきます。

また、災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行っていますが、処理体制の強化のため、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等との連携体制を構築していきます。

なお、市は以下の民間事業者と協定を締結しています。

表2-4 民間事業者との協定

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
災害時における応急対策活動に関する協定書	国分寺建設業協会	建設資機材・労力提供	道路河川班
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社サン・エクスプレス 環境サービス株式会社 国分寺支店 株式会社大東建興 国分寺支店 松浦商事株式会社	災害廃棄物及び生活ごみ等の収集・運搬	環境保全班

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	高杉商事株式会社	避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集・運搬	環境保全班
災害時における応援対策活動に関する協定書	国分寺市建築組合	倒壊家屋からの救助・建設資機材・労力提供	道路河川班
災害時における応急対策活動に関する協定書	東京土建一般労働組合小金井国分寺支部	応急復旧、給水に必要な職員の派遣及び資機材、車両の提供	道路河川班
災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定	国分寺環境事業協会	災害時における生活ごみや災害ごみ・し尿の収集運搬	環境保全班
災害時における廃棄物の処理及び処分等の協力に関する協定(予定)	一般社団法人東京都産業資源循環協会	資機材・労力提供、災害廃棄物の収集・運搬、処理及び処分	環境保全班

4 処理体制の整備

(1) 浅川清流環境組合等との連携

平時より浅川清流環境組合及び組合構成市間で情報交換を行い、発災時の焼却処理体制強化に向け連携を図ります。こうしたことから連携方法を確認するため浅川清流環境組合及び構成市で災害廃棄物合同処理マニュアルを策定します。

(2) 清掃センター・し尿希釈施設（湖南衛生組合）の処理体制

処理施設の被災による影響を防ぐため、各種設備点検結果、日々の稼働による劣化状況等を把握し、稼働停止となりうる要因を予知し、施設運転委託事業者や機器設備のプラントメーカー等を含め、発災時に迅速な行動がとれるよう備えます。

既存の清掃センターは、老朽化が進んでいるため、最新の技術動向を考慮し、資源化率の向上につながる（仮称）リサイクルセンターの整備を進めます。（仮称）リサイクルセンターは、発災時に災害廃棄物及び生活ごみの処理施設であることから、処理機能を維持できる強靱性を確保した構造とします。

し尿処理については、平時はし尿希釈施設（湖南衛生組合）で処理しているが、災害時には発生量が平時より大幅に増加することが推計されているため、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、発災時に速やかな体制が整うよう連携強化を図ります。

5 仮置場の検討

当市におけるこれまでの災害支援等の実績を踏まえ、災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合、処理施設に搬入できない廃棄物の保管等を一時的に行う場所として、早急に一次仮置場を設置する必要があります。

なお、被災した家屋等から出る災害廃棄物を一時的に集積する、自治会・町内会やマンション管理組合等により、被災現場の近傍に片付けごみ等の排出場所（公園等）として「地域集積所」を設置します。

また、必要に応じて、損壊家屋の公費解体を開始するまでに、中間処理に必要な機材を設置し、災害廃棄物の減容化及び再資源化のための処理を行う「二次仮置場」を整備し、処理を開始します。

なお、市内ではオープンスペースが限られていることから、搬入から搬出までのプロセスの効率化を図ります。

表2-5 地域集積所及び仮置場の概要

種別	役割
地域集積所	被災した家屋等から出る災害廃棄物を一時的に集積する場所。 被災した市民が持ち込めるように被災現場やその近傍で設置する場所や、自治会・町内会やマンション管理組合等が設置し、短期的に管理・運営するものであって、分別、飛散防止等がされ、市が把握している場所
一次仮置場	生活環境を保全する上で、主に、被災現場から片付けごみを搬出する先で、一時的に、廃棄物を保管する場所
二次仮置場	主に、解体廃棄物の再資源化等、適正な中間処理（破碎・選別等）を行うために整備される場所

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）を基に作成

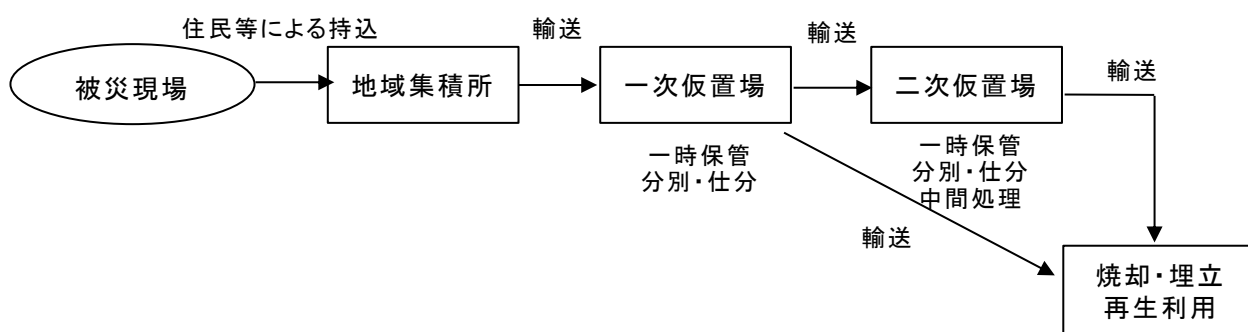


図2-3 災害廃棄物処理の大まかな流れと仮置場の種類

（1）仮置場必要面積の推計

災害廃棄物等の発生量を基に、処理期間を最長3年間として、積み上げ高さや作業スペースを加味し、仮置場の必要面積を次の算定式により推計します。なお、仮置場必要面積の推計方法は2通りあり、方法1は「最大で必要となる面積の算定方法」、方法2は「処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした

算定方法」となっています。方法2は仮置場からの搬出を考慮した方法となっています。ここでは、方法1を用いて仮置場必要面積を推計します。

災害廃棄物推計量から算定した想定地震発生時の仮置場の必要面積は、表2-6に示すとおり21.7haとなります。

表2-6 想定地震による災害廃棄物の仮置場必要面積(方法1)

想定地震	項 目	廃棄物種別						
		木質系混合物	可燃系混合物	不燃系混合物	コンクリート系混合物	金属系混合物	燃えがら	合 計
立川断層帯地震	災害廃棄物量 (t)	39,309	12,668	63,875	260,747	13,705	115,038	505,342
	見かけ比重 (t/m³)	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	—
	災害廃棄物容積 (m³)	98,272	31,671	58,068	237,043	12,459	104,580	542,093
	仮置場必要面積 (m²)	39,309	12,668	23,227	94,817	4,984	41,832	216,837
	仮置場必要面積 (ha)	3.9	1.3	2.3	9.5	0.5	4.2	21.7

巻末資料 P57により推計

※四捨五入の関係により、合計の数値が合わない場合があります。

(2) 搬入から搬出までのプロセスの効率化

災害廃棄物を迅速に処理するためには、確保できた仮置場を効率的に活用していくことが求められることから、災害廃棄物を可能な限り仮置場で保管する期間を短くし、速やかに搬出する必要があります。そのため、仮置場からの収集運搬及び処理処分先の早急な確保に向けて関係者との調整を進めておきます（巻末資料参照）。

【プロセスの効率化に向けた方策（例）】

- 被害想定に基づき、災害廃棄物の発生量推計を行い、最大限必要となる車両数や積載可能な車両、効率的なルート等の確認
- 被災現場から処理・処分先へ搬入できるものの性状や種類、搬入車両の形状等の確認
- 地域集積所を設置する場合は、面積に応じた集積方法（作業スペース確保）や搬入品目のリストを作成し、自治会、マンション管理組合等関係者に周知
- 一次仮置場では、処理・処分の受入基準に合わせた選別・保管方法を整理
- 一次仮置場候補地の現地確認を行った上で、設置に必要な資機材、効率的な動線の確保及び設備機器等のレイアウトをあらかじめ整理
- 一次仮置場が不足する場合、市区町村による共同での設置を検討し、必要に応じて、トラックスケール等による重量管理データ等を関係者で共有
- 一部事務組合等と受入条件や受入能力等について協議し、民間事業者の活用方法を検討した上で、災害廃棄物の種類ごとの処理・処分先のフローを整理
- 災害廃棄物の処理に当たって必要となる業務を整理し、組織体制（廃棄物部局外とも調整）を構築するとともに、発災時は、あらかじめ組織体制の構築方法を整理
- 迅速に各主体に情報を伝達するために、広報様式・手段等をあらかじめ整理

例えば、搬入した災害廃棄物の全量を、1回搬出すると、仮置場は半分の面積で済みます。

表2-7に1回搬出、2回搬出、5回搬出した時に必要な仮置場必要面積を示します。

表2-7 搬出回数ごとに必要となる仮置場面積

	搬出なし	1回搬出	2回搬出	5回搬出
仮置場必要面積 (ha)	21.7	10.9	7.2	3.6

(3) 仮置場候補地の選定プロセス、基準

地域防災計画では、清掃センター敷地内と史跡国分寺僧寺跡一帯が仮置場として指定されており、使用可能な面積は約3.5haであり、災害廃棄物を5回搬出することで不足はほぼ解消されますが、搬出を繰り返さなければ不足することが見込まれます。これにより、二次仮置場を含め不足する仮置場について選定を行っていきます。

① 仮置場の確保

仮置場用地を確保するためには、以下の選定フローに従います。

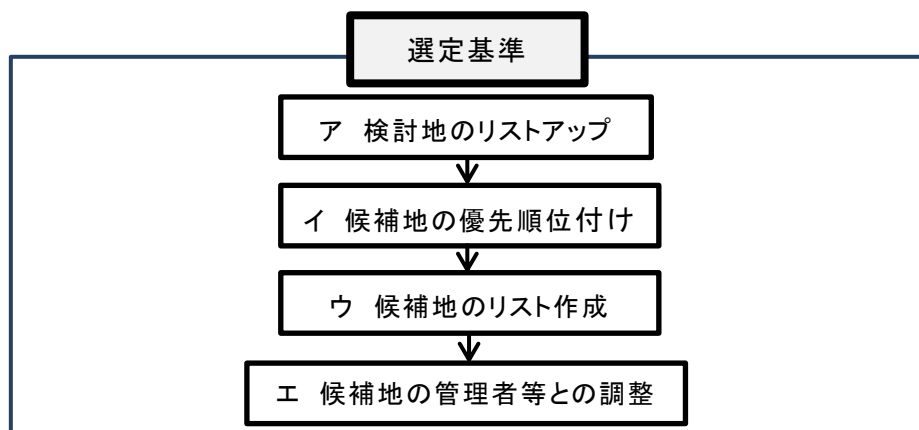


図2-4 仮置場候補地選定の流れ

② 候補地リストの作成

巻末資料8. 仮置場候補地選定のポイント及び選定にあたってのチェック項目を踏まえ、仮置場の候補地のリストを作成します。

具体的には、表2-8に示すように順位付けの作業を行います。

表2-8 発災後の仮置場選定イメージ(横軸は一部省略)

候補地名／住所	① 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目											点数(○の数)	発災前の優先順位	② 発災後の留意点		点数(○の数)	発災後の優先順位
	所有者	面積	平時の土地利用	他用途での利用	望ましいインフラ	土地利用規制	土地基盤の状況	地形・地勢	土地の形状	道路状況	搬入・搬出ルート			仮置場の配置	被災地との距離		
A 公園 〇〇丁目 △番地		○					○					2	D	—	—	2	4
B 広場 ××丁目 □番地	○	○	○		○	○		○		○		7	A	○	—	8	1
C 総合運動公園 △△丁目 〇〇番地	○	○	○					○	○			5	C	○	○	7	2
未利用地 D □□丁目 ×番地				○								1	E	—	—	1	5
E 公園 〇〇丁目 △△番地	○	○	○	○		○	○					6	B	—	—	6	3
...																	

※優先順位は、○の数が同数のものもあると想定されるため、「A、B、C、D、E」の5ランク程度とする。ランク付けは、点数(○の数)を踏まえ、5等分にしてランク付けをすることが最も簡易な方法である。

※「地域防災計画での位置付け」は計画段階の位置付けだが、実際の災害発生時において仮置場候補地が仮設住宅建設予定地などに確定していた場合は、計画段階の有無に関わらず使用については調整が必要である。

※「仮置場の配置」の「○」は、他の仮置場との配置バランスを見た上での評価であるため、仮置場単独で評価することは難しいことである。

※「発災後の優先順位」は、優先順位の高い方から利用調整に着手する順番である。

出典：中国四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料を基に作成

6 市民・ボランティアとの連携

災害廃棄物処理を適正かつ迅速に実施するためには、廃棄物の分別排出など市民・ボランティアや事業者の理解・協力は欠かせないものであるため、平時から以下の事項を中心として広報を継続的に実施していきます。

- ① 災害廃棄物の分別方法
- ② 地域集積所における排出方法
- ③ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄の禁止
- ④ 野焼き等の不適正な処理の禁止

7 対応マニュアルの整備

本計画の内容に基づき、発災直後の混乱が予想される初動期を中心に、復旧・復興期までに対応すべき実務的な業務の手順、様式等を記した対応マニュアルを作成します。対応マニュアル作成後も、訓練等を通じて、その内容や機能性を確認し、記載内容の見直しを行うことで実効性を高めていきます。

第2節 初動期

1 初動対応

地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災対建設環境部を設置します。

災対建設環境部の設置後、災害による甚大な被害が想定された場合、災対建設環境部環境保全班において災害廃棄物処理体制に移行します。

2 情報収集・連絡

災害が発生した直後から、人命救助を優先しつつ、次の事項について情報収集を行います。

情報は時間経過により更新されるため、常に最新の情報を整理します。

収集した情報は、環境保全班（総務担当）において情報共有し、災害対策本部に報告するとともに、必要な情報は国及び都に報告します。

（1）被災状況

- ① ライフラインの被害状況
- ② 避難箇所数・避難人員数及び仮設トイレの設置箇所
- ③ 自区内の処理施設（浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、清掃センター、し尿希釈施設（湖南衛生組合）等）の被害状況
- ④ 一次仮置場の被害状況
- ⑤ 有害廃棄物の状況

（2）収集運搬体制に関する情報

- ① 道路情報
- ② 収集運搬車両の状況

（3）災害廃棄物発生量を推計するための情報

- ① 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数
- ② 水害による浸水範囲（床上、床下戸数）

3 協力・支援体制

（1）自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災状況の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のため、道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、災害対策本部を通じ、自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整します。

（2）都との連携

平時に構築した連携体制を基に、発災後の状況を踏まえた連携体制を構築します。被災状況により災害廃棄物処理を自区内で行うことができないと判断した場合には、都に支援要請を行います。

（３）他市町村、民間事業者との連携

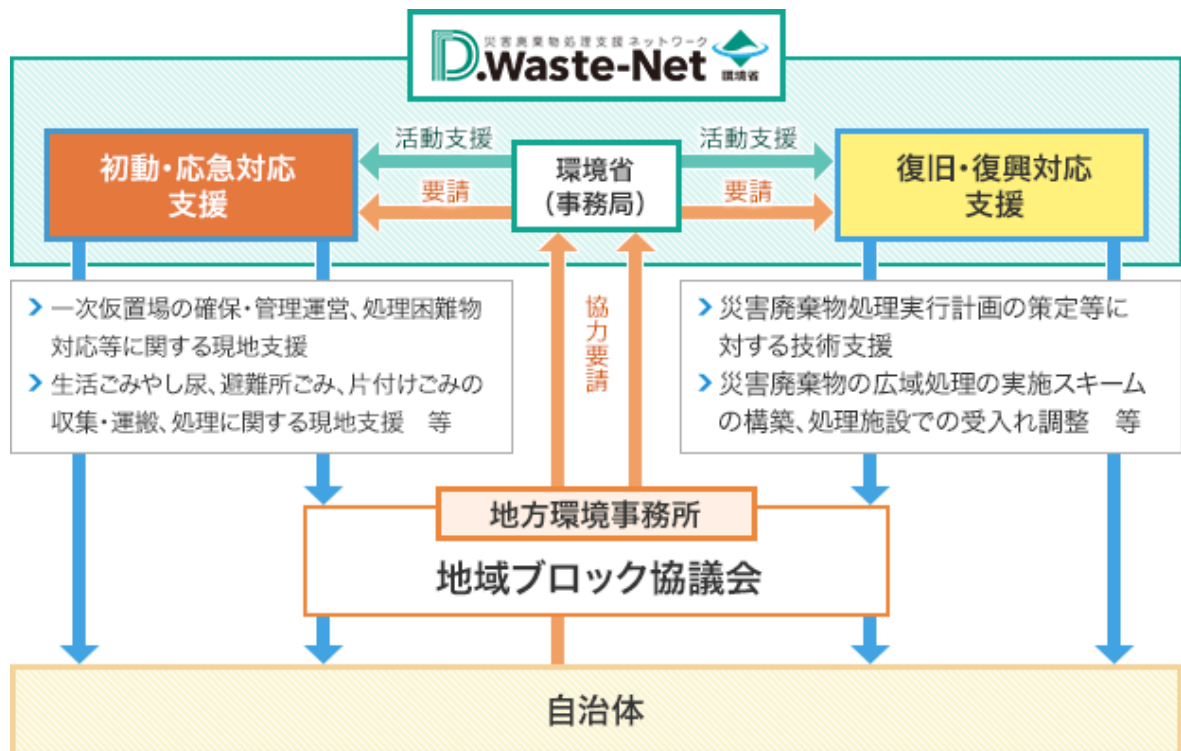
平時に構築した連携体制を基に、被災状況により災害廃棄物処理を自区内で行うことができないと判断した場合には、既存協定書等を基に他自治体や民間事業者へ支援要請を行います。

また、他市区町村や民間事業者へ支援要請を行うとともに、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援の活用を行います。

また、他市区町村から支援要請を受けた場合については、処理施設の能力等から受け入れの可否や受け入れ量を検討します。

●D.Waste-Net

- ・国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワーク
- ・主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等



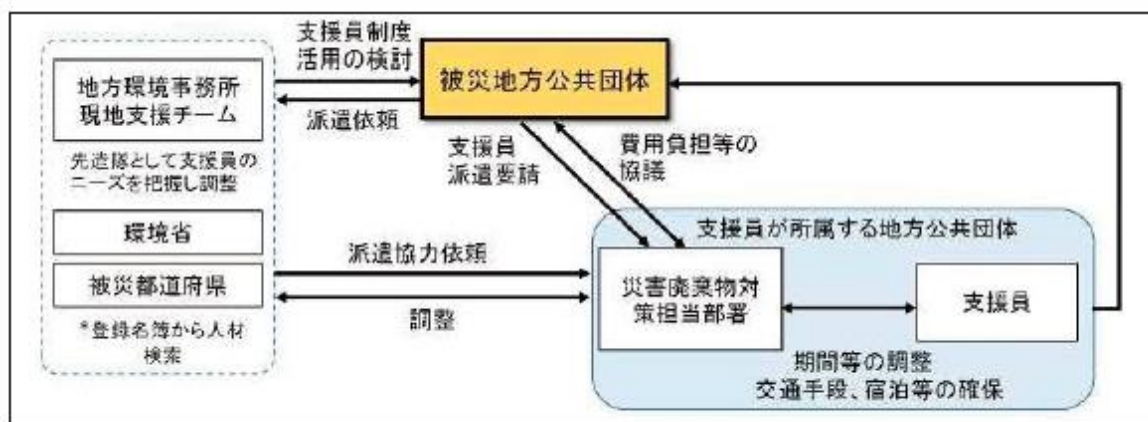
出典：環境省 D.Waste-Net の災害時の支援の仕組み

図2-5 D.Waste-Net による支援体制

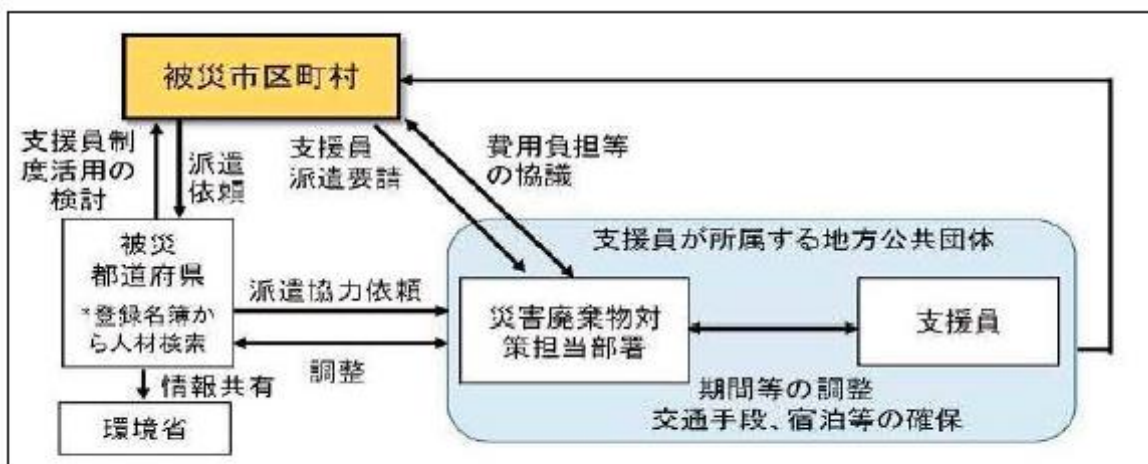
●災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

- ・災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度で、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行う。
- ・被災都道府県や環境省と連携・調整を図りながら、災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整、個別課題の対応に係る助言・調整の支援を行うもので、現場作業員としての派

遣ではない。また、都道府県や環境省から支援員の派遣に向けた調整を行うことがある。



国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合



被災都道府県内で制度を活用する場合

出典: 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)について【詳細】(環境省 災害廃棄物情報サイト)

図2-6 災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ

(4) 市民・ボランティアとの連携

平時から自主的に災害に備えるとともに、発災時には市が行う災害廃棄物処理に協力し、市から発信される情報を基に以下の取組に努めます。

- ・ 災害廃棄物の分別の徹底
- ・ 地域集積所における排出方法の順守及び管理
- ・ 便乗ごみの排出防止
- ・ 不法投棄及び野焼きの防止 等

(5) 受援体制の構築

被災した場合、既存協定等に基づき、様々な主体から支援を受けることが想定されるため、人的（ボランティア等）・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築します。想定される受援メニューは以下のとおりです。

表2-9 想定される受援メニュー（例）

区分	受援メニュー		学識 経験者	自治体	事業者団 体・民間 事業者
知見	総合調整	対応方針検討、各種業務調整	全区分 において 助言	○※3	—
	実行計画作成	災害廃棄物処理実行計画作成の補助			
	設計・積算	発注に係る設計及び積算の補助			
	契約	契約事務の補助			
	書類作成	災害報告書等の作成の補助			
資機材	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬車両		○	○
	処分	中間処理に関する広域支援			
人員	情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集		○	—
	仮置場設置	仮置場における管理状況の監督			
	現地確認	避難所や仮置場の現地確認			
	窓口対応	窓口問合せ			
	広報	市民等への広報（分別等）			

※3 専門知識や過去の経験を有する者

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）

4 発生量、処理量、処理可能量（暫定値）の算定

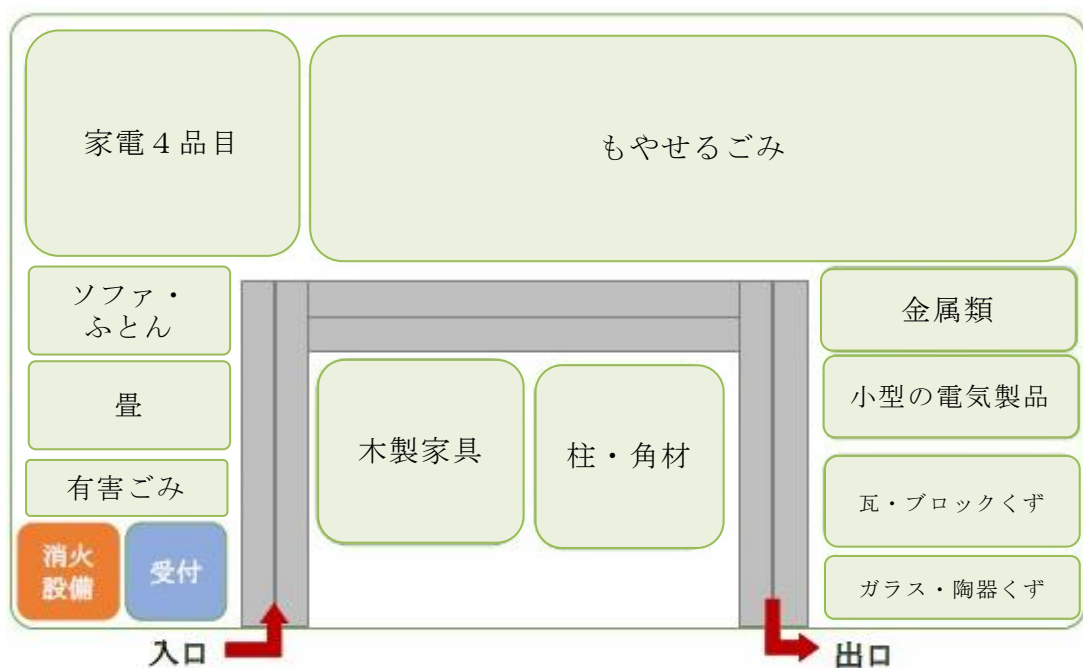
市は、発災後における実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行います。

発生量を推計するために損壊家屋等の棟数や水害の浸水範囲を把握します。把握方法として、災害対策本部が発表する家屋被害棟数情報を入手するほか、収集した情報をもとに発生量を推計します。なお、災害対策本部が発表する家屋被害棟数情報は、被害の状況調査が進むにつれ、日々、更新されることから、災害廃棄物発生量も併せて更新する必要があります。

5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営

（１）仮置場等の設置

発災後の被災状況の把握により、災害廃棄物発生量の推計を行い、仮置場等の必要面積算定を行います。災害対策本部の調整のもと、速やかに一次仮置場の選定及び設置を行います。



出典:関東地方環境事務所広報原稿のひな形を基に作成

図2-7 一次仮置場設置レイアウト(イメージ図)

(2) 一次仮置場の運営

仮置場の運営における留意事項は以下のとおりです。

表2-10 仮置場の運営上の留意事項

項目	留意事項
分別	一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の搬出が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながることから、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に場内管理をします。
火災防止	災害廃棄物を高く積み上げた場合、自然発火による火災の発生が予想されるため、ガス抜き管を設置する等、火災を未然に防止するための措置を実施します。また、万一火災が発生した場合に備え、消火器の設置や従事者に対する消火訓練の実施等の対策を実施します。
飛散防止	散水の実施及び仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置等の飛散防止対策を実施します。
土壌汚染対策	汚水が土壌に浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に、仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討し、汚水による公共水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じます。

項目	留意事項
搬入搬出管理	正確に搬出入量を把握するため、トラックスケール（計量器）を設置して計量することで、搬入搬出量管理を行います。停電や機器不足によりトラックスケールによる計量が困難な場合、搬入搬出台数や、集積の面積・高さを把握することで、管理する廃棄物量とその搬入・搬出を把握します。
環境対策、モニタリング	周辺環境への影響や労働災害を防止するために、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において、必要に応じて環境モニタリングを実施し、必要な環境対策を推進します。環境モニタリングを行う項目は、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等がありますが、実施場所や調査項目、調査・分析方法は、現場状況に応じて決定します。

（３）地域集積所の設置及び運営

市は、平時から、地域集積所候補地を選定し、災害が発生した時は被災場所や規模に応じて地域集積所を適切に配置します。

地域集積所設置後は、速やかに設置場所を市民に周知し、防災推進委員・市民などの協力により、排出ごみの分別を徹底し管理します。

6 収集運搬体制の確立

発災後、被害を受けた道路が使用できなくなる可能性があることから、市は、早期に主要幹線道路の被害状況や道路啓開の情報を把握し、適切な収集運搬ルートを検討します。ごみの収集ができない地域がある場合は、一時的な保管場所を設置するなどの対応を検討し、早期に収集を再開します。

災害廃棄物の収集については、優先的に収集する種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法を平時に検討します。

収集運搬ルートは、地域防災計画に示されている緊急輸送道路区間を基準（図 2-8 参照）に選定します。



図2-8 緊急輸送道路

7 市民・ボランティアへの広報の実施

発災後の状況に応じて、広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して、分かりやすい広報を実施します。

【広報の例】

- ① 分別・排出方法
- ② 収集方法（戸別収集実施の有・無）
- ③ 地域集積所の場所
- ④ 地域集積所における持込み時のルール（搬入日、時間、持込みできない物等）
- ⑤ 地域集積所に持込みできない物の排出方法
- ⑥ 排出困難者（身体障害者、高齢者等）への支援方法
- ⑦ 便乗ごみの排出禁止
- ⑧ 不法投棄及び野焼き等の禁止
- ⑨ 最新情報の入手方法
- ⑩ 災害廃棄物に関する問合せ先

8 中間処理の方針及び体制の確認

災害廃棄物の種類別処理量や処理可能量等を勘案し、発災後おおむね1か月以内を目途として、当該災害に即した処理方針を決定します。処理方針は、本計画に示す災害廃棄物処理の基本方針を基に、処理の優先順位（腐敗性や危険性の有無など廃棄物の種類、復旧・復興計画との整合等）や処理期間、再資源化の方法等を示すものとなります。

9 進行管理の実施

処理の対象及び必要な業務内容を把握した上で、処理状況、業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。その際、

短期的な目標を設定し、適宜その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材・資機材等を確保します。

10 災害廃棄物処理実行計画の策定

国が作成する指針や本計画を基に、災害廃棄物の発生量と処理施設の被害状況等を把握した上で、「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定します。

なお、災害廃棄物処理の進捗よくに応じて、実行計画の改定を行います。

実行計画に定める事項の例は以下のとおりです。

表2-11 実行計画に定める事項の例

- 第1章 被災の状況
- 第2章 基本方針
 - 1 処理主体
 - 2 市の役割
 - 3 処理対象災害廃棄物の発生推計量
 - 4 処理期間（目標）
 - 5 処理に当たっての考え方
- 第3章 処理実行計画
 - 第1節 災害廃棄物の発生推計量
 - 1 発生推計量
 - 2 種類別の発生推計量
 - 第2節 災害廃棄物処理の基本的事項
 - 1 役割分担
 - 2 処理方法
 - （1）処理フロー
 - （2）仮置場の設置及び管理
 - （3）処理方法の優先順位
 - （4）自区内処理と広域処理
 - （5）焼却処理
 - （6）最終処分
 - （7）処理困難物等の処理
 - 第3節 処理スケジュール
 - 第4節 進捗管理

第3節 応急対応期（発災から6か月）

1 発生量、処理量、処理可能量（暫定値）の見直し

発生量を基に、現時点で処理しなければならない災害廃棄物量を処理量として適宜把握します。仮置場への搬入状況や公費解体の受付状況等を踏まえ、随時、発生量及び処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえて処理可能量の見直しを行います。

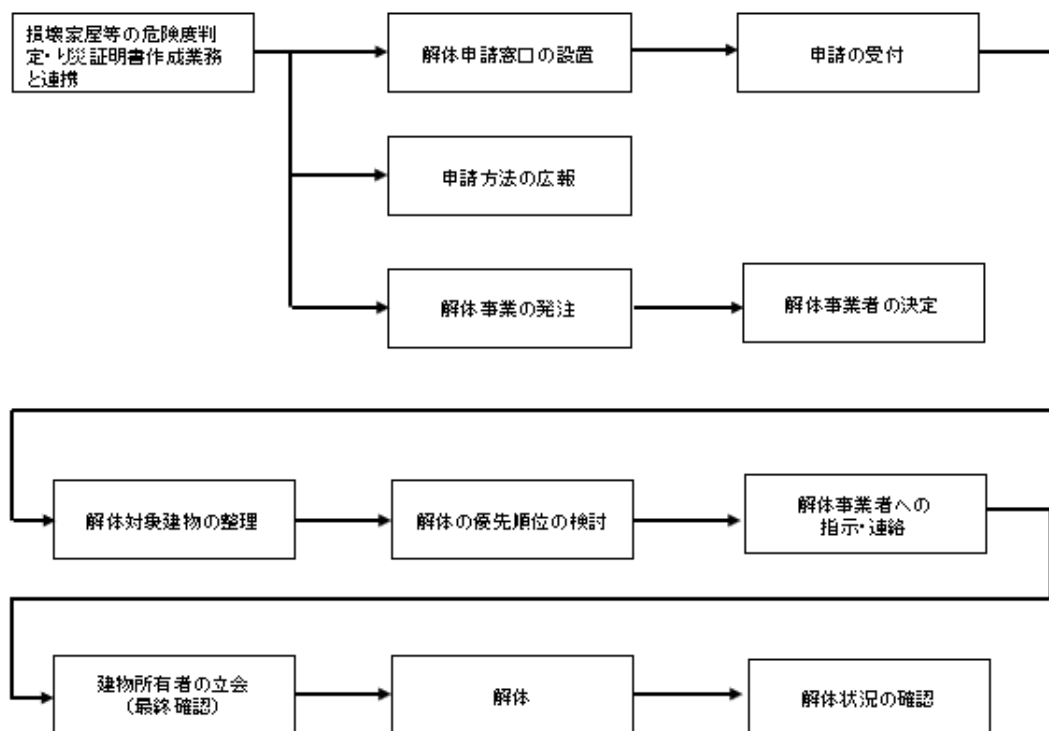
処理量に対して、処理可能量が不足する場合は、更なる処理可能施設を選定するとともに、仮設処理施設の設置や広域処理の調整を行います。

2 損壊家屋等の撤去

損壊家屋の解体・撤去は原則として建物の所有者が実施します。

ただし、特例措置を国が講じた場合には、市は公費解体を行うこととし、発災の状況により示される国の方針に基づき、その範囲を決定します。

解体作業・分別処理のフロー及び、留意事項は以下のとおりです。



出典:災害廃棄物対策指針(環境省、平成30年3月改定版)を基に作成

図2-9 損壊家屋等の解体作業・分別処理のフロー

3 貴重品・思い出の品等の取り扱い

市は災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）や思い出の品（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真等）を取り扱う必要があります。その際は、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認の上、事前に取扱ルールを定め、その内容の周知に努めます。

4 市民・ボランティアへの広報

発災後の状況に応じて、広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して、分かりやすい広報を実施します。

【広報の例】

- 市民・ボランティアからのよくある質問と回答例
- り災証明の交付から解体までの流れ（公費解体の対象と申請方法等も含む。）
- 公費解体の進捗状況と今後の予定
- 地域集積所の設置状況、災害廃棄物の分別・排出方法
- 災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化） 等

5 進行管理

策定した実行計画に基づき、災害廃棄物処理及び業務の進行管理を行い、適宜、処理実績の公表、処理量の算定を行うとともに、必要に応じて人材・資機材を確保します。

6 国庫補助金等の事務処理

被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害報告書を作成し、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請を行います。

災害報告書の作成は、環境省が作成した「災害関係業務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」に記載された様式に従って作成します。

第4節 復旧・復興期（発災から3年程度）

1 災害廃棄物処理実行計画の見直し

災害廃棄物処理の進行に応じて災害廃棄物の発生量や処理量、処理可能量の見直しや、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の対象及び補助率の決定又は変更があった場合等に、適宜、実行計画の見直しを行います。

2 進行管理

応急対応期に掲げた、仮置場の運営や市民の生活環境の確保、作業安全性の確保、市民・ボランティアへの広報、国庫補助金対応等を引き続き実施するとともに、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

処理事業の完了時期を検討する場合、仮置場の原状復旧に要する期間も考慮します。

3 仮置場の原状復旧の検討・実施

仮置場には様々な廃棄物が持ち込まれ、多くの場合風雨にさらされることになるため、廃棄物由来の汚水が流出したり地中に浸透したりする可能性が考えられます。仮置場の閉鎖、返却の際には仮置場の管理状況から必要に応じ各種土壌調査を実施した上で、原状復旧に努めます。

4 復興資材の有効活用

災害廃棄物の再資源化により生成された復興資材を、積極的に活用します。

また、災害廃棄物の再資源化状況等を踏まえ、復興資材を仮置きする復興資材置場を必要に応じて設置します。

第3章 教育、訓練、計画の見直し

1 教育・訓練

本計画の記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時に本計画が有効に活用されるよう、教育訓練を継続的行っていきます。

併せて、国等が開催する災害廃棄物に関する研修会等に積極的に参加することで、人材育成を図ります。

教育訓練の実施後、本計画や本計画と併せて整備する対応マニュアルを検証し、必要に応じてそれらの見直しを行います。

2 計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令、指針の策定や見直し状況、訓練の実施状況等を踏まえ、必要と判断された場合に、本計画の見直しを行います。

おわりに

本計画は、本市における災害廃棄物の処理にあたっての基本的な事項を取りまとめたものです。今後は、本計画の実行性を高めていくため、教育訓練をはじめとした上記の取り組みを進めていく他、非常災害時の甚大な被害により本市の処理体制では対応ができない場合を想定し、広域的な協力体制の整備に向け、各関係団体との連携を密に行っていく必要があります。

巻末資料

1 第1章 第5節 1 災害廃棄物

(1) 災害廃棄物発生量推計式の種類

P12 表 1-6 災害廃棄物の発生量、表 1-7 片付けごみの発生量について以下のとおり示します。

災害廃棄物発生量の推計式は、災害の規模（被害棟数により区分）や対象とする廃棄物（災害廃棄物全体量、片づけごみ発生量）、災害の種類（地震災害（揺れ）、水害、土砂災害）に応じて、適当な推計式を用いる。推計式の種類とその適用範囲を以下に示します。

＜推計式の種類とその適用範囲＞

種類	区分	地震災害 (揺れ)	水害	土砂災害
災 害 廃 棄 物 全体量	住家・非住家 全壊棟数 10 棟未満	3,000 トン	900 トン	3,000 トン
	住家・非住家 全壊棟数 10 棟以上	推計式【1】		
片 付 け ご み 発生量	住家・非住家 被害棟数 1,000 棟未満	700 トン程度	500 トン程度	
	住家・非住家 被害棟数 1,000 棟以上	推計式【2】		

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 14-2】（環境省、令和5年4月改定版）

(2) 災害廃棄物全体量 推計式【1】

P12 表 1-6 災害廃棄物の発生量の推計式について以下のとおり示します。

＜災害廃棄物全体量推計式【1】＞

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y：災害廃棄物全体量（トン）

Y₁：建物解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Y₂：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X₁、X₂、X₃、X₄：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊

a：解体廃棄物発生原単位（t/棟）

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2 141.85$$

A₁：木造床面積（㎡/棟）102.1 A₂：非木造床面積（㎡/棟）629.1

a₁：木造建物発生原単位（トン/㎡）0.5 a₂：非木造建物発生原単位（トン/㎡）1.2

r₁：解体棟数の構造割合（木造）（－）87.1% r₂：解体棟数の構造割合（非木造）（－）12.9%

b_1 : 全壊建物解体率(－)
 地震(揺れ)0.75、水害及び土砂災害 0.5
 b_2 : 半壊建物解体率(－)※
 地震(揺れ)0.25、水害及び土砂災害 0.1

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP: 片付けごみ及び公物等発生原単位(トン/棟)
 地震(揺れ)53.5、地震(津波)82.5、水害 30.3、土砂災害 164

※市町村が半壊建物の解体廃棄物进行处理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を調整すること。

＜火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量の算定方法＞

「巨大災害時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて中間とりまとめ」(平成26年3月、環境省、巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会)では、災害廃棄物が地域に与える影響を概略的に把握するため、火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量は、設定した発生原単位に火災焼失に伴う建物の減量率(木造の場合は34%、非木造の場合は16%)を掛け合わせるにより算定する方法が示されている。

出典:災害廃棄物対策指針【技術資料14-2】(環境省、令和5年4月改定版)

(3) 片付けごみ発生量 推計式【2】

P12 表1-7 片付けごみの発生量の推計式について以下のとおり示します。

＜片付けごみ発生量推計式【2】＞

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times C$$

C: 片付けごみ発生量(トン)

X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 、 X_5 、 X_6 、 X_7 : 被害棟数(棟)

添え字 1: 住家全壊、2: 非住家全壊、3: 住家半壊、4: 非住家半壊、5: 住家一部損壊、6: 床上浸水、7: 床下浸水

c: 片付けごみ発生量原単位(トン/棟)

地震(揺れ)(津波)2.5、水害・土砂災害 1.7

出典:災害廃棄物対策指針【技術資料14-2】(環境省、令和5年4月改定版)

(4) 災害廃棄物の組成割合

P12 表1-6 災害廃棄物の発生量、表1-7 片付けごみの発生量の組成割合について以下のとおり示します。

＜災害廃棄物の組成割合＞

災害廃棄物の種類	熊本地震	糸魚川火災	
	揺れ・液状化	木造	非木造
木質系混合物	15.3%	2.3%	2.3%
可燃系混合物	5.4%	0.4%	0.4%
不燃系混合物	30.0%	—	—

災害廃棄物の種類	熊本地震	糸魚川火災	
	揺れ・液状化	木造	非木造
コンクリート系混合物	48.5%	53.8%	53.8%
金属系混合物	0.8%	4.1%	4.1%
燃えがら	—	39.3%	39.3%
各災害廃棄物合計	100.0%	99.9%	99.9%

※火災の組成は各災害廃棄物合計が 99.9%であるため合計値は Y（災害廃棄物全体量）と数値に差が出る場合がある。

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 14-2】（環境省、令和5年4月改定版）

2 第1章 第5節 2 廃家電

P14 表 1-8 災害時に発生する廃家電推計台数について以下のとおり示します。

＜災害時の廃家電発生量推計条件①＞

条件項目	設 定 条 件
被害棟数	被災した家屋から廃家電が排出されるものと想定し、全壊、半壊及び焼失を対象とする
市区町村別の 1 棟当たり世帯数	「東京都の人口（推計）」、「地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積」から、市区町村別の1棟当たり世帯数を設定する
1 世帯当たりの 品目ごとの所有数	平成 26 年全国家計構造調査の「地域別 1,000 世帯当たり主要耐久消費財の所有量及び普及率」から、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコン、テレビの 1 世帯当たりの所有数を設定する

＜災害時の廃家電発生量推計条件②＞

項 目	数 量	単 位	資 料 名
国分寺市総世帯数	67,040	世帯	東京都の人口（推計） （令和7年5月東京都総務局統計部人口統計課）
国分寺市 1,000 世帯当たり 冷蔵庫所有台数	984	台/ 1,000 世帯	平成 26 年全国消費実態調査（総務省統計局消費統計課）地域別 1,000 世帯当たり主要耐久消費財の所有数量及び普及率値に令和7年5月1日の国分寺市総世帯数を乗じて算出
国分寺市 1,000 世帯当たり 洗濯機所有台数	982		
関東ブロック 1,000 世帯当たり エアコン所有台数	2,953		
関東ブロック 1,000 世帯当たり テレビ所有台数	1,867		
国分寺市 建物総数 （木造 26,573＋非木造 7,146）	33,719	棟	地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積 （令和6年都主税局資産税部固定資産税課）
国分寺市 木造家屋 住居専用住宅	23,364		
国分寺市 木造家屋 店舗併用住宅	560		

項 目	数 量	単 位	資 料 名
国分寺市 木造家屋 アパート	1,912	棟	
国分寺市 非木造家屋 住居、アパート	5,316		
国分寺市 住居として使用されている建物数合計	31,152		

3 第1章 第5節 3 生活ごみ

P14 表1-9 災害時の生活ごみ発生量推計値について以下のとおり示します。

生活ごみのもやせるごみ、もやせないごみ及び粗大ごみについては、阪神・淡路大震災時の神戸市におけるごみの発生状況の増減を参考に、平時の収集実績に基づくごみ発生量に増加率を乗じることで推計します。施設の稼働状況等により排出制限する場合があります。

＜神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（t）＞

区 分	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8～12月	合 計
燃える ごみ	H6	32,034	27,575	31,793	31,742	33,495	32,218	32,461	163,058	384,376
	H7	27,124	29,085	31,921	29,714	32,589	30,299	31,079	154,192	366,003
	前年比	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95.2%
不燃 系ごみ	H6	10,700	8,444	10,212	13,791	13,349	11,963	12,507	61,733	142,699
	H7	25,755	43,719	28,639	20,810	20,219	19,691	17,849	69,560	246,242
	前年比	238.1%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%

出典：神戸市地域防災計画 地震・津波対策編（神戸市、平成27年）

①もやせるごみ

表＜避難所ごみ発生量試算条件＞の令和6年度のもやせるごみ量に、表＜神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（t）＞から、神戸市における阪神・淡路大震災時の燃えるごみの増加率 95.2%を乗じて災害時のもやせるごみ発生量とします。

$$\begin{aligned}\text{発生量} &= \text{平時の発生量（収集実績に基づく）} \times \text{増加率} \\ &= 12,174\text{t} \times 95.2\% = 11,590\text{t}\end{aligned}$$

②もやせないごみ

表＜避難所ごみ発生量試算条件＞の令和6年度のもやせないごみ量に、表＜神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（t）＞から、神戸市における阪神・淡路大震災時の不燃系ごみの増加率 172.6%を乗じて災害時のもやせないごみ発生量とします。

$$\begin{aligned}\text{発生量} &= \text{平時の発生量（収集実績に基づく）} \times \text{増加率} \\ &= 1,498\text{t} \times 172.6\% = 2,586\text{t}\end{aligned}$$

③粗大ごみ

表<避難所ごみ発生量試算条件>の令和6年度の粗大ごみ量に、表<神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（t）>から、神戸市における阪神・淡路大震災時の不燃系ごみの増加率 172.6%を乗じて災害時の粗大ごみ発生量とします。

$$\begin{aligned}\text{発生量} &= \text{平時の発生量（収集実績に基づく）} \times \text{増加率} \\ &= 939\text{t} \times 172.6\% = 1,621\text{t}\end{aligned}$$

4 第1章 第5節 4 避難所ごみ発生量の推計

<避難所ごみ発生量試算条件>

P15 表1-10 避難所ごみ発生量試算結果について以下のとおり示します。

令和6年度 生活系ごみ収集量＋直接搬入量※ ¹ (t)					総人口※ ¹ (人)	避難所 避難者数※ ² (人)
もやせるごみ	もやせないごみ	資源物	その他のごみ	粗大ごみ		
12,174	1,498	9,744	40	939	129,548	16,228
23,456						

※1：環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査における本市の生活系ごみ搬入量の内の「収集量」+「直接搬入量」

※2：国分寺市地域防災計画（令和6年12月修正）

5 第1章 第5節 5 仮設トイレ等し尿

（1）立川断層帯地震発生時のし尿収集必要量試算条件

P15 表1-11 し尿収集必要量について以下のとおり示します。

し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量 ＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口） ×1人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による 仮設トイレ必要人数	{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）}×上水道支障率×1/2
避難者数	国分寺市地域防災計画より 16,228 人
水洗化人口	平時に水洗トイレを使用する住民数（浄化槽人口） 環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査より 129,476 人
総人口	水洗化人口＋非水洗化人口 環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査より 129,548 人
上水道支障率	地震による上水道の被害率 国分寺市地域防災計画より 23.1%
1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約 1/2 と仮定
非水洗化区域 し尿収集人口	汲取人口－避難者数×（汲取人口／総人口）

汲取人口	計画収集人口 環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査より 72 人
1人1日平均排出量	1.7 L/人・日(災害廃棄物対策指針より)

(2) 立川断層帯地震発生時の仮設トイレ必要基数試算条件

P15 表 1-11 し尿収集必要量について以下のとおり示します。

仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレの設置目安	仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

出典:災害廃棄物対策指針【技術資料 14-3】(環境省、令和2年3月改定版)

6 第1章 第8節 1 (1) 片付けごみ

P19 主な処理困難物等※を次に示します。

※危険物や有害廃棄物、大量に発生すると取扱いや処理が困難となるもの、平時に市区町村及び一部事務組合では直接処理や取扱いがないもの。

<主な処理困難物等>

品目	危険	有害	大量	主な処理先	処理の留意点
石綿含有建材 (廃石綿等を含む)	○	○	○	・自治体、民間処理施設 (管理型最終処分場) ・民間処理施設 (熔融施設、無害化施設)	・原則、排出場所から処理施設へ直送する。 ・やむを得ず石綿含有廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と分け、フレコンバックやドラム缶等の飛散防止措置を施し、保管場所である旨を表示する。 ・家屋解体時等は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考に作業を行う。
PCB廃棄物	○	○	○	・民間処理施設 (無害化処理認定施設等)	・PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法において譲渡しが禁止されており、PCB 保管事業者が法令に基づき適正に保管・処分する必要があり、仮置場への搬入は原則行わない。
廃タイヤ			○	・民間処理施設 (リサイクル施設)	・一度燃えだすと消火が困難となるため、野積みした場合、山と山の間に距離を開ける必要がある。また、ひと山の面積は、消防法の規定により 500 m ² が上限である。 ・たまった水が原因で発生する蚊や悪臭の対策を講じる必要がある。 ・タイヤに泥が付着していると処理先が受け取らない場合がある。

品目	危険	有害	大量	主な処理先	処理の留意点
廃置			○	・既存の処理ルート ・民間処理施設 (リサイクル施設)	・水濡れしないようにブルーシート等で覆うとともに、保管時の高さ、火災に注意し、自然発火防止に努めて保管する。 ・腐敗するため、長期間の保管を避ける。
太陽光パネル			○	・民間処理施設 (リサイクル施設)	・感電防止及び水濡れ防止のために、分別保管に当たっては、受光面をブルーシート等で覆う。 ・その他、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」を参考に作業を行う。
ガスボンベ	○		○	・引取り販売店	・所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。 ・封入ガスの種類ごとに分別する。
上記以外	—	—	—	・既存のリサイクルルート等	・災害廃棄物対策指針 技術資料等を参考に処理する。

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)

品目	参考資料等
石綿含有建材 (廃石綿等を含む)	・環境省 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)(令和5年4月) ・環境省・厚生労働省 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和4年3月改定) ・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-14】廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理(平成26年3月)
PCB廃棄物	・環境省 廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について(令和3年8月)
廃タイヤ	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-5】廃タイヤ類の処理(平成31年4月)
廃置	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-1】混合可燃物の処理(平成31年4月) ・環境省 東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書(平成29年3月) ・環境省 水害廃棄物対策指針(平成17年6月)
太陽光パネル	・環境省 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)(平成30年) ・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-16】太陽光発電設備の取扱いについて(被災した太陽光発電設備の取扱い上の留意事項)(令和5年1月)
ガスボンベ	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-15】個別有害・危険性品の処理(令和5年1月改訂)
上記以外	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-15】個別有害・危険性品の処理(令和5年1月改訂)

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)

処理困難物等の対応プロセスを主体別に示します。

＜処理困難物等の主体別対応プロセス＞

時期	項目		市区町村及び一部事務組合	都	事業者	都民・ボランティア等
発災前	処理体制の構築		・品目ごとの排出方法等の整理及び処理体制の構築 ・住民・ボランティアへの排出方法等の広報準備	・市区町村及び一部事務組合に対する処理先等の情報共有	・排出方法の把握 ・行政への協力 ・退蔵品等の排出	
	情報収集等		・有害物質の使用状況の把握 ・退蔵品等の排出促進案内等	・大量に発生が予想される処理困難物等に関する情報収集	・厳正な管理、保管 ・有害物質は各種法令に基づいた事故時の対応計画の策定等	・防災対策 ・意識の向上
発災後	初動期～応急対策期	優先的な回収、処理体制の確保	・住民・ボランティアへの排出方法等の広報 ・生活環境等への影響が大きい廃棄物の優先回収 ・原則、発災前に整理した処理体制を基に、回収先や廃棄物処理業者等を確保	・被災市区町村に対する情報提供 ・被災市区町村から応援要請を受けた場合、民間事業者団体との連絡・調整	・安全かつ迅速な処理のための協力 ・事故時の対応計画等に基づく対応	
	復旧・復興期	広域処理	・都内での処理が難しい場合、都を通じて広域的な処理体制を確保			

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）を基に作成

7 第1章 第8節 2 (2) 処理可能量の推計

既存処理施設（可燃ごみ処理施設・破碎処理施設・し尿希釈施設）での災害廃棄物処理可能量について

P23～24 表1-16、表1-17、表1-19について以下のとおり示します。

＜処理可能量の算定条件＞

条件項目	設定条件
対象施設	可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合） 破碎処理施設（清掃センター） し尿希釈施設（湖南衛生組合）
日処理能力 （トン/日）	一般廃棄物処理実態調査の令和6年度調査結果に基づく1日当たりの処理能力
年間稼働可能日数 （日/年）	各処理施設での令和6年度における実稼働日数（年間）
年間処理量実績 （トン/年）	一般廃棄物処理実態調査の令和6年度調査結果に基づく年間処理量実績
中間処理期間（年）	過去の災害事例を参考に「2年間」と設定

東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）を参考に作成

表1-18については以下のとおり示します。

条件項目	設定条件
対象施設	清掃センター 仮設処理施設（積替え保管）
日処理能力 （トン/日）	1日当たりの処理能力（見込み）1.7t/日
年間稼働可能日数 （日/年）	破碎処理施設（清掃センター）での令和6年度における実稼働日数（年間）
年間処理量（見込み） （トン/年）	日処理能力 × 年間稼働可能日数
中間処理期間（年）	過去の災害事例を参考に「2年間」と設定

東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）を参考に作成

P23～24 表 1-17、表 1-18、表 1-19 について以下のとおり示します。

<被害予測条件>

被災直後は施設にもなんらかの支障が出るものと予測し、支障期間中の日処理能力には以下の稼働低下率を乗じます。

災害状況	支障期間	稼働低下率	年間稼働率
震度6弱	1か月	35%	97%
震度6強以上	4か月	63%	79%

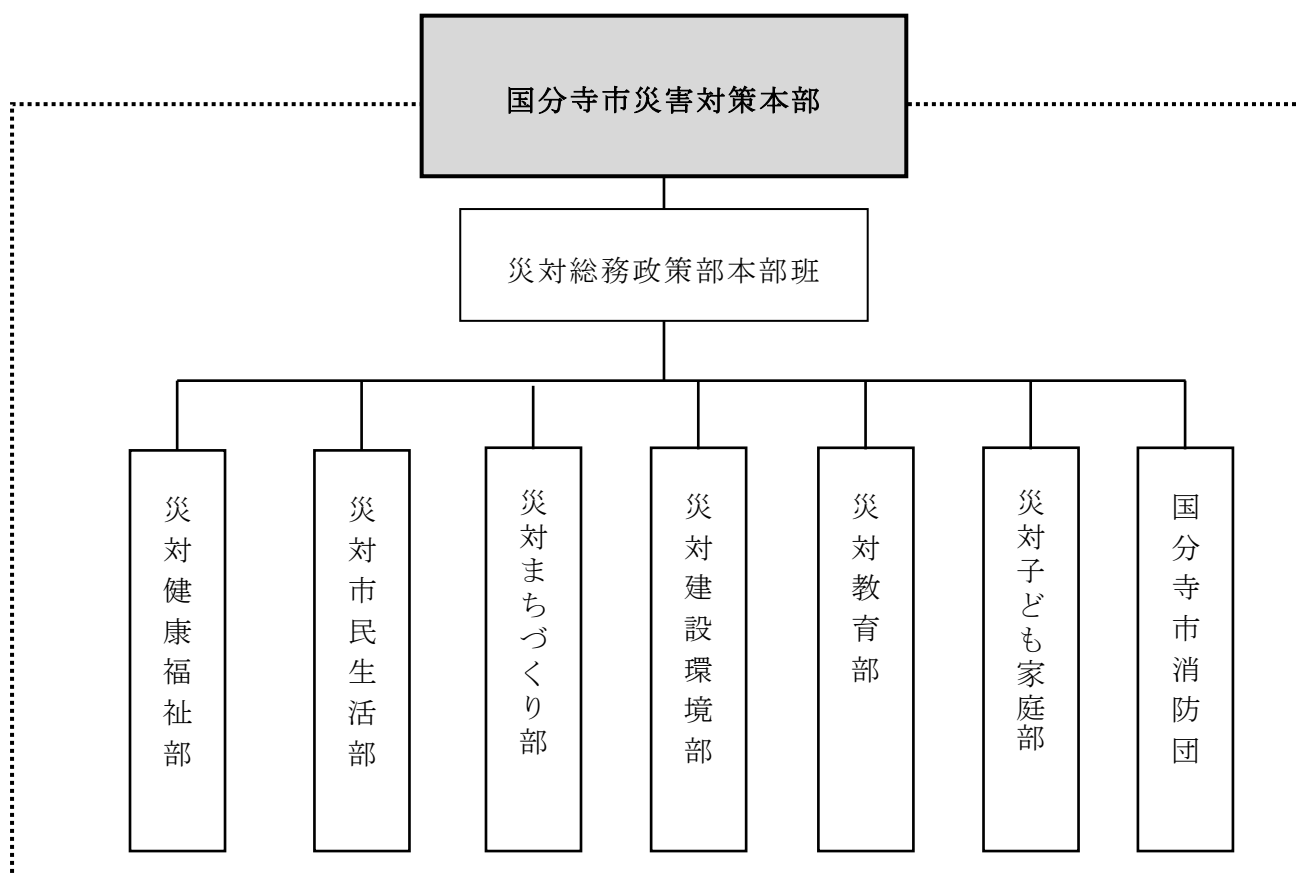
※都内一律で「震度6強以上」の被害があると想定

出典：環境省 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて

中間とりまとめ（環境省、平成26年3月）

8 第2章 第1節 1 組織体制の検討

P26 国分寺市災害対策本部の体制図を以下のとおり示します。



<内部組織体制構築にあたり考慮すべき点>

P26 図2-1 災害廃棄物対策における内部組織体制（イメージ図）について以下のとおり示します。

ポイント	内 容
キーマンが意思決定できる体制	正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、キーマン（総括責任者）を決め、ある程度の権限を確保する。
土木・建築職（発注業務）経験者の確保	家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築工事が中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。
災害対策経験者（アドバイザー）の受け入れ	円滑な災害対応を進めるため、東日本大震災や阪神・淡路大震災を経験した地方公共団体の職員に応援を要請し、アドバイザーとして各部署に配置する。
専門家や地元の業界との連携	災害時に重要となる、地元の建設業協会、建物解体業協会、産業廃棄物協会、廃棄物コンサルタント、学識経験者、各種学会組織等の協力を得る。
都道府県や国との連携	大規模災害時には、都道府県庁内に対策本部が立ち上がり、市町村もそこへ参加し、交渉や調整を行うことになるため、適切な連携を図る必要がある。

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）を参考に作成

9 第2章 第1節 5 仮置場の検討

P31 （1）仮置場必要面積の推計について以下のとおり示します。

（方法1）	
面積（ha）	
＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）／10,000	
集積量：災害廃棄物の発生量と同値（t）	
見かけ比重	：可燃物（柱角材、可燃物）：0.4（t/m ³ ） 不燃物（不燃物、コンクリートがら、金属くず、燃えがら） ：1.1（t/m ³ ）
積み上げ高さ	：5m以下が望ましい。
作業スペース割合：100%	

注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料18-2】（環境省、平成31年4月改定版）

P32 （２）搬入から搬出までのプロセスの効率化について以下のとおり示します。

現場ごとの取組事項と想定される連携先・調整先を次に示します。

＜現場ごとの取組事項と想定される連携先・調整先＞

項目	取組事項等	連絡先・調整先（想定）
収集・運搬	・災害廃棄物の発生量推計を行い、必要となる車両数、最大積載可能な車種、効率的なルート等を確保する。 ・被災現場から処理・処分先へ搬入できるものは直接搬入する。	・平常時の収集運搬に係る直営及び委託業者 ・民間事業者
地域集積所	・地域集積所を設置する場合は、面積を考慮し、必要に応じて搬入品目を絞るなどして作業スペースを確保するとともに、処理・処分先の受入基準に合わせて集積・分別等を行う一次仮置場を確保する。	・自治会、町内会 ・マンション管理組合等
仮置場	・平常時から、仮置場候補地の現地確認を行った上で、開設に必要な資機材、仮置場内の効率的な動線の確保及び設備機器等の適切なレイアウトを検討する。発災時は、即座に仮置場を設置・運営する。 ・仮置場等については、トラックスケール等による重量管理等を行った上で、市区町村共同での設置も検討する。	・民間事業者（設置・運営等） ・一部事務組合、民間事業者（処理先の受入基準）
処理・処分先	・被災現場から処理・処分先へ搬入できるものは直接搬入する（再掲）。 ・処理・処分先については、災害廃棄物の種類ごとの処理フローを作成する。 ・平常時から、一部事務組合等と受入条件や受入能力等について協議し、民間事業者の活用方法を検討する。	・自区内の処理施設管理者 ・各地域（区部、多摩）の他自治体及び一部事務組の処理施設管理者 ・民間事業者 ・都
体制	・平常時から、災害廃棄物の処理に当たって必要となる業務を整理し、組織体制（廃棄物部局外とも調整）を構築する。 ・発災時は、あらかじめ整理した組織体制を整える。	・廃棄物処理部局内外 ・都内自治体 ・他自治体
広報	・平常時から、整理した広報様式・手段等を活用して、迅速に各主体に情報を伝達する。	・災害対策本部 ・社会福祉部局（ボランティアセンター）

東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)を基に作成

P33 図 2-4 仮置場候補地選定の流れについて以下のとおり示します。

災害時には、平時に選定した候補地の中から仮置場を選定して設置します。

仮置場候補地の選定と、仮置場を開設するに当たってのポイントと仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目を以下に示します。

＜仮置場候補地の選定と仮置場を開設するに当たってのポイント＞

仮置場候補地の選定	平時	●仮置場候補地は、地域毎に選定する等、できるだけ地理的に偏りがないよう複数箇所を選定しておくことが望ましい。候補地が1箇所の場合、災害によっては使用できない場合が想定されることや、一次仮置場が偏在していると仮置場が距離的に遠い地域では、予定外の集積所等が発生し、管理されない恐れがあるためである。ただし、面積が狭い小規模な候補地を多数選定すると、管理が難しくなることに留意が必要である。 ●以下の場所等を参考に、次の＜仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目＞に示す条件を考慮して仮置場の候補地を選定する。 ①公有地（市区町村、都道府県、国等が管理者）である公園、グラウンド、公民館等の駐車場、廃棄物処理施設の空地（駐車場、最終処分場跡地等）、港湾の空地 ②未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地（借り上げ） ③二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく。 ●都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に仮置場の候補地となり得る場所の選定を行う方法も考えられる。 ●候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、表1に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい。（例：街中の公園…リサイクル対象家電（4品目）等、臭気発生の可能性の低いものに限定した集積場として使用する等） ●次の＜仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目＞を参考に災害時の実効性を確保するため、事前に現地確認をしておくことが望ましい。 ●仮置場の候補地の所有者に対して、災害時における仮置場としての利用について事前に理解を得ておくことが望ましい。
	災害時	●災害時に候補地から仮置場を選定する場合は、以下の点を考慮する。 ①被災地内の街中の公園や空地等、できる限り被災者が車両等により自ら搬入することができる範囲（例えば学区内等）で、住居に近接していない場所とする。 ②地域住民の理解を得るため、住民説明会、住民代表への説明・文書配布等により、仮置場は地域の生活環境保全と早期の復旧・復興のために必要不可欠であること、時限的な利用であり災害廃棄物の搬出と早期の原状回復に努めること、生活環境上の配慮事項等を地域住民へ説明することが望ましい。 ③ 仮置場が不足する場合は、被災地域の情報に詳しい住民の代表者（町内会長等）とも連携し、新たな仮置場の確保に努める。

仮置場を開設するにあたってのポイント	● 発災直後から排出される片付けごみの保管場所として、仮置場の開設は迅速に行う。ただし、開設を急ぐあまり管理体制を構築せずに開放してしまうと、仮置場が無秩序となって混合廃棄物が大量に発生してしまうことから、協定締結事業者団体への連絡、管理人員確保、分別仮置きのための看板等の必要資機材の確保、搬入ルート の確定と表示、渋滞対策の検討、仮置場内の配置計画の作成等、管理体制や必要な準備を行った上で開設する。 ● 仮置場の場所、受付日、時間、分別・排出方法等について住民等へ周知・広報する。すぐに仮置場を開設できない場合は、仮置場の開設準備が整うのを待って排出してもらうことを含めて住民等へ周知・広報する。 ● 土地の返還を想定して仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。 ● 民有地の場合、汚染を防止するための対策と原状復旧時の返却ルールを事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。
--------------------	--

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】(環境省、令和5年1月改定版)を基に作成

P33 図2-4 仮置場候補地選定の流れについて以下のとおり示します。

＜仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目＞

		条 件	理 由
所有者		● 公有地が望ましい(市区町村有地、県有地、国有地)が望ましい。 ● 地域住民との関係性が良好である。 ● (民有地の場合)地権者の数が少ない。	● 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	● 広いほどよい。(3,000m ² は必要)	● 適正な分別のため。
	二次仮置場	● 広いほどよい。(10ha 以上が好適)	● 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		● 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	● 原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		● 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	● 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ(設備)	● 使用水、飲料水を確保できること。(貯水槽で可)		● 火災が発生した場合の対応のため。 ● 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
	● 電力が確保できること。(発電設備による対応も可)		● 仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		● 諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等)による土地利用の規制がない。	● 手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況	● 舗装されているほうがよい。		● 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
	● 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。		
	● 地盤が硬いほうがよい。		● 地盤沈下が発生しやすいため。
	● 暗渠排水管が存在しないほうがよい。		● 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
	● 河川敷は避けたほうがよい。		● 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ● 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢		● 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	● 廃棄物の崩落を防ぐため。 ● レイアウトの変更が難しいため。

	条 件	理 由
	●敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	●迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	●変則形状でないほうがよい。	●レイアウトが難しくなるため。
道路状況	●前面道路の交通量は少ない方がよい。	●災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	●前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	●大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	●車両の出入口を確保できること。	●災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	●高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近いほうがよい。	●広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	●住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ●企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	●粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	●鉄道路線に近接していないほうがよい。	●火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	●各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	●二次災害の発生を防ぐため。
その他	●道路啓開の優先順位を考慮する。	●早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】（環境省、令和5年1月改定版）

10 第2章 第2節 5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営

P40 （3）地域集積所の設置及び運営について以下のとおり示します。

<地域集積所の設置及び運営>

項目	担当	対応内容
設置	環境保全班	公園班が作成する用地確保利用計画に地域集積所を位置付けます
運営	防災推進委員・市民	排出ごみの分別を徹底する。収集・処理計画に基づき、各地域の地域集積所にごみを排出します

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】（環境省、令和5年1月改定版）を基に作成

11 再生利用の方法や活用例

P10 表 1-4 対象とする廃棄物の処理方法について以下のとおり示します。

<災害廃棄物の再資源化の方法例>

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい
	分別不可な場合	・脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適正処理を行う
コンクリートがら		・40mm 以下に破碎し、路盤材（再生クッシャー）、液状化対策材、埋立材として利用 ・埋め戻し材・裏込め材（再生クッシャー・再生砂）として利用。最

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
		大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う ・ 5 から 25mm に破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用
木くず		・ 生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用 ・ 家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用
金属くず		・ 有価物として売却
家電	リサイクル可能な場合	・ テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする
	リサイクル不可能な場合	・ 災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する
自動車		・ 自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引き渡しまで一次仮置場で保管する
廃タイヤ	使用可能な場合	・ 現物のまま公園等で活用 ・ 破碎・裁断処理後、タイヤチップ(商品化)し製紙会社、セメント会社等へ売却する ・ 丸タイヤのままの場合域外にて破碎後、適宜リサイクルする ・ 有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする
	使用不可な場合	・ 破碎後、埋立・焼却を行う
木くず混入土砂		・ 最終処分を行う ・ 異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である

出典:【参考】宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)(宮城県、平成 25 年 4 月)

P10 表 1-4 対象とする廃棄物の活用例について以下のとおり示します。

＜再生資材の主な活用例＞

品目	活用例
木くず	・ 燃料、パーティクルボード原料
廃タイヤ	・ 燃料
廃プラスチック	・ プラスチック原料、RPF 原料
紙類	・ RPF 原料
畳	・ RPF 原料
がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）	・ 土木資材
金属くず	・ 金属原料
肥料、飼料	・ セメント原料

品目	活用例
焼却主灰	・ 土木資材
津波堆積物	・ 土木資材
汚泥	・ 土木資材

出典:「宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)」(宮城県、平成 25 年 4 月)

12 環境モニタリングの実施

P39 表 2-10 環境対策、モニタリングでの環境影響及び対策例を以下に示します。

＜災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策＞

項 目	環 境 影 響	対 策 例
大 気	・ 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・ 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・ 定期的な散水の実施 ・ 保管、選別、処理装置に屋根を設置 ・ フレキシブルコンテナバックへの保管 ・ 搬入路の鉄板敷設などによる粉じんの発生抑制 ・ 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・ 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・ 撤去・解体等の処理作業に伴う騒音・振動 ・ 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・ 低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ PCB 等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	・ 災害廃棄物からの悪臭	・ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆など
水 質	・ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・ 水たまりを埋めて腐敗防止

出典:「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」

(一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著) を基に作成

P39 表 2-10 環境対策、モニタリングでの調査及び分析方法の例を以下に示します。

＜調査・分析方法（例）＞

項 目	調 査 ・ 分 析 方 法
大 気 (飛散粉じん)	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法

項 目	調 査 ・ 分 析 方 法
大 気 (アスベスト)	アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版（平成 22 年 6 月、環境省）に定める方法
騒 音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振 動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土 壌 等	・ 第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定方法） ・ 第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法）
臭 気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」(H7.9 環告第 63 号)に基づく方法とする。
水 質	・ 排水基準を定める省令（S46.6 総理府令第 35 号） ・ 水質汚濁に係る環境基準について（S46.12 環告第 59 号） ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（H9.3 環告第 10 号）

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-5】（環境省、平成 31 年 4 月改定版）

P39 表 2-10 環境対策、モニタリングでの選定位置の例を以下に示します。

項 目	選 定 位 置
大 気 ・ 悪 臭	・ 災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（食品廃棄物など）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きいと想定される場所 ・ 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置 ・ 災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置 ・ 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することを検討
騒 音 ・ 振 動	・ 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認 ・ 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置 ・ 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置 ・ 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することを検討

項 目	選 定 位 置
土 壌 等	・ 仮置場とする前の土壌等を 10 地点程度採取 ・ 仮置場を復旧する際には、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を選定
水 質	・ 雨水の排水出口近傍や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-5】（環境省、平成 31 年 4 月改定版）を基に作成

13 用語集

用 語	説 明	該 当 頁
あ行		
一次仮置場	公衆衛生確保の目的で廃棄物を生活環境から遠ざけた際に、廃棄物を保管する一次仮置場又は二次仮置場における選別等を想定し、事前に災害廃棄物を分別するための仮置場	P18
か行		
仮設処理施設	災害廃棄物処理のために一次・二次仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉等	P43
可燃系混合物	災害廃棄物のうち、可燃物(木質廃材、廃プラスチック、紙類、繊維等)が比較的多く含まれるもの。	P10
仮置場	被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために廃棄物等を仮置く場所	P17
環境モニタリング	廃棄物処理現場(建物の解体現場や仮置場等)における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。	P25
金属系混合物	選別されていない金属を多く含む混合廃棄物。分別又は選別され、再資源化できる金属となる。鉄くずと非鉄金属くずに区分される。主にリサイクル業者に引き取られ、金属製品として再資源化できる品質を有する必要がある。	P10
広域処理	全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。	P43
公費解体	個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、市区町村が所有者に代わって解体を実施すること。	P25
国分寺市地域防災計画	災害対策基本法第40条又は第42条の規定に基づき、都道府県防災会議又は市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。同法第110条の規定により、特別区は市とみなす。)が策定する計画	P1
コンクリート系混合物	選別されていないコンクリートを多く含む混合廃棄物。分別又は選別されたのち、再資源化できるコンクリート破片やコンクリート塊となる。再生砕石等の用途があり、再資源化できる品質を有する必要がある。	P10
さ行		
災害等廃棄物処理事業費補助金	災害その他の事由により特に必要となった災害廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助。災害の規模等によっては、公費による解体が災害等廃棄物処理事業補助金の対象とならないことがある。	P44

災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等について記載した計画	P25
災害廃棄物対策指針	平成 23 年3月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物(避難所ごみ等を含む)の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述した指針	P1
災害報告書	災害等廃棄物処理事業報告書の略称。発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書	P27
自区内	一般廃棄物には「自区内処理の原則」があり、ここでは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、清掃センター、し尿希釈施設が自区内となる。	P16
受援体制	地方公共団体が、災害に備えて、受援対象業務を特定し、内部体制の整備を図り、応援要請先の指定や応援要請の手順等、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制	P25
処理可能量	廃棄物処理施設において、平時の廃棄物を処理した上で、更に余分に処理を行うことができる量	P22
人材バンク	被災都道府県や環境省と連携・調整を図りながら、①災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整②個別課題の対応に係る助言・調整の支援を行うもので、現場作業員としての派遣ではない	P36
選別	仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機やふるい機等の利用のほか手作業でいくつかの品目に分ける工程	P9
た行		
対応マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法、様式等について整理した手引	P34
退蔵品	まだ使えるにもかかわらず、使わずに家庭内にしまいこまれ、長年保管されているもの	P16
東京都災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、どのように災害廃棄物に対処するか各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画	P1
東京都災害廃棄物対策本部	災害対策基本法第 23 条、第 23 条の二に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、都道府県知事、市区町村長が設置する組織	P26

道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。	P25
トラックスケール	廃棄物をトラックに積載したままで、廃棄物の重量を計量する装置のこと。	P32
な行		
二次仮置場	災害廃棄物の再資源化等、適正な処理を行うために整備される仮置場。破碎、選別や仮設焼却炉等の機材も設置されることがある。	P18
は行		
発生量	発災後、一定期間、一定区域で生じる災害廃棄物の量	P7
便乗ごみ	災害廃棄物の収集に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等	P34
復興資材	復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもの。災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破碎、選別して得られた「コンクリート再生碎石」等	P17
不燃系混合物	災害廃棄物のうち、不燃物(がれき類、ガラス、陶磁器、煉瓦、瓦等)が比較的多く含まれるもの。	P10
フレキシブルコンテナバック	ポリエチレンやポリプロピレンなど丈夫な化学繊維により製造された、バック全体を支える丈夫な吊りベルトの長いループ部が上部に付いており、フォークリフトやクレーンなどで吊って持ち上げることができる袋。	P63
ら行		
り災証明	市区町村が住家(居住のために使用している建物)被害認定調査を行い、確認した被害程度(全壊、半壊等)について交付する証明書	P44
アルファベット		
D.Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワーク。国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげることを目的として構築された、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を主なメンバーとして構成する人的支援ネットワーク	P36

国分寺市災害廃棄物処理計画

発行者 国分寺市

〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番 18 号

電話 042-312-8679

編 集 国分寺市 建設環境部 環境対策課

■「国分寺市災害廃棄物処理計画」改定スケジュール

令和7年10月8日
庁議付議資料No.3
環境対策課

		令和7年度															
		4	5	6	7	8	9		10		11	12	1	2		3	
議会								改定 実施 報告		④パブ コメ実 施報告 ボス ティン グ					パブコ メ結果 及び改 定決定 ボス ティン グ		
取組の意思決定																	
庁内	①庁議								パブコ メ実 施付 議					改定 決定			
	②財政課との協議																
	③条例等審査委員会																
	④政策法務課との調整					調整											
	⑤検討会等																
市民の意見反映	①パブリック・コメント								実施 決裁		意見募集 11/4～12/4				結果 公表 決裁		
	市報掲載								10/1 依頼		11/1 案公 表				2/15 依頼		3/15 結果 公表
	ホームページ掲載										意見募集 11/4～12/4					結果公表	
	施設備え付け									配付	意見募集 11/4～12/4					配付	3/15市報公表後結果公表
	②附属機関								改定 案意 見聴 取								3/15～改定報告
	③検討会／ワークショップ																
	④説明会／公聴会										説明 会2 回						

庁 議 付 議 事 案 申 請 書

令和 7 年 10 月 8 日

付議番号	7 — 22 号	提出者	子ども家庭 部長	石丸 明子
1. 件名		「国分寺市立第二・第三西町学童保育所」指定管理者の募集について		
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。		
		○ (2)重要施策に関すること。		
		(3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。		
		(4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。		
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容		学童保育所は、保護者が就労等により監護できない児童に対し、その健全な育成を図るため、「放課後児童健全育成事業」を実施する施設である。 本件は、令和8年12月1日開所予定の「国分寺市立第二・第三西町学童保育所」を指定管理者制度による運営を行うため、その候補者を公募するものである。		
4. 提案理由		上記募集に先立ち、「募集要項」、「協定書」及び「仕様書」等の内容について、庁議の議を得る必要があるため。		
5. 提案までの経過		・令和6年11月26日、旧土地所有者と市で土地に係る売買契約を締結した。 ・令和7年1月24日付にて、旧土地所有者から土地の所有権の移転を行った。 ・令和7年9月29日、第3回定例会にて新設学童保育所等に関する「国分寺市学童保育所条例の一部を改正する条例」可決。		
6. 現状と問題点		(1)施設概要 ①所在地 国分寺市西町五丁目6番地16 ②建物構造等 構造：木造2階建て 延床面積：319.64㎡ ③施設名称 国分寺市立第二・第三西町学童保育所 定員：各40人（計80人） (2)現状と課題 学童保育所においては、利用登録数が定員を上回る狭あいが長年の課題となっている。利用状況等に応じた適切な職員の配置を行うなど、配慮が必要な児童（障害児等）への対応も含め、児童一人ひとりが、安全安心に放課後を過ごし、保護者が安心して通わせることができるように運営管理を行う必要がある。また、当該施設については、同じ小学校に通う児童が所属するという特性上、同学区内にある既存の施設との連携・交流も求められる。		
7. 関係資料		No. 1 募集要項（案）		
		No. 2 仮協定書（案）		
		No. 3 業務仕様書（案）		
		No. 4 評価基準票（案）		

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A・・・高 B・・・中 C・・・低）		採択基準
緊急性	令和 8 年12月 1 日に開所する予定のため、新たに募集する必要がある。	A
公共性	児童福祉法に基づく事業を行う公共施設の指定管理者に係るものであり、公共性は高い。	A
重要性	既に運用している制度であり、的確で連続性のある運用を行う必要があることから重要性は高い。	A
公平性	公募によるものであり、公平性は担保されている。	A
総合性	市の「指定管理者制度の運用指針」に基づいて進めている。	A
将来性	指定管理者による運営が安定的・継続的に行われることで、将来にわたって効果が認められる。	A
経済性	指定管理費は、市が設定する上限額の範囲内であり、指定管理者制度の目的の 1 つである費用対効果の達成が見込まれる。	A
継続性	次年度以降も指定管理者による安定した運営を行うために、継続性が有効である。	A
関連性	児童福祉施設として、地域福祉事業やコミュニティ事業との関連性が高い。	A
連携性	指定管理者と連携を図り、施設運営の水準を保つ。	A
地域性	地域とも連携して児童の育成支援等の事業を実施するものである。	A
財源性	指定管理者による効率的かつ効果的な管理運営により管理経費の縮減が期待できる。	A
個別課題への対応	個人情報保護	指定管理に必要な「個人情報ファイル簿」は整備済みであり、その遵守も協定書で規定されている。
	市民参加の機会確保	事業の実施に当たっては、地域との連携や交流を図っていく。
	パブリックコメント	
	法務の対応	

令和7年 10 月8日
庁 議 付 議 資 料 No. 1
子ども子育て支援課

**国分寺市立第二・第三西町学童保育所
指定管理者募集要項（案）**

**令和7年11月
国分寺市**

国分寺市立第二・第三西町学童保育所指定管理者募集要項（案）

国分寺市では、経費削減等を図るとともに、住民サービスの向上を図ることを目的として、国分寺市立第二・第三西町学童保育所を令和8年12月から開所することとし、その管理に指定管理者制度を導入することといたしました。指定管理業務を希望される法人その他の団体（以下「団体」という。）を下記のとおり募集しますので、本要項に基づき申請してください。なお、申請に当たっては、必ず、「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

1. 対象施設の名称、所在地、設置目的、規模等その他施設に係わる概要

(1) 施設の名称、所在地

施設の名称：国分寺市立第二・第三西町学童保育所

施設の所在地：国分寺市西町五丁目6番16

(2) 国分寺市立第二・第三西町学童保育所の設置目的

学童保育所は、児童福祉法第21条の10の規定に基づき、保護者が労働等により監護できない児童に対し、健全な育成を図るための施設です。国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号。以下「学童保育所条例」という。）の規定により、設置されています。

(3) 規模等その他施設に関わる概要

別紙国分寺市立第二・第三西町学童保育所指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

(4) 指定管理費

指定期間中に市が負担する額の上限額は、下記のとおりとします。応募の際は、この上限額以内で収支計算書における指定管理費を設定してください。

令和8年度から3年分総額の上限額	117,550,000円（消費税及び地方消費税は非課税）
------------------	------------------------------

※指定管理費は仕様書を参照の上、積算してください。

2. 指定管理者が管理する業務の範囲

指定管理者は、本施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は仕様書を参照してください。

(1) 業務の範囲

- ① 学童保育所条例第3条に規定する児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務に關すること。
- ② 本施設の使用に伴う利用者へのサービスの提供に關すること。
- ③ 本施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に關すること。
- ④ 本施設の簡易修繕に關する業務に關すること。
- ⑤ 本施設の管理運営に關して、市長が必要と認めること。

(2) 業務に係る条件

学童保育所の開所日・保育時間

【開所日】 月曜日から土曜日まで（国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く）

【保育時間】

〔月曜日から金曜日まで〕 小学校の児童の下校時から午後7時まで

〔土曜日、学校休業日〕 午前8時から午後7時まで

※ただし、市又は指定管理者が必要と認めるときは、市と指定管理者の協議により変更することができる。

3. 自主事業の提案

- (1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。市民サービスの向上に効果的で、かつ効率的な「自主事業」の提案をしていただきます。なお、事業にかかる経費については、原則として指定管理者の自己財源（講座等の参加者負担金などを含む。）で賄うものとします。
- (2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画及び企画提案書により提案してください。また、自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。
- (3) 提案された自主事業等の内容や実施については、基本的には全て実施することを前提として提案していただきますが、指定期間開始前の市と協議において行わない、又は内容の一部修正する等で決定します。

4. 利用料金制に関する事項

本施設では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の「利用料金制」は採用しません。

5. 指定期間

令和8年12月1日から令和11年3月31日までの2年4箇月間とします。

6. 応募資格

- (1) 当施設の管理運営を、安全かつ円滑に行える団体。
- (2) 団体又は代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
 - ② 申請期間において、国分寺市から指名停止措置を受けているもの。
 - ③ 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税を滞納しているもの。法人以外の団体の場合は、代表者の最新の所得税、個人住民税、個人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。（申請者の所在地が東京都特別区にある場合は、法人市民税は法人都民税、市民税は特別区民税となります。）
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体。
 - ⑥ 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第31号）第3条第2項から第4項までに規定するもの。
- (3) 当施設に、別紙仕様書の範囲で、資格を有する人員を配置できること。
- (4) 当施設に、防火管理者の資格を有する人員が配置できること。又は令和8年12月1日までに配置が可能な団体であること。

7. 申請手続

- (1) 募集要項の配布
 - ① 配布日時：令和7年11月15日（土）から令和7年11月28日（金）まで
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで
※ただし、土・日曜日・祝日を除く。
 - ② 配布場所：国分寺市役所2階子ども子育て支援課
※国分寺市ホームページからもダウンロードできます
- (2) 提出書類
「別紙 提出書類一覧表」を参照
- (3) 現場説明会
 - ① 日 時：令和7年12月4日（木）午後2時から
 - ② 場 所：国分寺市役所2階201会議室（国分寺市泉町2-2-18）
 - ③ 注意事項：1団体2名まで。原則参加いただくことを前提とします。
参加できない場合は、11月26日（水）までに電話、FAX又はEメールで担当課までご連絡ください。
- (4) 質疑及び回答
質問は、下記受付期間内に文書により行うこととします。持参、郵送、FAX、Eメールいずれの方法でも受け付けます。回答は、質問をした団体に、FAX又はEメールで送付します。また、寄せられた質問をとりまとめ、国分寺市ホームページに随時回答を掲載します。
質問受付期間 令和7年11月15日（土）から令和7年12月4日（木）まで
- (5) 申請書等の提出
 - ① 提出期間：令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）まで
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで
※ただし、土・日曜日を除く
 - ② 提出先：国分寺市役所2階子ども子育て支援課
必要書類を整えて、上記窓口まで持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は受け付けません。（提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。）
また、市が必要と認める場合は、市が追加の資料提出を求める場合もございます。

原則として、一度提出し受け付けたものの訂正や差替え等はできませんので、注意の上、作成処理をお願いします。

※申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(6) 申請書類・審査に関する情報公開等

提出された書類等は、指定管理者制度の運用指針に記載のとおり、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定に基づく情報公開対象文書、市ホームページ及びオープンナーにおける公表文書並びに市議会の委員会審査における提出資料となります。

8. 指定管理者候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する申請は、資格がないものとします。

- ① 資格要件を欠くもの、又は提出書類に不備があるもの。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- ③ その他選定に係る不正行為があったもの。

(2) 選定委員会による審議

市が設置する指定管理者候補者選定委員会で下記の事項について評価基準に基づき評価を行います。選定の際の評価の基準としては、次のとおりとします。

- ① 団体の理念・姿勢
- ② 団体の安定性
- ③ 団体の継続性
- ④ 団体運営の透明性・公平性
- ⑤ 団体運営における法令等の遵守状況
- ⑥ 運営実績
- ◎⑦ 効率・効果的運営への取組状況
- ◎⑧ 受託への熱意・意欲
- ⑨ 事業運営の独創性
- ◎⑩ 施設管理の安全性への配慮
- ◎⑪ 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
- ⑫ 社員等の育成状況
- ⑬ 個人情報保護対策状況
- ⑭ 自主事業などの提案
- ⑮ 障害者の雇用状況
- ⑯ 高齢者の雇用状況
- ⑰ 管理運営に必要な提案金額
- ⑱ 環境への配慮
- ⑲ 地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）
- ⑳ 災害時の対応
- ◎㉑ 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取組について
- ◎㉒ 配慮を要する児童への対応について

(3) プレゼンテーション

2次審査として、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、書類審査による1次審査で7割以上の評価を得た応募者を対象に非公開で実施します。

なお、プレゼンテーションにおいては、(2)の①～㉒の事項のうち「◎」の表示がある事項についてプレゼンテーションを行っていただきます。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に書面で通知します。審査内容、選定理由についての問合せには、お答えできません。

9. 選定後の手続等

(1) 仮協定書の締結

指定管理者の候補者を決定後、速やかに仮の協定書を締結します。

(2) 市議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を得ます。ただし、議決を得るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときには、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、議決を得ることができなかった場合において指定管理者の候補者が支出した費用等については、補償しないことをご了承ください。

- (3) 本協定の締結
指定管理者の指定及び本協定締結は、議会の議決後に行います。
- (4) 指定管理業務の準備
指定管理者は、指定期間の初日に円滑に業務を開始するため、指定期間の初日以前に必要な準備を開始していただきます。

10. 仮協定書、本協定書で締結する事項

- (1) 市の条例・方針等の遵守に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (4) 施設の安全対策に関する事項
- (5) 災害等の緊急時の対応に関する事項
- (6) 苦情対応に関する事項
- (7) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 業務実施状況等の確認に関する事項
- (9) モニタリング・評価に関する事項（利用者アンケート調査実施及び事業実施状況自己評価）
- (10) 指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項
- (11) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
 - ・ 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 期間の途中で相手から解約の申し出があった場合の損害賠償に関する事項
- (12) 指定の取消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に従来の指定管理者に対して、新指定管理者に管理運営に必要な事項等について引継ぎを行う義務を課すための事項
- (13) 原状回復に関する事項
- (14) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (15) 権利・義務の譲渡の禁止等に関する事項
- (16) 個人情報の保護に関する事項
- (17) 情報公開に関する事項
- (18) 文書の管理・保存の徹底に関する事項
- (19) 監査委員による監査に関する事項
- (20) その他特に必要な事項（具体化したサービス水準等）

11. 指定管理者に係る基本事項

- (1) 関係法令の遵守
指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、児童福祉法等関係法令、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、学童保育所条例、国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第26号）、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、国分寺市情報公開条例、国分寺市オンブズパーソン条例（平成14年条例第50号）、国分寺市暴力団排除条例その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。
- (2) 管理人員 仕様書を参照
- (3) 指定管理に係る経費
業務を実施するために必要な経費額をもとに、指定管理費、支払時期、支払方法等を協定により定めます。
- (4) 業務の委託
包括的な業務の第三者への委託については認められません。個別の業務（清掃、保守点検業務等）の委託については、事前に本市との協議が必要です。
- (5) 障害者差別解消法等に基づく対応
指定管理者制度導入施設は、市が設置した公の施設であることから、指定管理者においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（平成30年条例第86号）に基づき、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について、適切に対応する必要があります。
- (6) 責任者氏名の公開

指定管理者の指定後、施設管理者等の責任者氏名は公開となります。

(7) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

12. その他特に必要な事項

(1) 事前準備等

指定管理者となる団体は、令和8年11月30日までの間に、必要な準備業務を行ってください。準備業務には、市職との協議及び指定管理者の職員の教育・訓練を含みます。準備業務に係る経費は、指定管理者の負担となります。

(2) 地域雇用の推進

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。

(3) 接触の禁止

本件業務に関係する本市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しとなります。

(4) 学童クラブ費に関する事項

学童クラブ費の徴収事務は、学童保育所条例に基づき市が行います。指定管理者は必要に応じ市と保護者間の書類等の引き継ぎを行うなど、連絡調整に努めていただきます。

13. 担当課

〒185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺市 子ども家庭部 子ども子育て支援課 電話 042-312-8650、042-312-8651

FAX 042-312-8714 Eメール koshien@city.kokubunji.tokyo.jp

提出書類一覧表

様式のサイズはA4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合はこの限りではありません。

1. 事業者の概要・財務状況等に係る提出書類（正本1部、副本8部。副本は写し可）

提出書類	記載内容等
(1) 指定申請書	国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則 第2条関係様式第1号
(2) 事業者概要 (様式任意)	団体の沿革 時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載
	代表者の履歴
	役員名簿 他の法人との兼職者があるときはその旨も記載
	団体の運営に関する資料 経営理念・方針と経営の効率化透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの
	施設管理運営の実績 同様な施設での指定管理・管理運営委託等の実績を一覧で示すこと（全件網羅しなくてよい）。 また同様な施設での運営期間がわかる協定書・契約書等を添付すること（できるだけ長期にわたり受託を継続していることが分かるもの1件でよい）。 指定管理に係る取り組み・考え方については「事業計画及び企画提案書」の項目6に記載すること。
(3) 定款	最新のもの
(4) 法人登記簿謄本等	法人の場合は、現在事項全部証明書 団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の身分証明書 (申請申込の日前3か月以内に発行されたもの)
(5) 印鑑証明	申請申込の日前3か月以内に発行されたもの
(6) 財務関係書類 (様式任意)	指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3箇年の財務諸表および科目内訳明細書

(7) 納税証明書等	①納税証明書その1 (法人税) ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書 ②納税証明書その2 (消費税及び地方消費税) ③法人事業税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、必要なし ④法人住民税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書
(8) 共同事業体協定書兼委任状	共同事業体を構成する団体名等 ※共同事業体で申請する団体のみ必要

2. 事業運営に関する計画書等 (正本1部、副本8部。副本は写し可)

提出書類	記載内容等
事業計画及び企画提案書	項目ごとに具体的に記載
収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 指定管理業務の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載 (一般管理費等の施設管理に直接関わる費用以外の経費を計上する場合は、その根拠を含む) (3) 指定管理者に支払う対象の経費とするもの (4) 消費税及び地方消費税
自主事業収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 自主事業の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載 (3) 消費税及び地方消費税
人員配置計画書	管理運営上の適正な人員配置とするもの

※各書類には、ページ番号及びインデックスを付けてください。

※提出いただいた個人情報、施設主管課の他、指定管理担当部署において扱います。

令和7年 10 月8日
庁 議 付 議 資 料 No. 2
子ども子育て支援課

国分寺市立第二・第三西町学童保育所
施設の管理に関する仮協定書（案）

目 次

第1章 総 則	3
第1条 (趣旨)	3
第2条 (指定管理者の指定の意義)	3
第3条 (公共性の尊重)	3
第4条 (法令等の遵守等)	3
第5条 (用語の定義)	4
第6条 (管理物件)	4
第7条 (指定期間)	4
第2章 本業務の範囲と実施条件	4
第8条 (本業務の範囲)	4
第9条 (業務実施条件)	4
第10条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	4
第3章 本業務の実施	5
第11条 (本業務の実施)	5
第12条 (指定開始日以前の準備)	5
第13条 (第三者への委託又は請負)	5
第14条 (権利又は義務の譲渡等)	5
第15条 (管理施設の修繕等)	6
第16条 (施設の安全対策)	6
第17条 (緊急時の対応)	6
第18条 (情報管理)	6
第19条 (情報公開)	6
第20条 (文書の管理及び保存)	6
第21条 (利用者の苦情対応)	7
第4章 備品等の扱い	7
第22条 (甲による備品等の貸与)	7
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	7
第23条 (事業計画書)	7
第24条 (経営状況)	7
第25条 (事業報告書)	8
第26条 (甲による業務実施状況の確認)	8
第27条 (甲による業務の改善勧告)	8
第6章 指定管理費及び使用料	8

第28条	(指定管理費の支払い)	8
第29条	(指定管理費の変更)	9
第30条	(使用料収入の取扱い)	9
第31条	(講習会等の保険料、消耗品代等の取扱い)	9
第32条	(使用料)	9
第7章	損害賠償及び不可抗力	9
第33条	(損害賠償等)	9
第34条	(第三者への賠償)	9
第35条	(保険)	9
第36条	(不可抗力発生時の対応)	10
第37条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	10
第38条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	10
第8章	指定期間の満了	10
第39条	(業務の引継ぎ等)	10
第40条	(原状回復義務)	11
第41条	(備品等の扱い)	11
第9章	指定期間満了以前の指定の取消し	11
第42条	(甲による指定の取消し)	11
第43条	(乙による指定の取消しの申出)	12
第44条	(不可抗力による指定の取消し)	12
第45条	(指定期間終了時の取扱い)	12
第10章	その他	12
第46条	(監査委員による監査)	12
第47条	(自主事業の実施)	13
第48条	(経理の独立)	13
第49条	(請求、通知等の様式その他)	13
第50条	(協定の変更)	13
第51条	(解釈)	13
第52条	(疑義についての協議)	13
第53条	(管轄裁判所)	13
別紙1	用語の定義	15
別紙2	管理物件	16
別紙3	指定管理者における個人情報の保護に関する特則事項	17
別紙4	指定管理者における情報公開に関する特則事項	20

国分寺市立第二・第三西町学童保育所施設の管理に関する仮協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号。以下「学童保育所条例」という。）により設置された国分寺市立第二・第三西町学童保育所（以下「本施設」という。）の管理運営について、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第31号。以下「手續条例」という。）第7条（協定の締結）の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関し、甲が指定管理者の指定を行うことの意義が民間事業者たる乙の能力を活用しつつ本施設の利用者の利便を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（法令等の遵守等）

第4条 甲及び乙は、法令及び条例を遵守するとともに、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号）第27条（市が行う契約等に関する遵守事項）に規定する法人等に該当する場合にあっては、同条に規定する事項を遵守するものとする。

3 乙は、国分寺市行政手續条例（平成7年条例第29号）の定めるところに従い、本業務の実施に当たり、行政運営における公平性及び透明性の確保に努めなければならない。

4 甲及び乙は、国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成19年条例第20号）第5条（事業者等の責務）に定めるところに従い、公益通報に適切に対処しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。

この場合において、管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。
- 3 乙は、管理物件を施設の設置目的以外の目的で使用してはならない。ただし、甲の許可を得たときは、この限りでない。

(指定期間)

第7条 乙に本業務を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、令和8年12月1日から令和11年3月31日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 甲は、学童保育所条例第14条（指定管理者による管理）の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 学童保育所条例第3条に規定する児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務に関すること。
 - (2) 本施設の使用に伴う利用者へのサービスの提供に関すること。
 - (3) 本施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
 - (4) 本施設の簡易修繕に関する業務に関すること。
 - (5) 本施設の管理運営に関して、市長が必要と認めること。
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(業務実施条件)

第9条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第10条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更、それに伴う指定管理費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第11条 乙は、本協定、条例及び関係法令のほか、募集要項等並びに本施設の指定管理者の公募に当たり乙が提出した事業計画及び企画提案書（以下「提案書」という。）に従って本業務を実施するものとする。
- 2 本業務の実施に当たり、前項に規定する書類等に矛盾又は齟齬が生じたときは、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書で募集要項等を上回る水準の提案がされている場合は、当該提案書の示された水準によるものとする。

(指定開始日以前の準備)

- 第12条 新たに指定を受け運営を行う場合は、乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 従前の指定管理者がその指定期間満了後、改めて指定を受け運営を行う場合は、指定開始日に先立ち、乙は、甲からの指導等を踏まえ継続した事業の実施に向けた準備を進めなければならない。
- 特に新たな事業を実施する場合は、必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(第三者への委託又は請負)

- 第13条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

- 第14条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を相続、合併又は分割により相続人等に承継させる場合は、事前に甲と協議をするものとする。

(管理施設の修繕等)

第15条 管理施設の修繕、改造、増築又は移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理施設の修繕等のうち軽微なもの（1件当たり10,000円未満）については、あらかじめ甲の承認を得た上で乙の費用と責任において実施するものとし、乙は、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

(施設の安全対策)

第16条 乙は、本施設、設備及び物品の保全に関する業務並びに防災業務の遂行に万全を図らなければならない。

(緊急時の対応)

第17条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。また、緊急災害時において乙は、国分寺市地域防災計画に基づき、甲と協力して活動するものとする。

- 2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第18条 乙又は本業務の一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙4に定める事項を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本業務に従事している者又は従事していた者が秘密等を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、本業務を行うに当たり、電子計算機を用いて情報を処理するときは、必要に応じ、次の各号に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。
 - (1) 乙は、本業務に従事する者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、毀損、漏洩、無断持出しその他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティに関する指導監督を行わなければならない。
 - (2) 乙は、情報処理を行う施設（本施設及び事業所等）や装置（電子計算機等）に対し、外部からの侵入により市の情報が盗用、改ざん、滅失、毀損、漏洩その他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
 - (3) 乙は、本業務に係る情報を処理、保管、搬送する場合は、それぞれに必要な機密対策を講じ、情報の盗難、散逸、滅失、紛失その他不適正な取扱いが行われないよう、適正に運用しなければならない。

(4) 乙は、本業務に係る情報を取扱う情報システムの運用において、情報の漏洩、不正アクセスその他不適正な処理が行われないよう、不正アクセス対策及びコンピュータウィルス対策等を講じなければならない。

(情報公開)

第19条 乙は、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定に従い、本業務に関して保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲に、施設の管理運営について情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。

(文書の管理及び保存)

第20条 乙は、本業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書（図面及び電磁的記録を含む。）については、適正に管理し、及び保存しなければならない。

(利用者の苦情対応)

第21条 乙は、苦情に対する体制を整備するとともに、苦情等が発生した場合は、仕様書に定める内容に基づき誠意を持って対応しなければならない。

2 甲は、苦情等を把握するとともに、その内容について乙と連携し解決を図らなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第22条 甲は、別紙2に示す備品等は無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 貸与備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該貸与備品等に代わる備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等を滅失又は毀損したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第23条 乙は、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、毎年度甲が指定する期日までに提出し、甲の確認を得なければならない。

(1) 管理業務等の体制及び実施計画（管理業務及び自主事業）

(2) 予算に係る計画

- (3) 従事者育成に係る研修計画
- (4) 利用者意見及び自己評価に係る計画（利用者アンケート調査、事業実施状況自己評価）
- (5) 苦情対応に係る方針
- (6) その他管理等に係る必要な計画（施設の特性に応じた具体的なサービス水準等）

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、甲の承諾を得なければ、第1項の規定により甲に提出した事業計画書を変更することができない。

（経営状況）

第24条 乙は、本業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、次条の事業報告書の提出と合わせて、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- (2) その他甲が必要と認める書類

（事業報告書）

第25条 乙は、毎年度終了後 60日以内に、本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務等の体制及び実施状況（管理業務及び自主事業）
 - (2) 決算状況等及び施設の利用実績（決算収支状況、公の施設の利用実績（利用者数、利用率等））
 - (3) 従事者育成に係る研修実施状況
 - (4) 利用者意見及び自己評価（利用者アンケート調査結果、事業実施状況自己評価）
 - (5) 苦情対応に係る記録
 - (6) 事業計画書に掲載した計画の実施状況
 - (7) その他管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 乙は、甲が第42条から第44条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日の翌日から60日以内に当該年度の当該指定が取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第26条 甲は、乙が提出した第23条の事業計画書及び前条の事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を随時行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況、本業務に係る管理経費等の収支状況等について文書又は口頭による説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第27条 前条の確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていないと認められるときは、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項の指示又は改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理費及び使用料

(指定管理費の支払い)

第28条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して令和8年度 金000000000円、令和9年度 金000000000円、令和10年度 金000000000円（消費税及び地方消費税は非課税）を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う指定管理費は、年度ごとの12分の1を毎月支払うものとする（令和8年度のみ、12月分より年度の4分の1を毎月支払うものとする。）。

3 乙は、当該月の指定管理費の支払いに関する請求書を当該翌月の初日から起算して14日以内に甲に対して送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理費を支払うものとする。

(指定管理費の変更)

第29条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理費の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(使用料収入の取扱い)

第30条 学童クラブ費等（使用料）の徴収事務は学童保育所条例に基づき甲が行う。乙は、必要に応じ甲と保護者間の納入通知書等の書類の引継ぎを行うなど、連絡調整に努めるものとする。

(講習会等の保険料、消耗品代等の取扱い)

第31条 講習会等の保険料、消耗品代等は、実費弁償とし、乙は、直接参加者から徴収するものとする。ただし、その額については、甲と協議の上決定するものとする。

(使用料)

第32条 使用料の額は、学童保育所条例に定めるものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第33条 乙は、故意又は過失により管理物件を滅失又は毀損したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第34条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第35条 本業務の実施に当たり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 建物総合損害共済
- (2) 傷害保険

2 本業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理賠償責任保険
- (2) その他乙が必要と認める保険

(不可抗力発生時の対応)

第36条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第37条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙との協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第38条 前条第2項の協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理費から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第39条 乙は、本協定の終了に際し、引き続き当該施設の指定管理者となる場合を除き、施設の運営が遅滞なく、かつ、円滑に実施されるよう、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合において、引継ぎ等に係る費用は、すべて乙が負担するものとする。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第40条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 甲は、乙が正当な理由なく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、乙は、甲が講じた必要な措置に要した費用を負担しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合には、乙は、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 本協定の終了に際し、備品等については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第42条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項及び手続条例第11条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 当該施設の設置条例又は協定書の記載内容に違反したとき。

- (2) 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
 - (3) 法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示に従わないとき。
 - (4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
 - (5) 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明したとき。
 - (6) 乙の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
 - (7) 法令違反等により乙に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) 乙から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申出があったとき。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条（定義）に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明したとき。
 - (10) その他甲が乙による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じたときは、甲は、その賠償の責めを負わない。
- 3 甲は、第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止によって損害が生じた場合、乙にその費用を求償することができるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負うものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により、指定管理費の全部又は一部を返還しなければならない。

（乙による指定の取消しの申出）

第43条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第44条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第45条 第39条から第41条までの規定は、第42条から第44条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、その限りでない。

第10章 その他

(監査委員による監査)

第46条 乙は、法第199条第7項の規定に基づき、国分寺市監査委員が行う本事業に対する監査に協力するものとする。

(自主事業の実施)

第47条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、乙の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(経理の独立)

第48条 乙は、本業務に関する経理を明らかにするため、本業務に関わる収支明細書及び収支計算報告書等、経理に係る帳票を備え、乙の他の会計から独立した経理を行わなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第49条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第50条 本業務に関し、本業務の前提条件若しくは内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第51条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第52条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第53条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定は仮協定であり、地方自治法第244条の2第6項の規定による国分寺市議会の議決が得られない場合は、協定は締結しないものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年●月●日

甲

所在地 国分寺市泉町二丁目2番18号

名 称 国分寺市

代表者 国分寺市長

印

乙（指定管理者）

所在地 東京都〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇 〇〇〇〇

印

別紙1（第5条関係） 用語の定義

- (1) 「指定管理開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日をいう。
- (2) 「指定管理費」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、国分寺市立第二・第三西町学童保育所指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、第8条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「募集要項」とは、国分寺市立第二・第三西町学童保育所指定管理者募集要項のことをいう。
- (7) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）、及びそれらに係る質問回答のことをいう。

別紙 2（第 6 条、第 22 条関係） 管理物件

（1）管理施設

仕様書に定める施設

（2）管理物品

備品等

別紙「施設備品一覧」

別紙3（第18条関係）

指定管理者における個人情報の保護に関する特則事項

（個人情報保護の趣旨）

第1条 国分寺市（以下「甲」という。）から指定管理者として指定され、その管理する公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うに当たり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）を取り扱う業務を行う場合は、当該指定管理者は、以下の条項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 指定管理者（以下「乙」という。）は、指定管理業務の履行に関し、個人情報を常に善良な管理者の注意をもって運用し、法の趣旨にのっとり個人情報の保護に関する規程等の制定を行い、個人情報保護のための必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報に係る管理責任者及び取扱担当者）

第2条 乙は、指定管理業務に係る個人情報の保護について管理責任者を選任し、甲に届けなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者は、個人情報を厳正に維持管理し、指定管理業務従事者の個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、指定管理業務従事者のうちから担当者を指名し、その者にのみ個人情報の取扱いをさせるものとする。

（個人情報の交付・取得）

第3条 甲は、指定管理業務において取り扱う個人情報を、乙に対して交付するときは、個人情報の内容及び数量並びにその他必要事項（以下「内容等」という。）を記入した書面を添付しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の交付を受けたときは、個人情報の内容等を確認し、受領書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、指定管理業務において取り扱う個人情報の取得については、法第17条の規定に基づき、指定管理業務と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（個人情報の維持管理）

第4条 乙は、甲から交付され又は乙が取得した個人情報については、正確かつ最新の状態に保つように努めるとともに、改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故（以下「事故等」という。）の防止及び保管場所の施錠、入退室管理等適正な維持管理が行われるよう必要な措置を講じ、万全の注意を払わなければならない。

（個人情報の返還）

第5条 乙は、指定管理業務の指定期間が終了したとき、又は甲からの返還請求があったときは、甲から交付された個人情報及び指定管理期間中に取得した個人情報の内容等を記載した書面を添え、速やかに甲に返還するものとする。

（個人情報の廃棄）

第6条 前条の規定にかかわらず、甲乙協議の上、乙は、個人情報を抹消することができる。

2 乙は、前項の場合において、甲の指示する方法により、焼却、裁断等により個人情報を抹消しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を抹消するときは、その作業内容を甲に報告しなければならない。

（個人情報の秘密保持）

第7条 乙は、個人情報を、指定管理業務の目的以外に、使用、加工、再生、複製等その他個人情報の事故等の危険性のある一切の行為をしてはならない。

2 乙は、個人情報を、甲の承諾を得ずに、第三者に提供してはならない。なお、指定期間終了後も同様とする。

（個人情報の開示等）

第8条 乙は、個人情報の開示、訂正等、利用停止等（以下「自己情報開示等」という。）の請求がなされた場合は、法の規定に基づき適正な措置を講ずるものとする。

2 乙は、毎年1回、甲に対し、指定管理業務における乙の行った自己情報開示等についての実施状況を報告するものとする。

（委託の禁止）

第9条 個人情報を取り扱う業務にあつては、乙はこの協定に基づくすべての業務を自ら実施し第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承諾を得て当該第三者に対し個人情報を取り扱う業務を委託するときは、個人情報の保護について当該第三者に対しこの協定書を遵守させる義務を負わなければならない。

（苦情処理及び事故発生時における報告の義務）

第10条 乙は、指定管理業務における個人情報の取扱いに関する苦情については、迅速に対応し、その処理経過及び結果を甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し事故等が発生したときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故の解決に努めなければならない。また、法第26条の規定に基づき、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（指定管理業務における措置）

第11条 乙は、当該指定管理業務において取り扱う個人情報について、法第66条第1項の規定に基づき甲が実施する安全管理措置と同様の措置を講じなければならない。

2 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況、運用方法等を調査し、又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、個人情報が適正に取り扱われていないと認める場合にあっては、乙の事業所等への立入調査を行うとともに、必要な資料の監査及び提出を求めることができる。

4 乙は、第9条第1項ただし書の規定により第三者に業務の履行を委託するときは、甲が当該第三者に対し、前項の立入調査等を行うことを、認めさせなければならない。

(情報の公表及び損害賠償)

第12条 当該指定管理業務の履行に関し、乙が個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠ったときは、甲は、必要に応じてその事実を公表できるものとする。

2 前項の公表により、乙が社会的、経済的、精神的その他その種類、規模を問わず、いかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責を負わない。

3 個人情報の保護に関する義務に違反したことによる損害の賠償において、乙は、甲に対し民法(明治29年法律第89号)第715条第1項ただし書の規定による主張をすることはできない。

(告発)

第13条 甲は、乙の指定管理業務従事者又は従事していた者(以下「業務従事者等」という。)が法第176条又は第180条の違反行為をしたと認めるときは、業務従事者等を告発し、併せて、法第179条又は第184条の規定に基づき、乙に関して告発する。

(令和5年4月1日適用)

別紙 4（第19条関係）

指定管理者における情報公開に関する特則事項

（情報公開の趣旨）

第1条 国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第22条（指定管理者の情報公開）の規定により、国分寺市から指定管理者として指定され、その管理する公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うにあたり、指定管理者（以下「乙」という。）は、市民の知る権利及び市民に対する説明責任に留意し、かつ、市民に関する情報が保護され、乱用されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 乙は、実施機関（以下「甲」という。）と連携し、指定管理業務における自己の保有する情報の提供及び情報の公表の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第2条 乙は、保有する情報の公開を推進していくため、情報公開条例と同様の規定等の制定を行うものとする。同様の規定をすでに有している場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、乙は、情報公開条例の趣旨に沿った情報公開のための必要な措置を講ずるものとする。

（文書の公開請求に対する決定等）

第3条 乙の行う文書の公開請求に対する公開及び部分公開並びに非公開の決定、公開手数料及び費用負担については、情報公開条例と同様の措置を講ずるものとする。

2 乙は、文書の部分公開又は非公開の決定において、国分寺市指定管理者の情報の公開等に係るあっせんに関する規程（平成18年訓令第8号）に基づき、甲から再考を促す旨の指導を受けた場合は、これを尊重しなければならない。

（実施状況の報告）

第4条 乙は、毎年1回甲に対し、指定管理業務における乙の行った文書の公開についての実施状況を報告しなければならない。

施設備品一覧(予定)

No.	品 名	数量
1	児童用長方形座卓	14台
2	職員用事務机	4台
3	職員用OHチェア	4脚
4	電子レンジ	2台
5	冷蔵庫	2台
6	洗濯機	1台
7	引違書庫	2台
8	食器棚	2台
9	食器乾燥機	2台
10	掃除機	2台
11	空気清浄機	2台
12	折り畳み式テーブル	2台
13	傘立て	2台
14	職員用ロッカー	2台
15	FAX電話機	1台
16	シュレッダー	2台
17	小型収納庫	1台
18	学童保育所入退室管理システム用タブレット	2台
19	学童保育所入退室管理システム用ルーター	1台

令和7年 10 月8日
庁 議 付 議 資 料 No. 3
子ども子育て支援課

国分寺市立第二・第三西町学童保育所 指定管理業務仕様書（案）

国分寺市立第二・第三西町学童保育所 指定管理業務仕様書（案）

国分寺市立第二・第三西町学童保育所（以下「施設」という。）指定管理業務については、国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号、以下「学童保育所条例」という。）及び国分寺市立学童保育所条例施行規則（平成11年規則第5号、以下「学童保育所条例施行規則」という。）の定めによるほか、この仕様書による。

1 管理運営の基本方針等

施設を管理運営するに当たり、次に掲げる事項に基づいて行うものとする。

- ①保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とした児童福祉法第21条の10の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施する施設であり、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年雇児発0331第34号）、「東京都学童クラブ実施要綱」（平成27年福保子家第358号）、学童保育所条例、学童保育所条例施行規則、国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第26号、以下「基準条例」という。）及び市の運営マニュアルに基づき管理運営を行うこと。
- ②児童の最善の利益を考慮して、児童の健康と安全に十分留意し、育成支援を行うこと。特に障害児については、障害の種別や特性等に十分に配慮すること。
- ③市内各児童館、保育所等の社会福祉施設、小学校等の教育施設との連携を図り、児童の遊び及び生活の場の環境づくりに努めること。
- ④質の高いサービスを提供するために必要な職員を配置するとともに、利用者の意見及び要望を施設の管理運営に反映させるなど、管理運営方法について創意工夫を図り、サービスの向上及び利用者の満足度を高めるよう努めること。また、利用者の平等な利用を確保すること。
- ⑤施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥効率的かつ効果的な管理運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- ⑦市や地域と密接に連携を図りながら、管理運営を行うとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めること。

2 指定管理者が管理する対象施設

（1）施設名称及び所在地

施設名称	所在地
国分寺市立第二西町学童保育所	国分寺市西町五丁目6番16
国分寺市立第三西町学童保育所	

(2) 施設概要

① 建物構造

国分寺市立第二西町学童保育所 国分寺市立第三西町学童保育所	構 造	木造 2 階建て
	延床面積	319.64㎡（実際の面積が異なる場合は現況を優先する）
	内 容	玄関・第一育成室・第二育成室・トイレ・バリアフリースペース・事務室・静養室・倉庫等
	竣 工	令和 8 年度予定

※詳細は、別紙平面図を参照

② 定員等

施設名称	階数	育成室面積	定員
国分寺市立第二西町学童保育所	1 階	72.87㎡	40人
国分寺市立第三西町学童保育所	2 階	72.87㎡	40人

(3) 予想利用実績

① 類似施設の登録児童者数（各年度 4 月 1 日時点）

施設名称	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国分寺市立第二日吉町学童保育所	16人	35人	38人	51人
国分寺市立第三日吉町学童保育所	18人	29人	42人	55人

※平均出席率は令和 6 年度 4 月実績第二日吉町学童保育所が約 71.9%、第三日吉町保育所が約 72.4%である。

3 法令等の遵守

施設の管理運営に関しては、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等を遵守し、適正な管理に努めること。

期間中に法令等の改正があった場合は、改正された内容を遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 児童福祉法
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚令第63号。以下「設備運営基準」という。）
- (4) 東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成24年条例第43号）
- (5) 学童保育所条例
- (6) 学童保育所条例施行規則
- (7) 基準条例

- (8) 国分寺市学童保育所障害児保育実施規則（平成14年規則第87号、以下「障害児保育実施規則」という。）
- (9) 国分寺市学童保育所障害児入所協議会設置規程（平成19年訓令第2号、以下「障害児入所協議会設置規程」という。）
- (10) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (11) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (12) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「保護法」という。）
- (13) 国分寺市個人情報の保護に関する法律の運用に関する条例（令和5年条例第1号、以下「個人情報の保護に関する法律の運用に関する条例」という。）
- (14) 国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）
- (15) その他関係法令

4 人員配置等

① 人員配置の基本的な考え方

下記の人員配置の基本的な考え方等に基づき、必要な職員を配置すること。

- ア 各学童保育所には、支援単位ごとに基準条例第11条第1項に規定する放課後児童支援員を常勤の職員として2人以上置くことを基本とする。ただし、1人を除き、常勤の補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。その他、基準条例に基づき、業務の遂行に必要な職員を置くこと。なお、放課後児童支援員は、基準条例第11条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了した者でなければならない。

施設名称	定員	常勤職員 必要配置数
国分寺市立第二西町学童保育所	40人	2人
国分寺市立第三西町学童保育所	40人	2人

- イ 各学童保育所には開所している時間帯を通じて、放課後児童支援員を2人以上（うち1人を除いて補助員でも可）配置しなければならない。また、利用者や施設の構造などに応じて必要な職員を配置するものとする。

② 常勤職員及び非常勤職員

ア 常勤職員

各学童保育所に配置する常勤職員は、放課後児童支援員又は基準条例第11条第3項各号のいずれかに該当する放課後児童支援員の基礎資格を有する者（以下「基礎資格を有する者」という。）を、当該施設における育成支援に関する主たる担当として従事する専任の職員として配置すること。

イ 非常勤職員

学童保育所に配置する非常勤職員は、基礎資格を有する者のほか、子育て経験者や教育にかかわる学習をしている学生、児童の遊びや生活に関わる経験を持っている者を配置するよう努めるものとする。

③ 運営管理責任者・統括責任者

学童保育所ごとに運営管理責任者として常勤職員（放課後児童支援員との兼務可）を配置すること。運営管理責任者は、施設職員の労務管理、業務上必要な渉外調整、市の指定する会議等への参加などの業務を行う。また、そのうちの1人を統括責任者とし、市直営の基幹施設と連携を図りながら、学童保育所全体の職員の管理監督、施設管理・運営等すべての業務を統括するものとする。

④ 障害児加配

障害児を受け入れた場合は、障害児1人に対し、さらに職員1人を配置することを基本とするが、障害の状況により、障害児入所協議会設置規程に基づき開催される協議会において協議の上、その配置人数について実態に応じ、柔軟に対応することができるものとする。

⑤ 職員の勤務形態等

児童の安全性の確保を念頭に置き、事業運営が円滑に遂行されるよう勤務体制を整えること。また、職員配置に変更があった場合は、市指定の様式で、速やかに市へ報告すること。

⑥ 職員の資質向上

ア 指定管理者は、職員の資質向上を図るため、独自の研修等の実施のほか、都、市及びその他関係機関主催研修会への参加等に努めること。

イ 指定管理者は、関係機関との情報共有のため、市が行う児童館及び学童保育所の月例会議の他、各種会議への参加等に努めること。

⑦ 職員の健康管理

従事する職員の腸内細菌検査を毎月実施し、結果を市に報告すること。

5 開所日及び保育時間

（１）開所日及び保育時間

① 月曜日から金曜日まで

小学校の児童の下校時から午後7時まで

② 土曜日

午前8時から午後7時まで

③ 国分寺市公立学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第6号）第4条（休業日）に規定する休業日

午前8時から午後7時まで

（２）休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び
12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 開所閉所の変更

学童保育所条例施行規則第4条第2項に基づき、市長が特に必要と認めるときは、
開所及び閉所日を変更することができる。

6 指定管理者が行う業務の内容等

(1) 放課後児童健全育成事業に関する業務

学童保育所条例第3条に規定する児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務の内容等については、次のとおりとする。ただし、その内容については、市と指定管理者の協議により変更ができるものとする。また、市と協議して年間計画を作成し、その計画に基づいた事業活動を行うものとする。

① 業務の内容

ア 児童の安全管理

事業を実施する施設等について、危険なものがないか、児童の周辺の状況に配慮し、事故の未然防止に努めるとともに、けがをした場合の応急措置や近隣の医療機関への連絡体制などを整えること。また、登所時には必ず出席確認を行い、必要に応じて保護者と連絡を取り合うなど児童の安全確保に努めること。

児童の入退室管理は、市が提供する入退室管理システムを使用することとし、その運用は市が指示するとおりとすること。

台風、集中豪雨、大雪等悪天候時には「国分寺市立学童保育所の台風・集中豪雨等における臨時休所等のガイドライン」に基づき、市と協議して対応をはかること。

イ 児童の健康管理

児童のかかりつけの医療機関や体質等の状況を把握し、日々の心身の状態に留意して健康管理に努めること。また、医薬品等を常備するとともに、発熱や嘔吐など異常がある場合は、保護者への連絡など状況に応じた適切な対応を行うこと。

ウ 児童の保育及び指導

学童保育所の保育について、市と協議して、以下の（ア）～（オ）の視点に基づく年間指導計画を作成し、保育を行うものとする。

（ア）自由遊びと集団遊びの活動

（イ）生活技術や生活習慣を身につける活動

（ウ）表現活動や鑑賞等の文化的活動

（エ）所外保育・誕生日会等の多様な行事活動

（オ）防災教育・防犯教育の活動

また、保護者及び学校と連携を図りつつ、児童の状況に即した遊びなどを通じて、以下の（カ）～（ケ）にあげる指導を行うものとする。

（カ）児童の情緒の安定及び遊びへの活動意欲の形成

（キ）遊びを通しての児童の自主性、社会性及び創造性の形成

（ク）児童の健康教育及び安全教育

（ケ）その他児童の指導にあたり、市長が特に必要と認めるもの

エ 間食の提供

食育の視点を持ちながら、昼食と夕食の間に必要な栄養が補給されるよう配慮した間食の提供を行うこと。また、アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前に協議するとともに、提供には十分注意すること。

オ 配食サービスの実施

市内小学校の長期休業期間等の学校給食がない期間に、お弁当業者等と連携し、保護者の負担軽減のためお弁当配食サービスの提供を実施すること。なお、お弁当配食の発注、支払は保護者と業者が直接行うものとし、市又は指定管理者が関わらない仕組みとすること。

カ 出欠席の記録や育成日誌の作成

児童の出欠状況を入退室管理システムにて適切に管理するとともに、育成日誌により日々の活動や指導内容を記録・保管し、職員間の引継ぎを円滑に行うこと。

キ 保護者への支援、連携

（ア）毎年度入所時に説明会等を行い、基本的な利用のルール、1日の保育の流れ、行事予定、活動方針、緊急時の対応・連絡体制等について、保護者に丁寧に説明すること。年度途中に入所する児童の保護者については、個別に対応すること。

（イ）児童の入所時には、必要に応じて保護者と個別面談を行い、配慮すべき事項等の聞き取りを行うこと。

（ウ）保護者との日々の連絡・調整には連絡帳等を効果的に活用し、その他おたより、保護者会、個人面談等により、保育の内容について、情報共有等を行うこと。

ク 学習支援に関すること

（ア）原則として毎日概ね30分程度、学習等を実施する時間を設け、宿題等の学習を児童が自主的に行える環境を整えること。

（イ）児童1人ひとりに寄り添い、個別の声かけを行うことにより、学習を進められるようにすること。

ケ 放課後子どもプラン（放課後子供教室）との連携

放課後子どもプランと連携を図り、放課後子どもプランの様々なプログラム

等にも参加できる機会を設け、放課後において、児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすること。

コ 学校、地域との連携

- (ア) 保育を円滑に実施するため、日常運営について、小学校関係者と必要な情報交換を行い、協力関係を築けるよう努め、学校との連携を積極的に図ること。
- (イ) 連携にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。
- (ウ) 地域の民生委員・児童委員、自治会等や施設との連携や交流を図ること。

サ 警察等の関係機関との連携

- (ア) 児童の安心・安全の確保の観点から、警察等との連絡体制を整え、不審者情報や近隣で発生した事件等の情報が速やかに入るように心がけること。
- (イ) 防災の観点から、消防署等と連携を図り、災害時や火災発生時に児童が安全に避難できる体制を整えておくこと。
- (ウ) 国分寺市子ども家庭センターや児童相談所等と連携を図り、配慮が必要な児童等が抱える課題等に対応できるようにすること。
- (エ) その他、市の関係部署、保育所、幼稚園、発達に関する相談機関などとも連絡を密にし、児童の育成支援にあたること。

シ 感染症対策等

「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）等を通じて感染症対策に関する理解を深め、感染症の予防・拡大防止のための十分な対策を講じたうえで、保育等の提供を行うこと。

ス インターネット等の利用環境を備えた端末等の調達

甲及び関連機関との連絡や情報共有のために、インターネットの利用環境を備え、webメールが利用できる端末調達すること。また回線敷設、利用料等も乙が負担すること。なお、利用環境設定にあたっては情報漏出が決して発生しないよう物理的なセキュリティ対策を講じること。

② 施設の利用に関すること

入所承認する児童については、以下のとおりとする。

ア 対象児童について

- (ア) 学童保育所条例第4条に規定する児童を基本とする。
- (イ) 心身に障害を有する児童については小学校1年生から小学校6年生までを対象とし、集団になじむことが可能であり、一人で通所できるか、保護者又はそれに代わる者が送迎できる場合に対象とする。

イ 登録人数について

- (ア) 市では、入所要件を満たした申請がされた場合は、学童保育所条例施行規則に基づき、基準定員を超えて入所の承認をしているので、入所承認した児童

数を履行期間中の受入上限とする。

(イ)心身に障害を有する児童受入れの定員については、障害児保育実施規則に基づき、児童の受け入れを行うものとする。

障害児保育の定員

	小学校低学年 小1～小3	小学校高学年 小4～小6
国分寺市立第二西町学童保育所	1人	1人
国分寺市立第三西町学童保育所	1人	1人

※市が、障害児の保育が特に必要であり、かつ、学童保育所の事業に著しい支障が生じないと認めるときは、障害児保育の定員を超えて受入を行う。

※障害児保育の定員は、学童保育所条例施行規則第3条に規定される定員に含まれる。

ウ 利用登録について

(ア)利用登録に関することは、市が行う。

(イ)障害児の登録に関しては、障害児保育実施規則に基づき、審査事務を行う。
指定管理者は、審査にあたり、出席・協力すること。

エ 利用者使用料について

利用者使用料（学童クラブ費等）は学童保育所条例によるところとする。なお、クラブ費の徴収事務については、学童保育所条例に基づき市が行うものであるが、指定管理者は必要に応じ、市と保護者間の書類の引継ぎ等を行うなど、連絡調整に努めること。

(2) 関連業務

次に掲げる事業について、当該事業所管課等と連携・協力すること。

- ① 学校施設を利用した夏休みキャンプ事業に関すること。
- ② 緑化推進事業（施設においてグリーンカーテンやプランターを利用し、種から育てた野菜等を使用した食育を行うこと。）に関すること。

(3) 衛生管理業務

① 清掃業務

施設、施設用地内及び外周の環境を維持し、快適な環境を保つため、床、壁、扉、窓ガラス、備品、照明器具、空調設備、衛生備品等について、日常清掃を行うこと。

② 廃棄物等の処理

廃棄物等については、必要に応じ随時処理を行うこと。

(4) 安全・危機管理に関する業務

利用者の安全確保のための施設環境及び秩序の維持と、緊急時の管理体制を万全のものとする。

① 保安警備に関すること

施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の発生を警戒、防止（閉所時の戸締り、火の元の確認、消灯など）し、児童の安全を守るとともに、財産の保全を図るため、次の警備等を行うものとする。機械警備については、警備の実施状況を定期的に報告するとともに、事故発生の際は、速やかに市に報告すること。

ア 機械警備の実施（甲が指定する機械警備システムを導入すること）

イ 緊急時に対応するための体制の整備

② 巡回その他の日常的に実施すべき業務

ア 利用者が安心して利用できる施設環境確保のため、施設内の巡回を随時行い、設備機器等を点検するとともに施設内の状態を把握すること。

イ 日常的に防犯に努めるとともに、緊急時に迅速に対応できるように防犯体制を整えること。

ウ 鍵の管理を徹底し、盗難の防止に努めること。

エ 施設内で遺失物及び拾得物を発見した場合は、遺失物・拾得物受付台帳を作成し、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、適切に処理するものとする。

③ 緊急時及び災害発生時の対応等

ア 緊急時及び災害発生時の利用者の避難誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応計画及びマニュアルを作成し、職員に周知を図ること。また、安全管理や救護等のマニュアルを作成すること。

イ 防火管理者を選任し、消防署へ届出を行い、市へ報告すること。また、施設防災計画書を作成し、緊急時の状態予測及び対応のため訓練を実施すること。

ウ 緊急時及び災害発生時には、利用者の避難誘導、安全確保等、的確な対応を行うとともに、速やかに市に報告すること。

エ 災害発生時には、利用者及び施設等の被害状況について、市に報告すること。

オ 家具備品等の転倒防止の徹底をするなど、震災対策をすること。市有財産が天災その他の事故により、全部又は一部が壊れた場合、その報告をすること。

（５）施設及び設備の維持管理に関する業務

指定管理者は、施設及び設備を適正に維持管理し、児童が安心して利用できるよう、以下の事項を行うものとする。

① 施設及び設備の保守・点検

次に掲げる施設及び設備の日常点検、法定点検、定期点検等により、保守管理を行い、点検報告書等を市に提出すること。

業務名称	内容	備考
------	----	----

空調設備保守点検	● 日常的な点検 ● フロン排出抑制法に基づく簡易点検	3カ月に1回以上
非常通報装置（学校110番）保守点検	● 毎月1回機械保守点検 ● 3カ月に1回巡回保守点検	3カ月に1回以上

② 備品及び消耗品の維持管理に関すること

ア 備品の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう、備品の管理を行う。また破損、不具合等が発生した時には、速やかに市に報告をすること。

イ 消耗品の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜購入し、管理を行う。不具合の生じたものに関しては随時更新をすること。

ウ 震災対策等

家具備品等の転倒防止の徹底をするなど、震災対策をすること。市有財産が天災その他の事故により、全部又は一部が壊れた場合、その報告をすること。

③ 施設の破損及び滅失の届出

指定管理者は、利用者が施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（6）光熱水費

下表のうち指定管理費で支払うものに該当するものについては、指定管理者が、指定管理費のなかで支払うものとする。また、光熱水費の使用に関して節約に努めるものとする。なお、電気・ガスの契約会社を変更する場合は、事前に市の承諾を得ることとする。

	上下水道費	電気	ガス
第二・第三西町学童保育所	○	○	×

※「○」は指定管理者が支払うものとする。

類似施設の第二・第三日吉町学童保育所の令和5年度実績

	光熱水費
第二・第三日吉町学童保育所	920,038円

（7）その他業務

上記業務の他、施設管理に付随する業務として次に掲げる業務を行うものとする。

① 月次報告

指定管理者は、下記項目の月ごとの報告すべき内容を市が指定した様式等で翌月10日までに報告するものとする。

ア 学童保育所

- (ア) 学童保育所の児童の登録者数及び利用状況
- (イ) 当該月における当該施設に従事する職員名簿
- (ウ) 当該施設に従事する職員の出勤簿及び日々の職員体制（勤務時間帯等）が確認できる勤務状況表
- (エ) 当該月における保育のまとめ
- (オ) 保健記録
- (カ) 当該月の行事等の実施報告書
- (キ) 当該月翌月の行事等の計画書
- (ク) 保守点検などの報告書（実施した場合）

イ その他

- (ア) 施設、設備の定期点検や第三者に委託した業務の実施状況等に関する報告書
- (イ) その他、指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項に関する報告書

② 年次報告

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、管理業務に関する事業報告書を市に提出するものとし、事業報告書には、次の項目を記載するものとする。

- ア 管理の業務の実施実績
- イ 提案事業の実施状況
- ウ 利用状況
- エ 管理に要した経費の収支状況
- オ 苦情対応に関する記録
- カ 利用者アンケート調査結果
- キ その他管理の実態を把握するために必要な事項

7 運営に関する留意事項

- (1) 施設の利用促進を図るため、施設案内等、必要な媒体の作成及び積極的かつ効果的なPRや情報提供を行うこと。その際、施設内や施設案内等に、指定管理者により管理運営されている施設であることを表示すること。
- (2) 飲食物提供や行事等における衛生管理・アレルギー対応に留意すること。
- (3) 国分寺市子どもいじめ虐待防止条例（平成26年条例第6号）の目的を理解し、児童が安心して過ごすことができる環境を整備するとともに、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関との連携を図ること。また、職員は、児童のいじめ虐待に関する研修に参加する等、知識の習得等に努めること。
- (4) 同じ小学校区の既存公立学童保育所との連携や交流を安全面に配慮しながら積極的に図ること。

8 指定管理の期間

令和8年12月1日から令和11年3月31日までの2年4箇月間とする。

9 指定の取消し

市の指示に従わなかったとき、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

この場合において、指定の取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

指定の取消し等の原因となる事由としては、以下のようなものがある。

- (1) 学童保育所条例又は協定書の記載内容に違反した場合
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げた場合
- (3) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示に従わない場合
- (4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失った場合
- (5) 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明した場合
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される場合
- (7) 法令違反等により当該指定管理者に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当と判断される場合
- (8) 指定管理者から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申出があった場合
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明した場合
- (10) その他市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合

10 文書の管理・保存の徹底

指定管理者は、業務執行上作成し、又は受領した文書について、国分寺市文書管理規則（平成12年規則第30号）の規定に基づき、適正に管理・保存しなければならない。また、指定管理期間終了時には、当該文書等を市の指示に従い引き渡すこととする。

11 情報の公開

指定管理者は職務において作成し、又は取得した管理・運営に関する文書等について、国分寺市情報公開条例及び保護法を遵守し公開しなければならない。

12 個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護

指定管理者は、保護法の規定による個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護に必要な措置を講じなければならない。

また、指定管理者に係る管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

13 秘密の保持

指定管理者と指定管理者に係る管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

14 原状の回復

指定期間が満了したときは、速やかに当該施設及び付帯設備を原状に回復しなければならない。指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命ぜられたときも同様とする。ただし、市長の承認を得た場合はこの限りでない。

15 損害賠償義務

指定管理者の責に帰すべき損害が生じた場合は、指定管理者は損害賠償義務を負う。

また、市が賠償したとき、指定管理者の責任に帰すべき場合は、市は指定管理者に費用を求償することができる。

16 苦情等への対応

- (1) 運営管理責任者を苦情対応責任者として配置し、他職員とともに利用者からの問合せや苦情対応等に対応すること。
- (2) 施設利用者や近隣住民等との間に苦情などの問題が発生した場合は、指定管理者は誠意を持って対応に努めること。指定管理者により対応が困難な場合は、その経緯を速やかに市へ報告し協議の上対処すること。公の施設を管理していることを十分認識し、苦情処理等に当たっては、金品等による解決を図ってはならない。
- (3) 苦情等の事後処理については、発生から解決までの対応記録を作成し、指定管理者内で記録を回覧して意識の統一を図ることとする。指定管理者は市へ対応記録により報告するものとする。

17 利用者アンケート調査の実施

- (1) 指定管理者は、施設利用者の満足度を把握し、管理業務や事業等の改善と評価に

活かすことを目的に、毎年度利用者アンケート調査を実施するものとする。

- (2) 利用者アンケート調査の内容及び実施方法・時期は、毎年度市と指定管理者において協議し決定するものとする。
- (3) 利用者アンケートの結果については、調査実施後速やかにその内容を市に報告するものとする。

18 事業実施状況自己評価の実施

- (1) 指定管理者は、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき事業が遂行されているか、自己評価を実施するものとする。
- (2) 指定管理者は、自己評価の結果を管理業務や事業等に反映するとともに、著しく低い評価となった事項がある場合は速やかに市に報告するものとする。
- (3) 自己評価の実施結果については、事業報告書に添付して市に報告するものとする。

19 業務実施に付随して指定管理者が行う事項等

- (1) 職員研修
業務遂行のために必要な職員研修を適宜実施し、円滑な業務の運営の確保を図ること。
- (2) 管理責任の備え
管理責任に係る保険等は、指定管理者が加入する。
- (3) 指定管理開始前の準備
指定管理者の決定を受けた者は、円滑に業務が行えるよう、指定管理を開始する日の前に、管理運営に係る事前準備を行うとともに、従前に管理を行う者から市の立ち会いのもとに必要な引継ぎを受けるものとする。また、事前準備期間中に発生する光熱水費及び通信にかかる回線・機器等設置費用、通信費等を負担することとする。
- (4) 指定終了時における措置等
指定期間の終了、指定取消し等により、指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータを遅滞なく提出しなければならない。
また、市が認めるものを除き、指定が終了となるものにより、原状回復措置を行わなければならない。

20 災害等緊急事態に対する対応

- (1) 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応計画及びマニュアル、安全計画を作成し、職員に周知を図るものとする。
- (2) 災害等緊急事態の発生時には、的確に対応するとともに、市に、速やかに状況報

告をすること。なお、災害等緊急事態発生時にあっては、公の施設の管理者として市に協力を行うものとする。

21 指定管理に係る経費

(1) 指定管理の経費等

市は、指定管理者が申請の計画で提示した業務を実施するために必要な経費額をもとに、指定管理費、支払時期及び支払方法等を協定で定めて指定管理者に支払う。

(2) 指定管理の対象経費

指定管理者の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

- ① 人件費（職員に係る給与、手当、社会保険料、雇用保険料、職員健康診断料等）
- ② 事務費（消耗品費、印刷製本費、通信費、使用料・賃借料、保険料、その他）
- ③ 管理費（光熱水費、修繕費、警備費、設備保全費、保守点検委託料、細菌検査等）
- ④ 運営費（教材費、図書・文具費、副食費、原材料費、報償費（講師謝礼等）、遊具等購入費、日常活動経費及び行事活動経費等）
- ⑤ 一般管理費

(3) 指定管理費の管理

指定管理者は、市から支払われた指定管理に係る経費の専用口座を設けるとともに、帳簿を備え付け、適正に管理する。

22 環境配慮

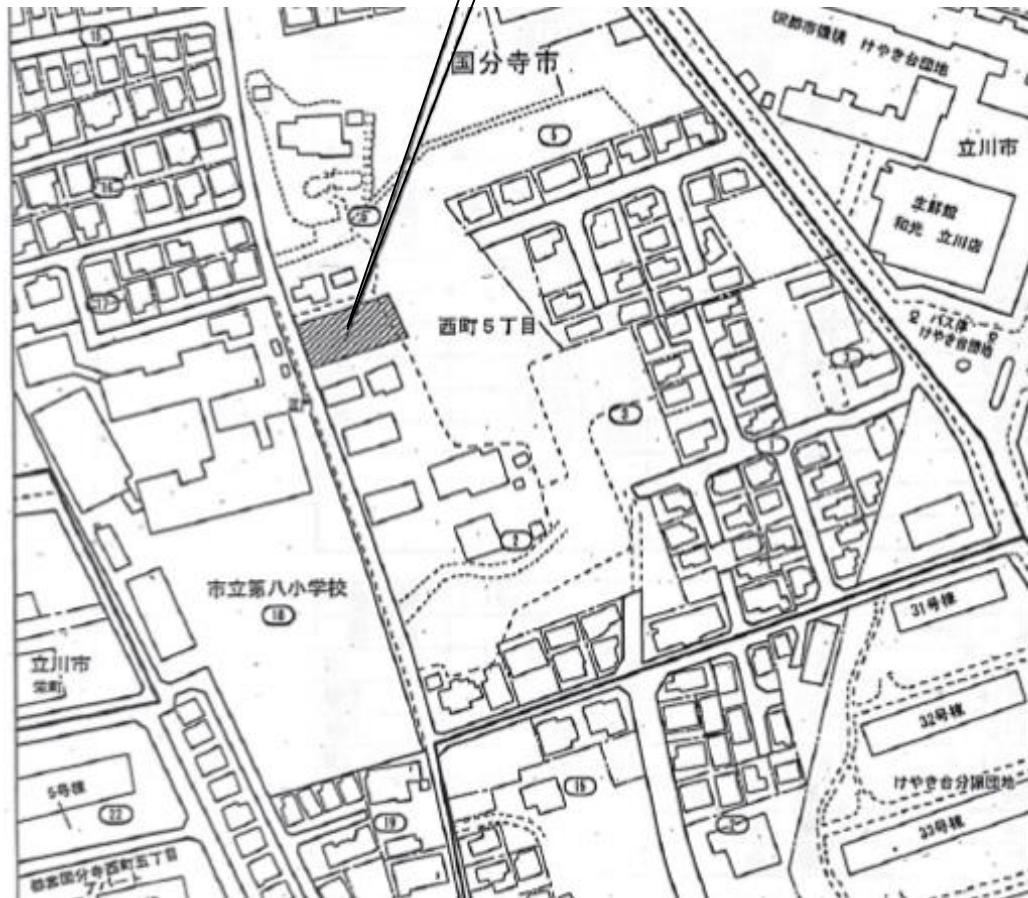
国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、可能な範囲でグリーン購入に努め、環境に配慮するものとする。

23 その他

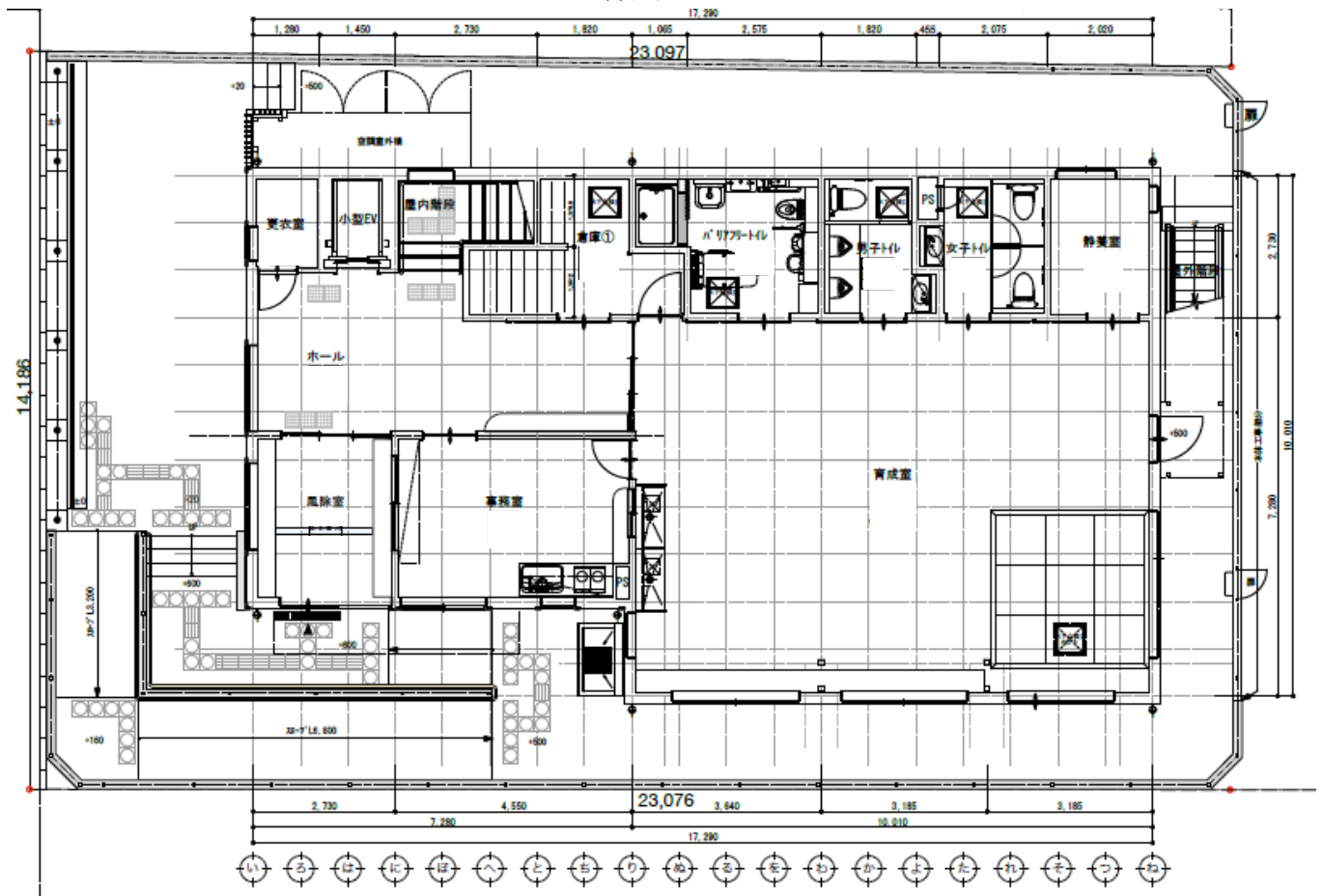
この仕様書の内容に疑義が生じた場合、定めのない事項があった場合又はこの仕様書の内容を変更する必要があるが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

工事場所：国分寺市西町五丁目 6 番地 16

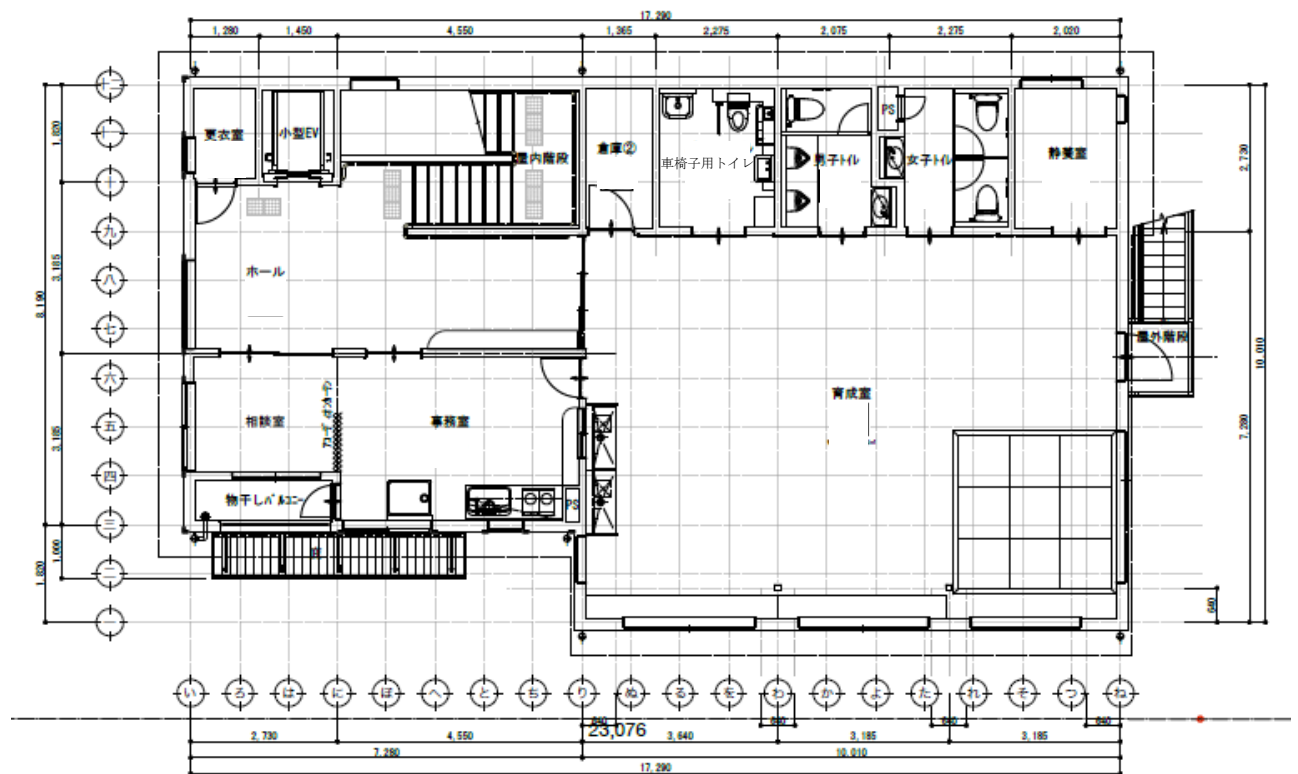
＜案内図＞



<各階平面図>



1 階平面図



2 階平面図

別表 1

「学童保育所職員シフト表」

- 「国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」等の人員配置基準を遵守すること。
 ○開所している時間帯を通じて、支援単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(うち1人を除いて補助員でも可)配置しなければならない。
 ○加えて、利用者や施設の構造などに応じて必要な職員を配置するものとする。

【常勤職員2人体制】1施設(支援単位)ごとの職員配置(参考例)

区分	開設時間	職員	勤務形態等	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
学校のある日	放課後～19:00	A	常勤(放)													
		B	常勤(放)													
		C	非常勤(放)													
		D	非常勤(放)													
		E	非常勤(補)													
		F	非常勤(補)													

区分	開設時間	職員	勤務形態等	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
土曜日	8:00～19:00	A	常勤(放)													
		B	常勤(放)													
		C	非常勤(放)													
		D	非常勤(放)													
		E	非常勤(補)													
		F	非常勤(補)													

区分	開設時間	職員	勤務形態等	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
長期休業期間 (春・夏・冬休み)	8:00～19:00	A	常勤(放)													
		B	常勤(放)													
		C	非常勤(放)													
		D	非常勤(放)													
		E	非常勤(補)													
		F	非常勤(補)													

※(放)は「放課後児童支援員」，(補)は「補助員」のことを指す。

※この他、障害児を受け入れた場合の障害児加配、常勤職員の有給休暇代替・週休振替代替時の対応など、必要に応じて非常勤職員を配置する。

※土曜日など、利用者数が少ない場合は、複数の支援単位を一つの支援単位にまとめて必要な職員を配置し合同保育を実施しても可。

指定管理者の評価基準票（案）

件 名		応募者受付番号	評価日	
国分寺市立第二・第三西町学童保育所			評価者	
評価項目	考え方	評価点	係数	得点
1 団体の理念・姿勢	施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用への考え方			
2 団体の安定性	経営状況の安定性			
3 団体の継続性	団体等の設立から何年経過しているか			
4 団体運営の透明性・公平性	進んで団体等の情報等を公表しているか			
5 団体運営における法令等の遵守状況	個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか			
6 運営実績	同様な施設での運営実績について			
7 効率・効果的運営への取り組み状況	施設の利用を促進させる方策がとれているか。事業者の創意工夫がされているか			
8 受託への熱意・意欲	提案（プレゼンテーション等）の内容			
9 事業運営への獨創性	事業提案にその団体等でしかできないものがあるのか。また、他にはない提案があるか			
10 施設管理の安全性への配慮	資格をもった職員が常駐できるか。また、施設管理に専門性のある団体等か			
11 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）	マニュアルの整備や社員教育独自のマニュアルはあるか。住民への平等利用は確保できているか			
12 社員等の育成状況	研修の実施は十分か、実績はどうか			
13 個人情報保護対策状況	個人情報の管理体制について（社員への周知・書類の保管など）			
14 自主事業などの提案	市が提案するほかに、自らの提案はあるか			
15 障害者の雇用状況（団体全体で障害者の雇用が多いまたは積極的提案がある）	雇用割合や方針について			
16 高齢者の雇用状況（団体全体で高齢者の雇用が多いまたは積極的提案がある）	雇用割合や方針について			
17 管理運営に必要な提案金額	事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであり、経費の削減が図られているか			
18 環境への配慮	事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取り組み状況について			
19 地域雇用の状況（提案に市内在住者の雇用が多いまたは積極的提案がある）	市内在住者の雇用予定について			
20 災害時の対応	地震等災害が発生した際の対応について			
21 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取組について	学校や地域等と連携し、子どもの成長過程等に応じた多様な事業を展開するとともに、保護者への支援、連携など保護者との信頼関係を構築する提案がされているか。			
22 配慮を要する児童への対応について	配慮を要する児童（障害のある児童等）への対応方針及び体制（職員配置、研修体制等）が適当であるか。			
合 計 得 点				

令和7年10月8日
市議会議員資料No.4
子ども子育て支援課

評点基準

5点	4点	3点	2点	1点	0点
市の基本理念に大変近い	市の基本理念に近い	市の基本理念に近いところがある	市の基本理念にあまりあわない	市の基本理念にあわない	
特に優れて安定している	優れて安定している	安定している	あまり安定していない	安定していない	
団体を設立して10年以上である	団体を設立して7年以上である	団体を設立して5年以上である	団体を設立して1年以上である	設立して1年未満である	
非常に透明・公平性のある団体である	よく透明・公平性のある団体である	透明・公平性のある団体である	あまり透明・公平性のある団体でない	透明・公平性のある団体でない	
非常に遵守されている	よく遵守されている	遵守されている	あまり遵守されていない	遵守されていない	
運営の実績が10年以上である	運営の実績が7年以上である	運営の実績が5年以上である	運営の実績が1年以上である	運営の実績が1年未満あるいはない	
特に優れた効率・効果的内容である	優れた効率・効果的内容である。	効率・効果的内容である	やや効率・効果的に欠ける	効率・効果的でない	
意欲的であり特に優れている	意欲的であり優れている	意欲的である	あまり意欲的でない	意欲的でない	
特に優れた独創的内容である	優れた独創的内容である	独創的である	あまり独創的でない	独創的でない	
特に優れた安全性への配慮がされている	優れた安全性への配慮がされている	安全性への配慮がされている	安全性の配慮に欠ける	安全性の配慮がされていない	
接遇・苦情マニュアルの整備は万全である	接遇・苦情マニュアルの整備が良く整っている	接遇・苦情マニュアルの整備が整っている	接遇・苦情マニュアルの整備の改善が必要である	接遇・苦情マニュアルの整備が不十分である	
十分に実施されている	よく実施されている	実施されている	実施されているが不十分である	あまりされていない	
管理体制は十分である	管理体制は良くできている	管理体制はできている	一部管理体制に改善の必要がある	管理体制に改善の必要がある	記述のないもの及び左記に該当がないもの
提案があり内容も非常に優れている	提案があり内容も優れている	提案はあるが内容は普通である	提案はあるが検討の必要がある	提案はあるが採用できない	
障害者雇用率が2.7%以上である。	障害者雇用率が2.5%以上である。	障害者雇用率が2.3%以上である。	障害者雇用率が2.1%以上である。	障害者雇用率が2.1%未満である。	
65歳以上の高齢者雇用率が3.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が3.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%未満である	
指定管理費上限額からの削減率が1.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が1.0%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%未満である	
省エネルギー、省資源等に向けた独自の方針の整備又は具体的な目標設定があり、意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等への取り組みがあまりない	省エネルギー、省資源等への取り組みがない	
当該施設において、70%以上の雇用について予定がある	当該施設において、60%以上の雇用について予定がある	当該施設において、50%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%未満の雇用について予定がある	
対応・考え方がマニュアルとして完全に整備されている	対応・考え方がマニュアルとして良く整備されている	対応・考え方がマニュアルに整備されている	対応・考え方が不十分である	対応・考え方が整理されていない	
提案があり内容も非常に優れている	提案があり内容も優れている	提案はあるが内容は普通である	提案はあるが検討の必要がある	提案はあるが採用できない	
提案があり内容も非常に優れている	提案があり内容も優れている	提案はあるが内容は普通である	提案はあるが検討の必要がある	提案はあるが採用できない	